

みんなで描こう より良いかたち

町田市公共施設再編計画

2018 年 6 月

町田市



目次

はじめに	8
第1章 再編計画の概要	9
1. 目的・位置付け	9
(1) 目的	9
(2) 位置づけ	9
2. 対象施設	10
3. 計画期間	10
第2章 再編が必要な背景	12
1. 社会状況	12
(1) 人口	12
(2) 財政	13
(3) 暮らし	13
2. 公共施設の状況	14
(1) 施設分類別の施設数、延床面積の構成比	14
(2) 建築年別の延床面積	15
(3) 規模別の延床面積の構成	16
(4) 既存施設を維持した場合の維持・更新費シミュレーション	17
3. 再編の必要性	19
第3章 公共施設・公共空間のより良いかたち	20
1. 目指すもの	20
2. 基本となる方向性	22
3. 基本イメージ	23
第4章 再編における基本的な考え方	25
1. 「サービス・機能」についての考え方	25
2. 「建物」についての考え方	26
(1) 維持する建物について	26
(2) 建物維持の基本的な考え方	27
第5章 施設機能毎の今後の方向性と短期再編プログラム	29
1. 施設機能毎の方向性の考え方	29
2. 施設機能毎の今後の方向性と短期再編プログラム	30
ページの構成	30
A 庁舎・窓口施設等	34
I. 施設概要	34
II. 実態と課題	34
III. 4つの視点から	35
IV. 再編後のイメージ例	36
V. 今後の方向性	37
● 庁舎・窓口施設等 短期再編プログラム	38

B	集会施設	40
I.	施設概要	40
II.	実態と課題	40
III.	4つの視点から	41
IV.	再編後のイメージ例	42
V.	今後の方向性	43
●	集会施設 短期再編プログラム	44
C	図書館	46
I.	施設概要	46
II.	実態と課題	46
III.	4つの視点から	47
IV.	再編後のイメージ例	48
V.	今後の方向性	49
●	図書館 短期再編プログラム	50
D	学校	52
I.	施設概要	52
II.	実態と課題	54
III.	4つの視点から	54
IV.	再編後のイメージ例	56
V.	今後の方向性	57
●	学校 短期再編プログラム	58
E	保育園・子ども発達センター	60
I.	施設概要	60
II.	実態と課題	60
III.	4つの視点から	61
IV.	再編後のイメージ例	62
V.	今後の方向性	63
●	保育園・子ども発達センター 短期再編プログラム	64
F	学童保育クラブ	66
I.	施設概要	66
II.	実態と課題	67
III.	4つの視点から	68
IV.	再編後のイメージ例	70
V.	今後の方向性	71
●	学童保育クラブ 短期再編プログラム	72
G	子どもセンター・子どもクラブ	74
I.	施設概要	74
II.	実態と課題	74
III.	4つの視点から	75
IV.	再編後のイメージ例	76

V. 今後の方向性	77
● 子どもセンター・子どもクラブ 短期再編プログラム	78
H 高齢者福祉施設.....	80
I. 施設概要	80
II. 実態と課題	80
III. 4つの視点から	81
IV. 再編後のイメージ例	82
V. 今後の方向性	83
● 高齢者福祉施設 短期再編プログラム	84
I 障がい福祉施設等.....	86
I. 施設概要	86
II. 実態と課題	86
III. 4つの視点から	87
IV. 再編後のイメージ例	88
V. 今後の方向性	89
● 障がい福祉施設等 短期再編プログラム	90
J 生涯学習施設.....	92
I. 施設概要	92
II. 実態と課題	92
III. 4つの視点から	93
IV. 再編後のイメージ例	94
V. 今後の方向性	95
● 生涯学習施設 短期再編プログラム	96
K 保健施設.....	98
I. 施設概要	98
II. 実態と課題	98
III. 4つの視点から	99
IV. 再編後のイメージ例	100
V. 今後の方向性	101
● 保健施設 短期再編プログラム	102
L 文化ホール施設.....	104
I. 施設概要	104
II. 実態と課題	104
III. 4つの視点から	105
IV. 再編後のイメージ例	106
V. 今後の方向性	107
● 文化ホール施設 短期再編プログラム	108
M 美術館・博物館等.....	110
I. 施設概要	110
II. 実態と課題	110

III. 4つの視点から	111
IV. 再編後のイメージ例	112
V. 今後の方向性	113
● 美術館・博物館等 短期再編プログラム	114
N スポーツ施設	116
I. 施設概要	116
II. 実態と課題	116
III. 4つの視点から	117
IV. 再編後のイメージ例	118
V. 今後の方向性	119
● スポーツ施設 短期再編プログラム	120
O 防災施設	122
I. 施設概要	122
II. 実態と課題	124
III. 4つの視点から	124
IV. 今後の方向性	125
● 防災施設 短期再編プログラム	126
P その他集会施設	128
I. 施設概要	128
II. 実態と課題	128
III. 4つの視点から	129
IV. 今後の方向性	129
● その他集会施設 短期再編プログラム	130
Q その他教育施設	132
I. 施設概要	132
II. 実態と課題	132
III. 4つの視点から	132
IV. 今後の方向性	133
● その他教育施設 短期再編プログラム	134
R その他高齢者福祉施設等	136
I. 施設概要	136
II. 実態と課題	136
III. 4つの視点から	137
IV. 今後の方向性	137
● その他高齢者福祉施設等 短期再編プログラム	138
S その他展示等施設	140
I. 施設概要	140
II. 実態と課題	140
III. 4つの視点から	140
IV. 今後の方向性	141

● その他展示等施設 短期再編プログラム	142
T 市営住宅	144
I. 施設概要	144
II. 実態と課題	144
III. 4つの視点から	145
IV. 今後の方向性	145
● 市営住宅 短期再編プログラム	146
U 医療施設	148
I. 施設概要	148
II. 実態と課題	148
III. 4つの視点から	148
IV. 今後の方向性	149
● 医療施設 短期再編プログラム	150
V レクリエーション・観光施設	152
I. 施設概要	152
II. 実態と課題	152
III. 4つの視点から	153
IV. 再編後のイメージ例	154
V. 今後の方向性	155
● レクリエーション・観光施設 短期再編プログラム	156
W 産業系施設	158
I. 施設概要	158
II. 実態と課題	158
III. 4つの視点から	159
IV. 再編後のイメージ例	160
V. 今後の方向性	161
● 産業系施設 短期再編プログラム	162
X 供給処理施設	164
I. 施設概要	164
II. 実態と課題	164
III. 4つの視点から	165
IV. 今後の方向性	166
● 供給処理施設 短期再編プログラム	167
Y 下水道施設	168
I. 施設概要	168
II. 実態と課題	168
III. 4つの視点から	168
IV. 今後の方向性	169
● 下水道施設 短期再編プログラム	170
Z 駐車場・自転車等駐車場	172

I. 施設概要	172
II. 実態と課題	172
III. 4つの視点から	173
IV. 今後の方向性	174
● 駐車場・自転車等駐車場 短期再編プログラム	175
第6章 推進体制	176
第7章 今後の進め方	177
参考 地域別の公共施設及び公共施設を取り巻く状況	179
1. 地域別の状況について	179
2. 人口の状況	182
(1) 概況	182
(2) 宅地開発の変遷	183
(3) 人口変化の状況	184
(4) 人口構成の状況	184
3. 土地利用の状況	185
(1) 用途地域の状況	185
(2) 住宅所有の状況	186
4. 交通の状況	187
5. 公共施設の配置状況	188
資料 再編計画の策定にあたって	190
1. 町田市公共施設再編計画策定検討委員会	190
2. 町田市公共施設再編計画策定庁内検討委員会	190
3. 計画策定の経過	191
4. 委員会からの提言書	193



はじめに

町田市では、これからの時代にふさわしい新しい公共施設・公共空間づくりを進めています。

2016 年 3 月には、財政状況が厳しさを増す中でも必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うにあたっての基本方針を示した『町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）』（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

この「基本計画」では、人口や財政状況の見通し、公共施設等の状況を踏まえ、かつてのように多くの施設を一斉に更新することは困難な状況であるとし、中長期的な視点で既存施設の建替えや再編を総合的に検討し、これらを確実に実行するための「目指すべき姿」「基本方針」を定めています。

このうち、道路等の都市インフラ施設を除く「公共施設」について、計画的に取り組みを推進するために策定するのが、『みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画』（以下、「再編計画」という。）です。

「再編計画」の策定にあたっては、学識経験者、市民団体代表、公募市民により構成する町田市公共施設再編計画策定検討委員会を2016年11月に設置し、12回の会議を通じ、多様な立場からのご意見やご提案をもとに検討を重ねてまいりました。また市民3千人を対象としたアンケート調査、2度の市民意見募集、20回の市民説明会など、取り組みの周知やご意見を伺う機会を設けてまいりました。ご協力、ご参加いただいた皆様に感謝申し上げます。

町田市が進める再編は、単に施設を減らしコストダウンを図るのではなく、「公共施設・公共空間のより良いかたち」を実現することを目指しています。「再編計画」では、再編における基本的な考え方や、学校、図書館、スポーツ施設といった施設機能毎の今後の方向性と、2018年度～2026年度までの具体的な取り組みを示した、短期再編プログラム等を記載しています。

また、「再編後のイメージ例」を提示していますが、あくまでも将来的なゴールのイメージのひとつを描いたにすぎません。大事なのは、これまでと異なる状況を理解したうえで、将来を担う世代に負担を残すことなく、将来につながる「より良いかたち」をみんなでイメージしながら、今から着実に取り組みを進めていくことです。

町田市では、この公共施設の再編という、今までにない長期的かつ大きな取り組みを通じて、将来にわたってそこで暮らしている誰もが地域社会の中で誇りを持ち、豊かに暮らし続けられるまちをみんなで連携して作りたいと考えています。

そのためにも、「再編計画」の策定を取り組みのスタートと位置づけ、公共施設の現状や様々なデータ等をお示しし、対話や提案の場を重ねてまいります。

ひとりでも多くの方々と目標を共有し、「より良いかたち」の実現に向かって、一緒に歩き始めましょう。



第1章 再編計画の概要

1. 目的・位置付け

(1) 目的

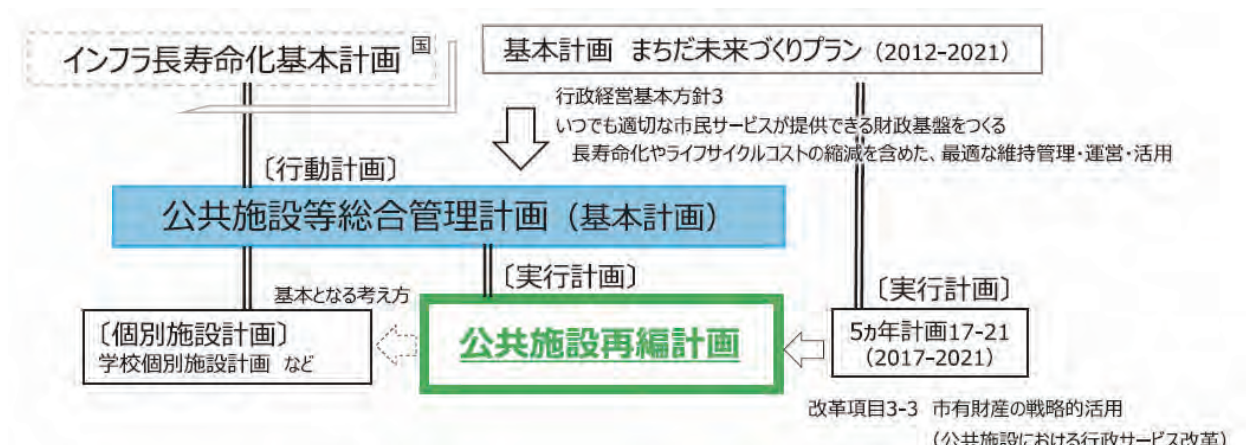
「再編計画」は、2015 年度に策定した「基本計画」に定める基本方針等に基づき、着実かつ計画的に取り組みを推進することを目的としています。

(2) 位置づけ

「再編計画」は、「基本計画」に基づき取り組みを着実に実行するための実行計画と位置づけています。また、一部の行政サービスを見直す取り組みについては、町田市基本計画『まちだ未来づくりプラン』（2012 年度～2021 年度）の実行計画である『町田市 5 か年計画 17-21』の行政経営改革プランにおいて検討が進んでいます。「再編計画」では 2017 年度末時点での内容を反映しています。

なお、国においては 2013 年に『インフラ長寿命化基本計画』が策定され、全国の地方公共団体に公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定が要請されています。「再編計画」は、今後、個別施設計画を策定する際の基本となる考え方を示しています。

図表 1.1 計画体系図

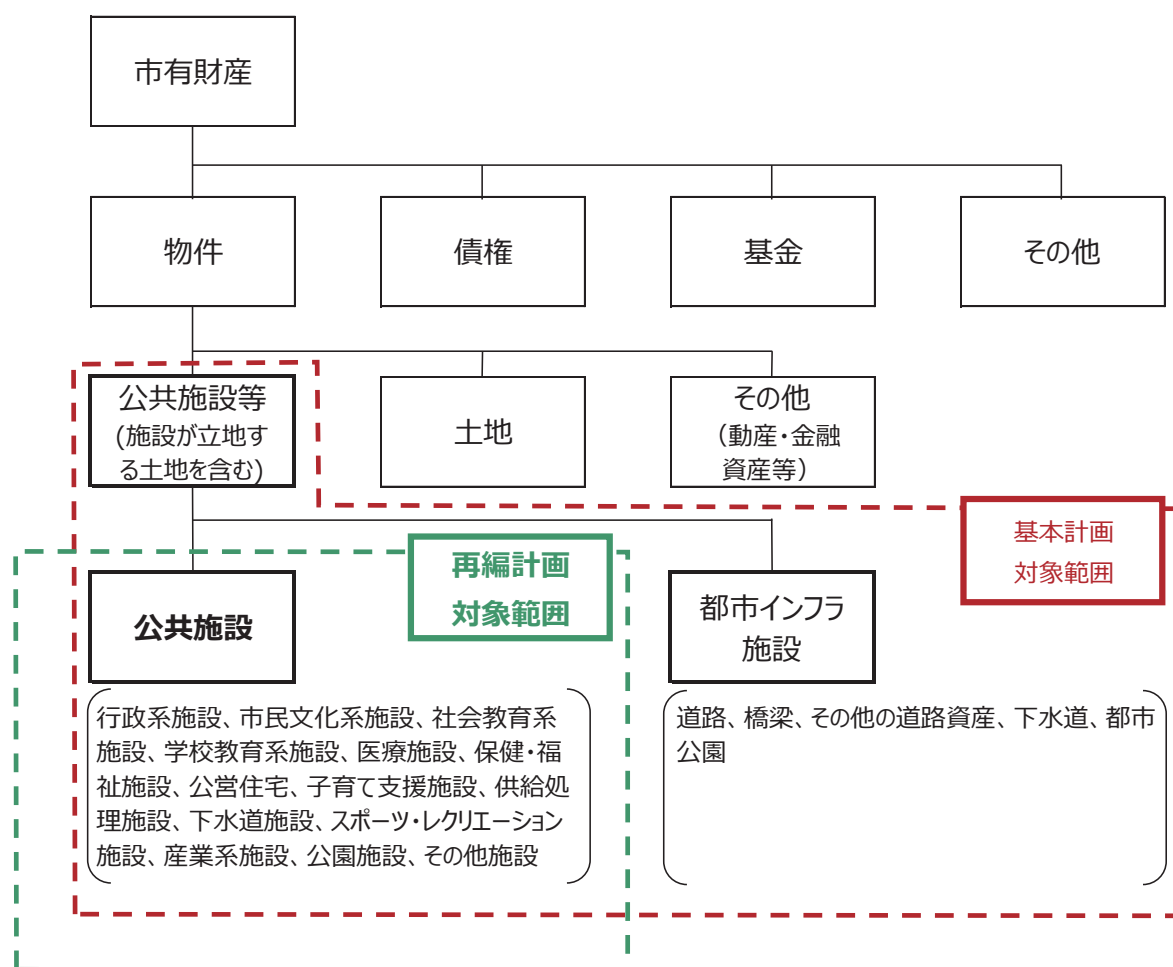


2. 対象施設

「再編計画」の対象は、市有の施設及び市が借り上げて行政サービスを行っている「公共施設」とします。

なお、「基本計画」で対象施設とした「都市インフラ施設」については、「基本計画」で定めた方針に基づき計画的な維持管理を進めるものとし、本計画の対象にはしていません。

図表 1.2 計画対象施設



3. 計画期間

建物は一旦整備すると、長期にわたって維持管理が必要となることから、再編を行うにあたっては長期的な視点をもって計画を定めることが必要です。そこで、計画期間は、「基本計画」の計画期間と合わせ 2055 年度までの 38 年間^{※1}とします。さらに、取り組み内容や時期の具体化を図るため、2018 年度～2026 年度までの 9 年間で

※1 「基本計画」の計画期間は、2016 年度～2055 年度の 40 年間であるが、再編計画の計画期間は、検討に要した 2 年を除く、2018 年度～2055 年度の 38 年間とする。

短期（第 1 期）、2027 年度～2036 年度までの 10 年間で中期（第 2 期）、2037 年度～2055 年度の 19 年間で長期とし、長期はさらに 10 年間（第 3 期）と 9 年間（第 4 期）に分けます。

構成としては、2018 年度～2055 年度までの施設機能毎の方向性を示し、その実現に向けた短期・中期・長期の時期別の取り組みを示します。また、短期については、「短期再編プログラム」として、直近 9 年間の取り組みについてより具体化・詳細化し、いつまでに何を検討して決定していくといったスケジュールを示すことで、合意形成も含めた着実な進展を図っていきます。

図表 1.3 計画期間（年度）

施設機能毎の方向性 2018～2055			
短期の取り組み 2018～2026 (第 1 期)	中期の取り組み 2027～2036 (第 2 期)	長期の取り組み 2037～2055 (第 3 期) (第 4 期)	
短期再編プログラム			



コラム① 町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）とは

直面する課題に対応していくために、町田市では 2016 年 3 月に『町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）』を策定しました。

この計画は、町田市が保有する公共施設等の現在の状況を客観的に把握・分析することで現状の課題等を明確にするとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針等を定めた計画です。目指すべき姿として、「経営的視点に立った管理運営」と「新たな価値の創出」の 2 つを掲げ、その実現のため、建物の総量を減らしていくことや、民間等との連携を強化していくことなど 4 つの基本方針及び 9 つの取組を示しています。

【目指すべき姿】

経営的視点

必要なサービスを維持向上させるため、経営的視点に立って公共施設の最適化を図るとともに、施設の管理と運営においてこれまで以上に徹底した効率化を行う。

新たな価値の創出

公共サービスを提供する機能をいかに維持するかという考え方を前提に、市民や民間事業者などとともに、多様なアイデアと民間のノウハウを活かした町田ならではの魅力的なサービスの創出。

【4つの基本方針】

- ・施設総量の圧縮
- ・ライフサイクルコスト(LCC)^{※2}の削減
- ・官民連携によるサービス向上
- ・既存資源の有効活用

【9つの取組】

- ・施設の集約
- ・施設の複合化・多機能化
- ・維持管理費用の削減
- ・施設の長寿命化
- ・市民・地域連携
- ・PPP/PFI^{※3}の導入
- ・他自治体との連携
- ・市有財産の戦略的活用
- ・人の交流や公益的サービスを創出する場づくりへの支援

※2 建物の建設から施設の管理運営、建替えまでの建物の一生にかかるトータルコストのこと。

※3 民間と連携して公共サービスを提供する手法。施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

第2章 再編が必要な背景

町田市において公共施設の再編が必要な背景について、人口、財政、暮らしといった社会状況と、公共施設の状況に分けて示します。

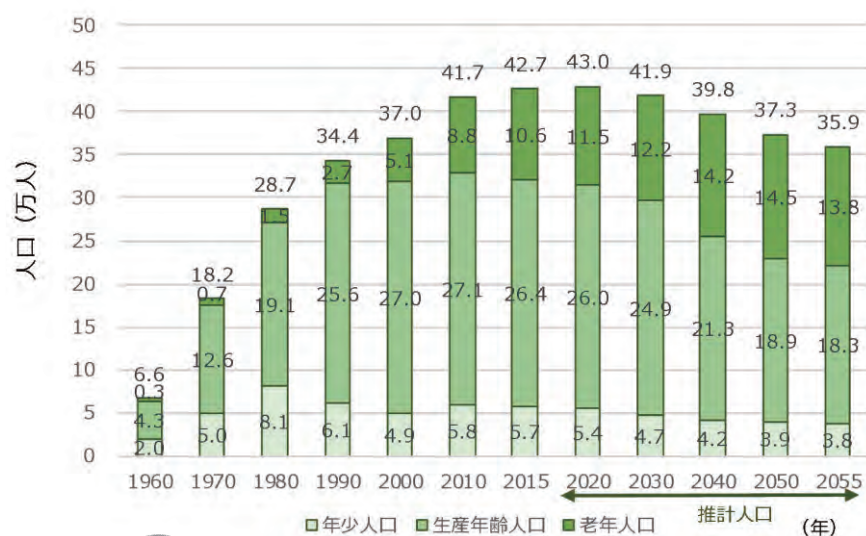
1. 社会状況

(1) 人口

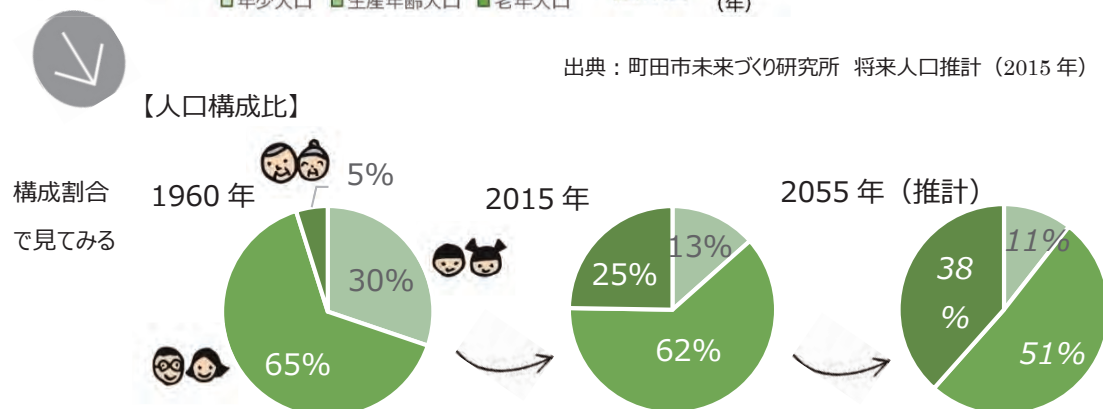
町田市の総人口は高度経済成長期（1954～1973 年頃）における一斉流入を機に大幅に増加し、その後も増加を続けてきましたが、推計によると 2020 年をピークに減少に転じます。生産年齢人口（15 歳～64 歳）と年少人口（14 歳以下）は既に 2010 年から減少傾向にある一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続けています。

こうした年齢層別の人口変化により人口構成比は、1960 年時点では、市税収入の中心となる生産年齢人口の割合が 65%で、老年人口は 4.5%でしたが、2055 年時点では、生産年齢人口は 51%まで低くなり、老年人口は 38%と高まります。

図表 2.1 町田市の人口推移と将来推計（時点：各年 1 月 1 日）



出典：町田市未来づくり研究所 将来人口推計（2015 年）

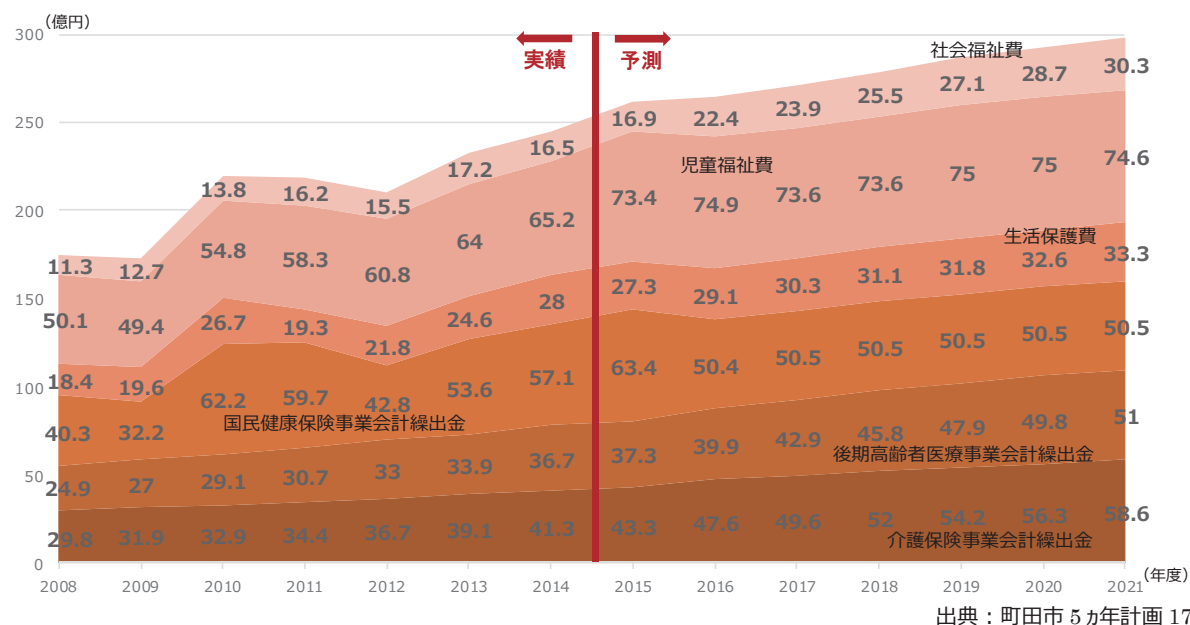


(2) 財政

少子高齢化を背景として、社会保障関係経費が増加を続けています。特に、高齢化の進展により介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の市の負担額の増加や、生活保護費の増加が顕著となっています。今後も生産年齢人口の減少、高齢化が進むことから、社会保障関係経費は増加していくことが予測されます。

また、社会保障関係経費の増加と、市税収入の緩やかな減少も予測されている中、今後も構造的収支不足^{※4}は、年々拡大していくことが見込まれます。

図表 2.2 社会保障関係経費（一般財源）の推移



(3) 暮らし

社会状況やライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズも多様化・複雑化しており、行政はその時代のニーズを的確に捉えたサービスの提供が求められています。その一方で行政以外の事業者や NPO 等多様な担い手が、自ら公益的なサービスを提供している場面も多く見られるようになっていきます。

また、IT 化などの技術進歩により社会状況の変化が今後も続くと考えられる中、従来の公共施設によるサービス提供以外の方法を検討することで、時間や場所にとらわれないサービス提供が可能となり、市民にとって選択肢が増え、サービスがより身近になります。



コラム② 社会状況の変化などに伴う市民ニーズの多様化・複雑化

市民ニーズの多様化・複雑化には、例えば保育時間へのニーズの多様化があり、夜間保育や緊急時などの一時保育の需要があげられます。また核家族化などによる世帯構成の変化は、子どもへの影響だけではなく、単身高齢者を増加させ、社会として高齢者の見守りが必要となるなど複雑化しています。

このように多様で複雑化した市民ニーズに対応するためには、従来の公共施設によるサービス提供にとらわれない、新たな公共サービスのあり方が求められます。

※4 高齢化という不可避な歳出増加要因により、社会保障給付が「自然増」していくのに対し、生産年齢人口の減少などにより歳出増に対応した市税収入の増加が見込めない状況のこと

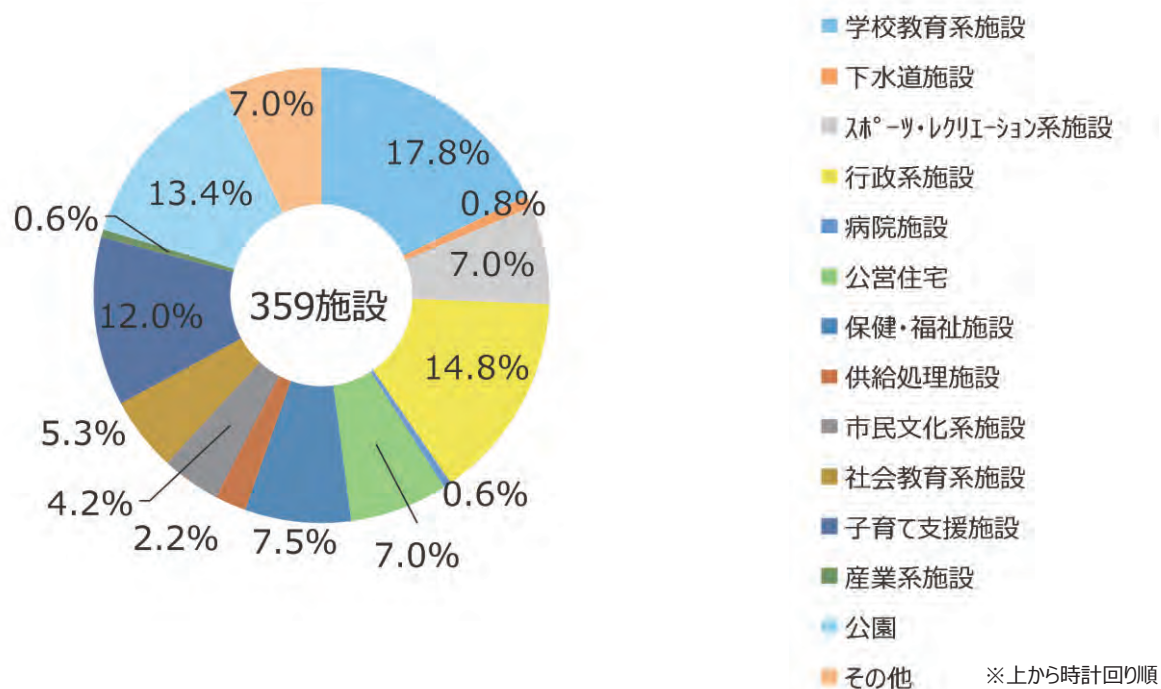
2. 公共施設の状況

(1) 施設分類別の施設数、延床面積の構成比

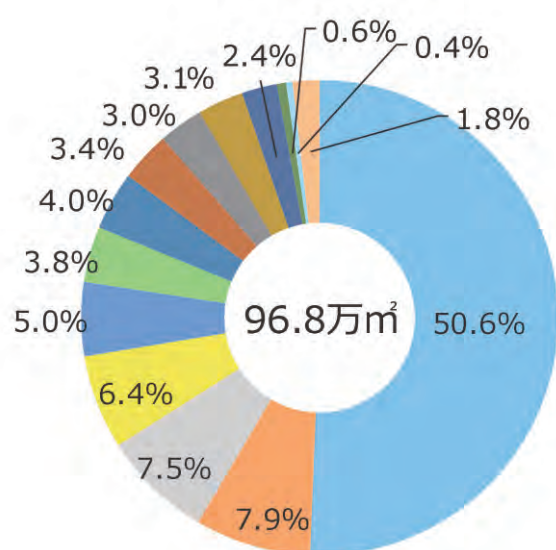
町田市の公共施設は全 359 施設、総延床面積 96.8 万平方メートルです。施設分類別の施設数の構成比では、全体のうち、学校教育系施設が 17.8%と一番多く、次いで行政系施設 14.8%、公園 13.4%、子育て支援施設 12.0%と施設の数が多くなっています。

一方、延床面積では、総延床面積 96.8 万㎡のうち学校教育系施設が 50.6%と過半を占めています。

図表 2.3 施設分類別の施設数の構成比 (時点：2016 年度末)



図表 2.4 施設分類別の延床面積の構成比 (時点：2016 年度末)

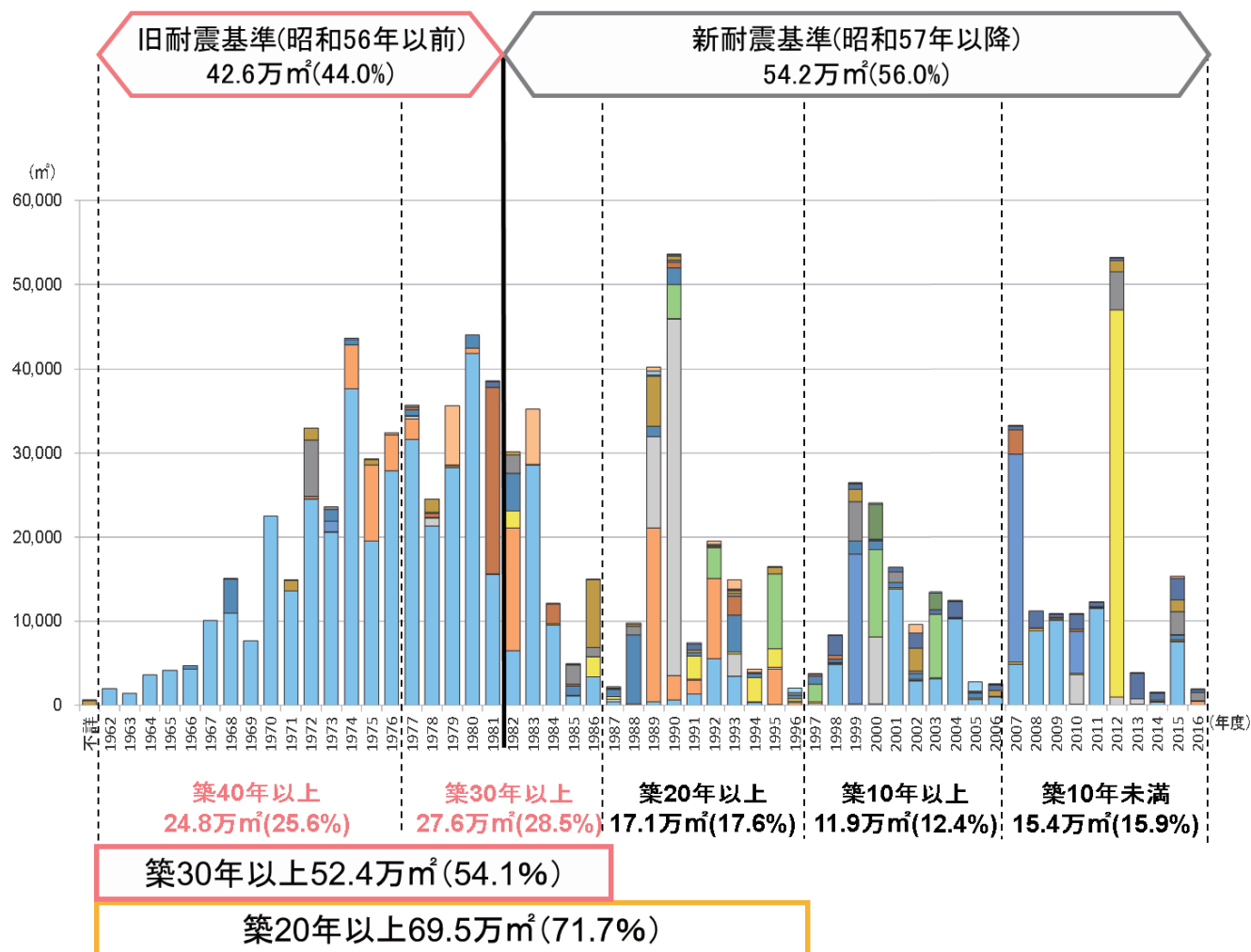


(2) 建築年別の延床面積

町田市は高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化に対応するため、1960年代後半～1980年代前半にかけて学校教育系施設を中心に多くの公共施設を整備してきました。一方で1980年代後半以降は、学校教育系施設以外の施設の整備が大部分を占めています。

築年別の延床面積では、築30年以上の施設の延床面積が54.1%と半数を超えており、全体として老朽化が進んでいる状況となっています。

図表 2.5 建築年別の延床面積割合 (時点：2016年度末)

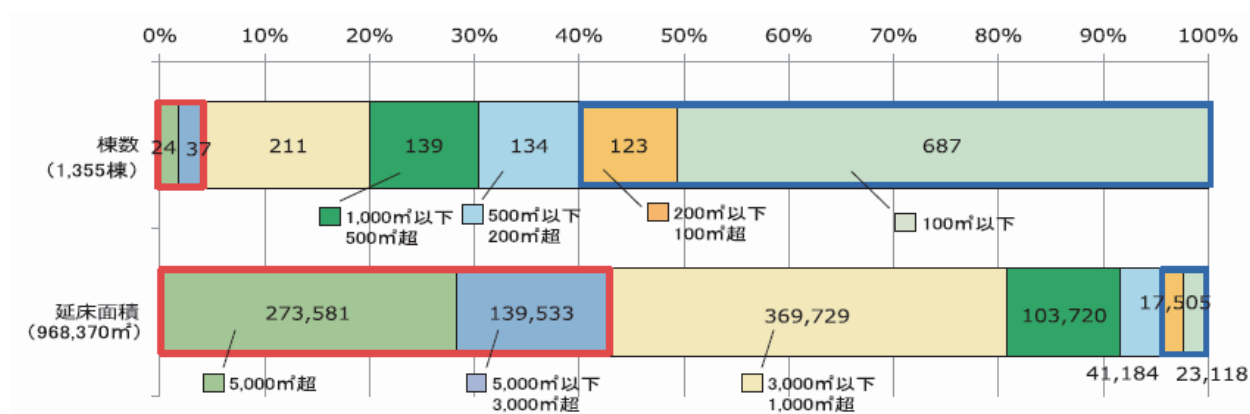


(3) 規模別の延床面積の構成

規模別の延床面積では、3,000 m²を超える建物の棟数は全体の約 5%ですが、延床面積では約 43%を占めています。これらの建物は、設備等の規模が比較的大きく、点検・診断を実施し、計画的に保全することで、将来にかかるコストをより効果的に抑えることができると考えられます。

棟数の約 60%を占める 200 m²以下の建築物は、延床面積では 5%ほどです。これらの建物は、自転車置場、車庫、倉庫等の軽微な構造であり、合計面積も少ないことから、不具合が発生する都度に対応する事後保全型（P.28 参照）の維持管理で対応が可能と考えられます。

図表 2.6 規模別の延床面積割合 （時点：2016 年度末）



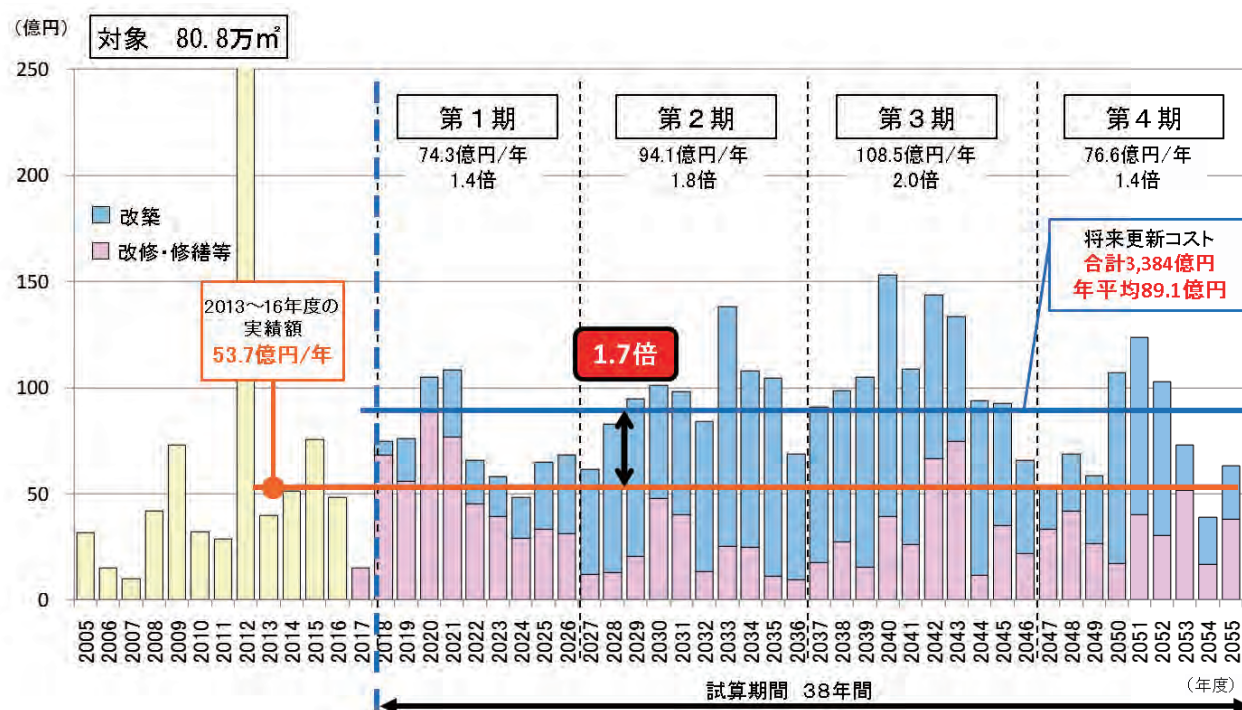
(4) 既存施設を維持した場合の維持・更新費シミュレーション

厳しい財政状況の中、すべての公共施設を建替えることはできませんが、既存施設をすべて維持した場合の維持・更新費について、標準的な耐用年数を 60 年とする計画修繕型と目標耐用年数を 80 年とする長寿命化型の二つの方法に分けて、今後、予測される費用のシミュレーションを行いました。なお、シミュレーションでは、生活や命にかかわる供給処理施設・下水道施設・医療施設は、施設規模を大きく削減する再編がなじまないという性質上、算出の対象から除いており、80.8 万平方メートルの建物延床面積を対象に行っています。

① 計画修繕型＜標準的な耐用年数 60 年＞

計画修繕型の維持管理では、1960 年代後半～80 年代前半に集中して建設した学校が建替え時期を迎える第 2 期、第 3 期にコストのピークがくることがわかります。全ての建物を計画修繕し、築 60 年で建替える場合、今後 38 年間のコストは 3,384 億円、年平均 89.1 億円となります。これは、過去 4 年間の公共施設にかけた経費の年平均 53.7 億円の 1.7 倍に相当します。

図表 2.7 維持・更新コストシミュレーション結果（計画修繕型、標準的な耐用年数 60 年の場合）

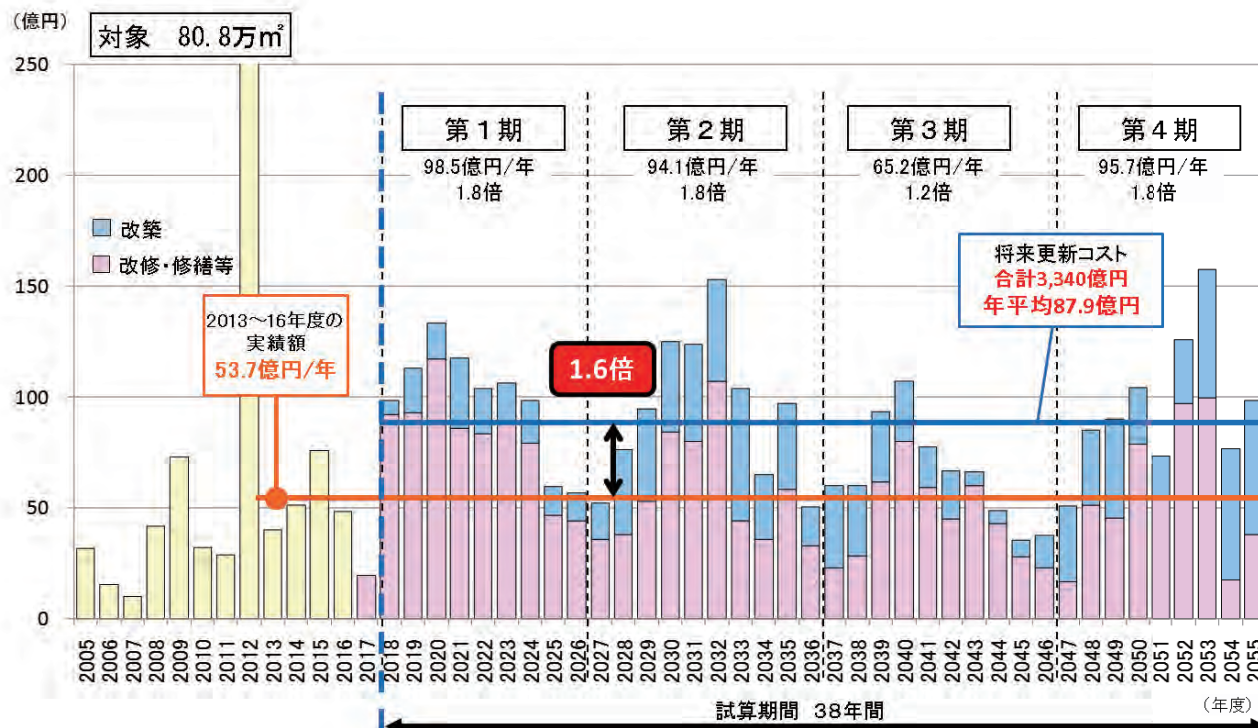


② 長寿命化型＜目標耐用年数 80 年＞

今ある建物全てを長寿命化した場合、今後 38 年間のコストは 3,340 億円で計画修繕型と同程度の費用になります。年平均は 87.9 億円となり、過去 4 年間の公共施設にかけた経費の年平均 53.7 億円の 1.6 倍となります。

また、長寿命化を図るには適切な時期に大規模な改修等を行う必要があるため、計画修繕型と比べて早い時期にコストのピークがくることになり、維持管理の投資に関して、より早い時期に決断をする必要があります。

図表 2.8 維持・更新コストシミュレーション結果（長寿命化型、目標耐用年数 80 年の場合）



3. 再編の必要性

町田市における、人口、財政、暮らしといった社会状況の変化や公共施設の現状や今後の維持更新の見込みについて、まとめると以下のとおりです。

- ▶ 人口：進む少子高齢化と予想される人口減少
- ▶ 財政：社会保障関係費の増加と市税収入の減少による、構造的収支不足の拡大
- ▶ 暮らし：市民ニーズの多様化・複雑化、多様な担い手の出現、IT 化等技術の進歩
- ▶ 公共施設：総量の半数が既に築 30 年以上を経過、その大半が施設規模の大きい学校
- ▶ 維持更新費：今ある建物をすべて維持するためには、現在の 1.7 倍以上の莫大な維持更新費用が必要
長寿命化を図るには大規模な改修等を早い時期に実施することが必要

今後は、以下のような状況が整理できます。

- 今あるすべての建物を維持していくことはできない
- 長寿命化等の効率的な維持管理のためには、今まで以上に計画的かつ長期的な視点が必要になっている
- 求められる行政サービスの質・量・内容が変化している
- 技術的な進歩や多様な担い手の出現により、柔軟なサービスの提供が可能になっている

今から、計画的で効率的な公共施設全体の再編に取り組んでいき、建物総量を削減しながらも時代に適応した将来につながるかたちに変えていく必要があります。

またその再編は、新しい技術や多様な担い手とともに取り組むことで、公共施設を新たな価値を創出するようなより良いかたちに変える好機となります。



コラム③ 市民アンケート調査の結果から（その 1）

これからの公共施設・公共空間のあり方を考えていくにあたり行った「町田市公共施設に関するアンケート調査（2015 年度）」から抜粋しました。

設問 将来を見据えて公共施設のあり方を見直していくこと（町田市全体の施設総量を削減することを含む）について、どうお考えですか？

積極的に見直すべきである	33%	見直し 肯定派 86%
将来の状況を考えると見直すことはやむを得ない	53%	
見直すべきではない（公共施設は今までどおり維持すべき）	7%	見直し 否定派 9%
見直すべきではない（公共施設はもっと増やすべき）	2%	
無回答	6%	

※2015 年 9・10 月に市内在住の 15 歳以上の方 3,000 人（無作為抽出）を対象に実施。

第3章 公共施設・公共空間のより良いかたち



～町田市では公共施設の再編を通じて

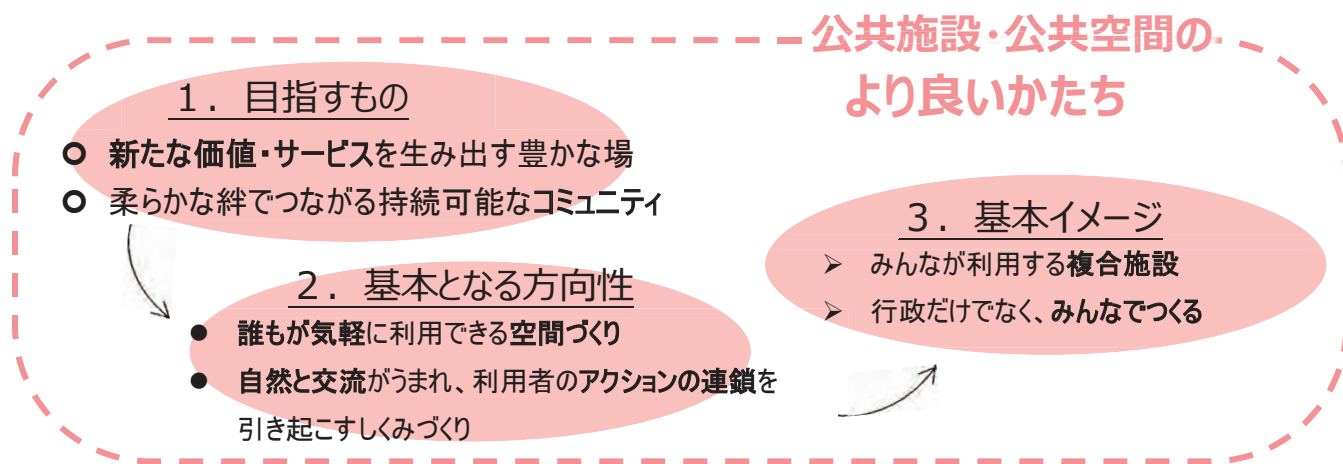
「公共施設・公共空間のより良いかたち」を実現することを目指しています～

今後、施設の老朽化や財政的な課題等から、今までと同じように公共施設を維持管理することはできません。公共施設の総量を削減していくことは喫緊の課題ですが、多様な担い手の出現や技術革新などにより、これまでになかった新たなサービスのかたちが生まれています。町田市では、再編を新たな価値創出のチャンスと捉え、将来にわたって誰もが地域社会の中で誇りを持ち、豊かに暮らし続けられるための「場」と「しくみ」を構築していきます。

そのためには、単に施設を減らしコストダウンを図るだけではなく、これまでの価値や資源、想いを継承しながらも、時代に適応した将来につながるかたちに変えていく必要があります。その実現にあたっては、行政だけでなく、市民や事業者、NPO や大学等、地域に関わる多様な主体がこれまで以上に対話等を重ねながら、一緒になって取り組む必要があります。

そこで、将来につながる公共施設・公共空間のより良いかたちを、地域に関わるみんなで実現するため「**目指すもの**」と、その実現にむけた「**基本となる方向性**」と「**基本イメージ**」を示します。

基本となる方向性やイメージをベースとしながら、事業やサービスの特性を反映し、地域特性も考慮しながら再編を進めていきます。



1. 目指すもの

将来につながる「公共施設・公共空間のより良いかたち」の実現にむけて、市民ワークショップや、市民アンケート調査等を行い、これからの公共施設・公共空間に求められる役割や機能を検討してきました。

これからの公共施設・公共空間には、多様性・柔軟性があり、多目的に利用できることだけでなく、気軽さや身近さが重要であり、多くの人に開かれ、日常の活動や日々の暮らしに溶け込む空間づくりが求められています。

また、多世代が集えることや、人とのつながりを感じるなど、単に個人が目的とするサービスやモノが提供されることだけでなく、そこに、多様な人々が集まり、時間や場を共有したくなる温かみのある魅力的な空間づくりも求められています。

これらを受けて、より良いかたちを実現するにあたって、

- **新たな価値・サービスを生み出す豊かな場**
- **柔らかな絆でつながる持続可能なコミュニティ**

の生成を目指します。

✦ 新たな価値・サービスを生み出す豊かな場

「基本計画」で示したとおり、建物に重点を置く考え方からその中で行われているサービスや活動、人と人とのつながりを重視した考えに転換することで、新たな価値の創出を目指します。

また、建物だけを捉えるのではなく、屋外の空間等も効果的に活用することで、活動やサービスのさらなる広がりや、より多くの人に知ってもらうきっかけになります。

✦ 柔らかな絆でつながる持続可能なコミュニティ

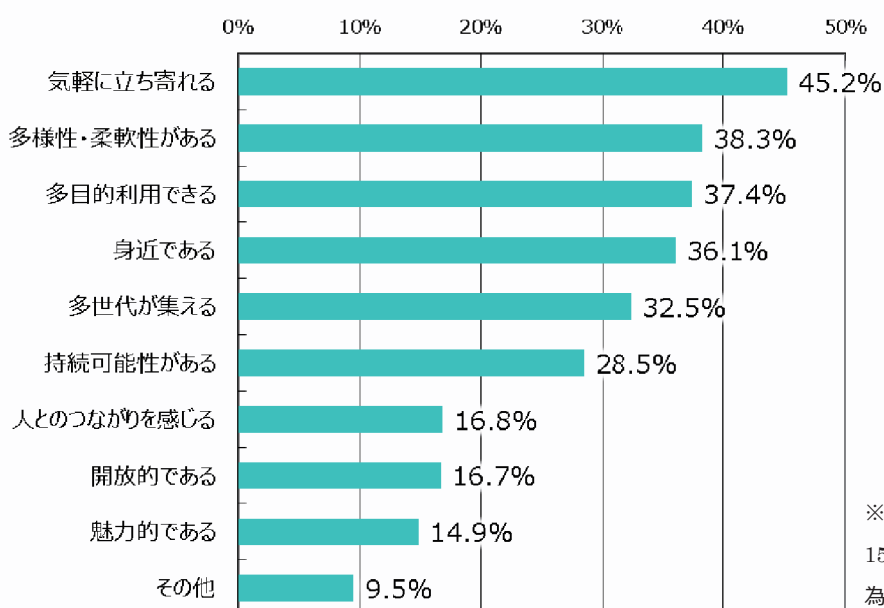
ライフスタイルや価値観の多様化等により、地域への関心や愛着の希薄化が指摘されていますが、多様な人が集い、同じ場や活動、目的を共有することで、新たな人と人とのつながりが生まれます。ゆるやかなコミュニケーションを通じて育まれた柔軟かつ広がりのあるコミュニティは、地域の活力や魅力を生み出す大きな力となり、人々の暮らしを豊かに彩るほか、安心・安全なまちづくりにもつながります。



コラム④ 市民アンケート調査の結果から（その 2）

「町田市 これからの公共施設のあり方についてアンケート調査（2017 年度）」から抜粋しました。

設問 より良いかたちをつくっていくにあたって、特に重要だと思う要素は何ですか？（複数回答可）



※2017 年 7 月に市内在住の 15 歳以上の方 3,000 人（無作為抽出）を対象に実施。

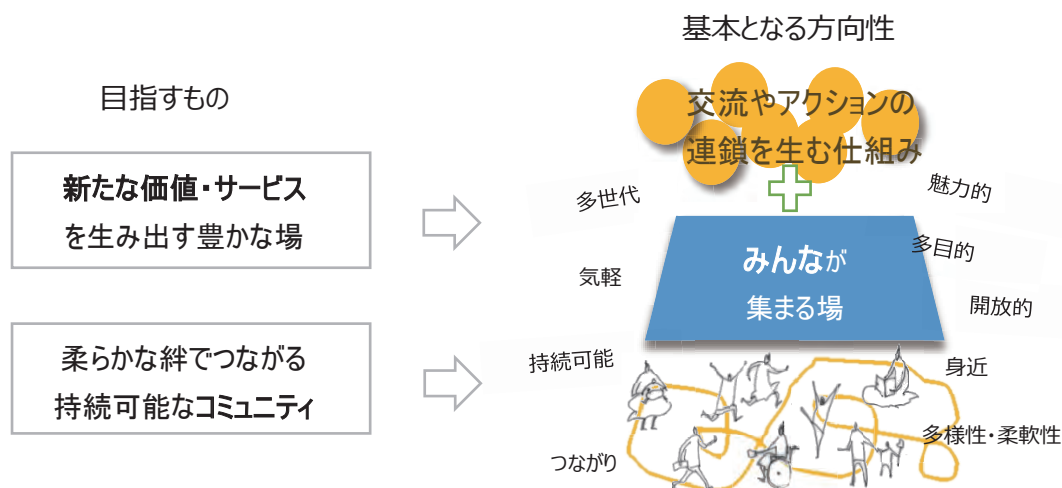
2. 基本となる方向性

新たな価値やサービスを生み出す豊かな場や地域の魅力や活力につながるコミュニティの生成のためには、単に空間や機能を提供するだけでなく、いかに**多くの人々が交流し、多様な活動を継続的に生み出していけるか**ということが重要になります。

そこで、再編にあたっての基本的な方向性を次のとおり定めます。

- **誰もが気軽に利用できる空間づくり**
- **自然と交流が生まれ、利用者のアクションの連鎖を引き起こす仕組みづくり**

再編を通じて、今ある資源を活かしながら、活動や交流が生まれる場づくりと仕組みづくりを行っていくことで、公共施設・公共空間のより良いかたちを実現していきます。



✦誰もが気軽に利用できる空間づくり

より良いかたちで目指すものを実現するためには、より多くの人に利用してもらうための空間づくりが必要です。市民アンケートでは、世代や公共施設の利用頻度の違いに関わらず、「気軽さ」を求める声が多くありました。

特定または一部の限られたひとだけでなく、誰にとっても「気軽に利用できる場」とするには、単に場所が近いということだけでなく、利用するにあたっての要件や手続き等が壁にならないことや、開かれた空間であること等、様々な要素があげられます。

✦自然と交流が生まれ、利用者のアクションの連鎖を引き起こす仕組みづくり

交流を生み出し、さらにそれが地域の魅力や活力につながるようにするためには、単に多くの人が集まる空間や機能を用意するだけでなく、地域の人材や利用者等を介して効果的に交流や活動の広がりを引き起こすための工夫や仕組みづくりが必要です。

建物のあり方を考える際にも、多様な活動やサービスが生まれるような空間のあり方や、時代やニーズの変化に対応できる柔軟性を備えた設いを検討していきます。

3. 基本イメージ

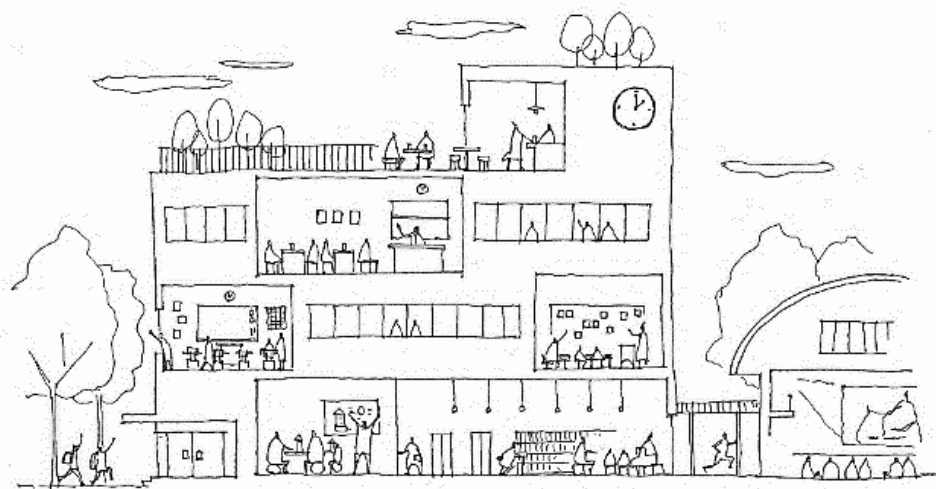
目指すものや基本となる方向性から、基本となる再編のかたちを次のとおりイメージしました。
地域や暮らしに寄り添った公共施設・公共空間を、地域に関わるみんなが共につくっていきます。

○ みんなが利用する複合施設

建物の総量を減らしながら、地域に必要な機能やサービスを維持するために、今後も維持する建物は、安全性や使いやすさに配慮しながらも、**多用途・多目的で使える複合施設**にします。

世代や目的等にとらわれず、誰もが気軽に立ち寄れる開かれた場にし、自然とみんなが集い時間を過ごす場所になります。ひとつのまちのようにいろいろな人が集うことで、新たな人と人のつながりや更なるサービスや活動の広がりが生まれ、**多様なサービスの提供や多様な活動を支えるみんなの拠点**になります。

みんなが利用することが好ましくないスペースが必要なサービス・機能への配慮は必要ですが、共有スペースを活かす工夫や、そこから生まれる効果を最大限に活かせる機能や運用のあり方を積極的に検討していくことで、より多くの人々が今まで関わりの無かったサービスや活動に触れる機会を増やします。



○ 行政だけではなく みんなでつくる

今ある施設や手法にこだわらなければ、もっといろいろな場所でいろいろなサービスに触れられるようになります。

公共施設の再編を行うことにより、行政が維持管理する建物の数は確かに減るかもしれませんが、地域には行政や公共施設に限らず、**公益的なサービスや活動を担う存在や活用できる魅力的な空間資源**がたくさんあります。

これらを活用し、知恵や工夫、志を持った人たちが活躍する場を増やすことで、日々の暮らしに寄り添った身近な場所がみんなの活動の場や誰かのためのサービス提供の場になり、地域に新しい魅力が生まれます。

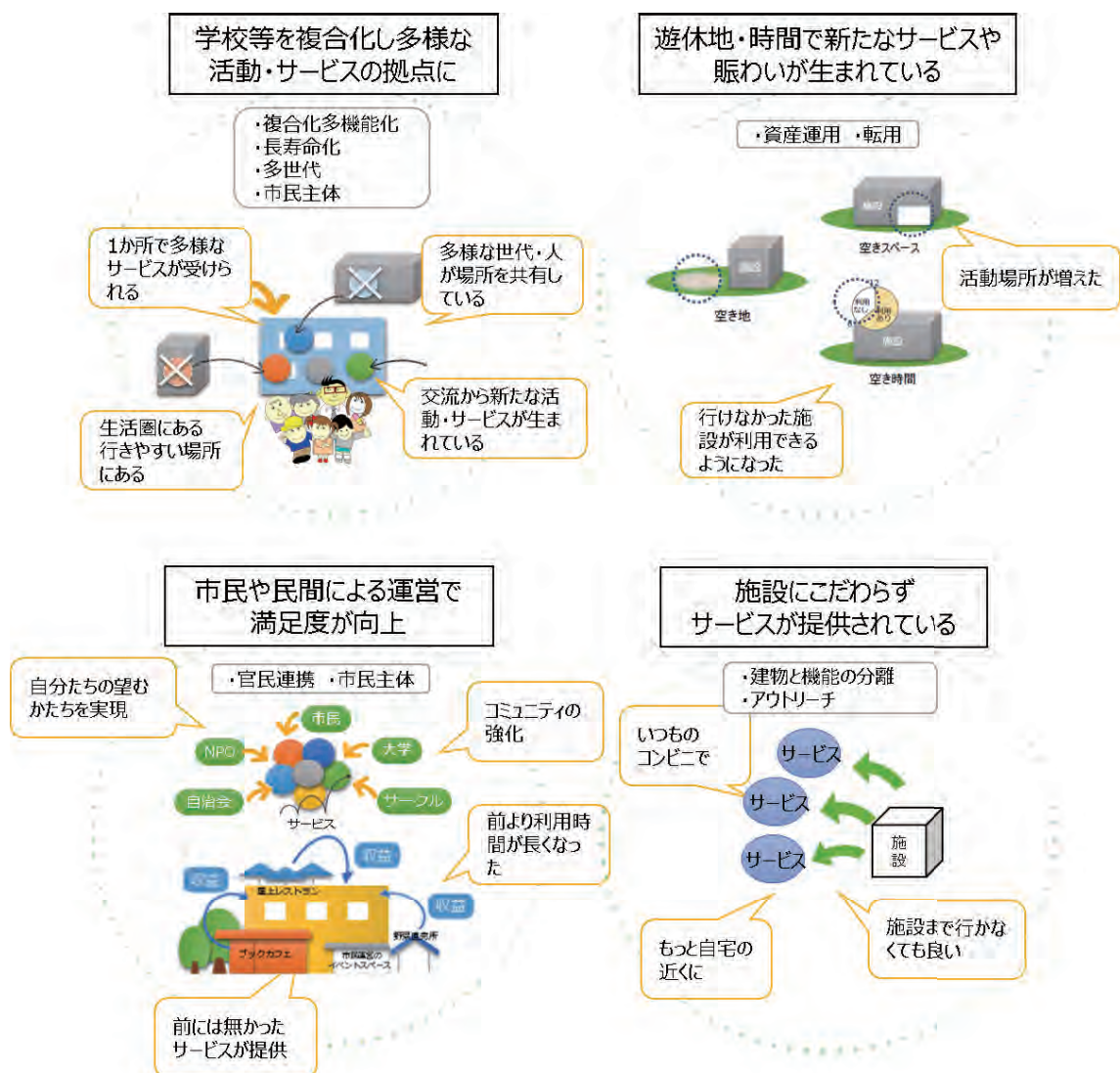
また、これらの人々による運営やサービスに見合った費用の設定は、サービスの継続性や地域の多様なニーズに応じた柔軟なあり方につながります。行政の視点は、公平性・公共性の観点から、より多くの人を対象とし、基礎的かつ必需的なサービス提供にありますが、行政だけでなくみんなでつくりあげていくことが、将来を見据えたより良いかたちの実現につながるのではないのでしょうか。



コラム⑤ 再編を実現したらどんな未来がまっているかな？

「基本計画」で示した取組を効果的に使い、再編後の基本的イメージを実現してみました。

みんなで考え実行していけばもっと「より良いかたち」が広がります✧



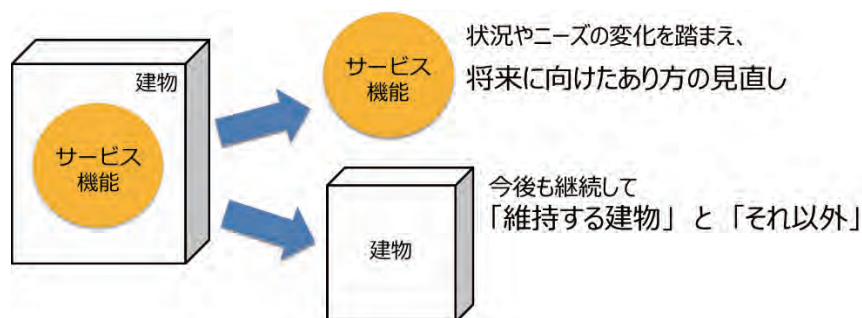
第4章 再編における基本的な考え方

第3章で示した「公共施設・公共空間のより良いかたち」を実現するための再編を行うにあたって、基本的な考え方を示します。

公共施設は「建物」とそこで提供されている「サービス・機能」で構成されていますが、「基本計画」では、建物を重視する考え方から機能やサービスを重視する考え方に転換する考えを示しました。「再編計画」においても、建物総量を削減しつつ、今後も必要なサービス・機能の維持向上を図るため、原則として公共施設の「建物」とそこで提供される「サービス・機能」は、一旦切り離して今後のあり方について考えていきます。

そのうえで、「サービス・機能」については、社会状況やニーズの変化を踏まえ、施設機能毎に、将来に向けたあり方の見直しを行っていきます。一方、建物については、立地や建物の状況等を考慮し、「維持する建物」と「それ以外」に分けて整理していきます。

図表 4.1 「サービス・機能」と「施設（建物）」の考え方



1. 「サービス・機能」についての考え方

より良いかたちにつながる再編を行うためには、サービス・機能についても、社会状況等の変化なども十分に考慮し、時代に見合った、行政が提供すべきサービスの量・質の適正化を図ることが重要です。

そこで、「サービス・機能」について、4つの視点、①法律等に基づき行政が行うべきサービスであるかといった「行政関与の必要性」、②利用実態等からみた「設置目的との整合性」、③稼働率や利用者数・利用件数等における「利用状況の妥当性」、④機能重視の視点から民間サービスの利用も含めた「代替性の有無」を用いて考えます。これら4つの視点から、現在の状況や課題を整理し、「サービス・機能」を見直していきます。

「サービス・機能」の見直しの4つの視点

- ・ 行政関与の必要性……法律等による義務か、生命や生活に直結するサービスか、など
- ・ 設置目的との整合性……設置目的の意義が低下していないか、サービスや利用実態が見合っているか、など
- ・ 利用状況の妥当性……稼働率や利用者数、利用頻度、受益者負担は妥当か、など
- ・ 機能や運営の代替性……類似する機能が民間等で提供されていないか、民間運営の可能性はないか、など

行政関与の必要性が高く、民間等での代替性の無いサービス・機能については、行政が今後も担うべきサービス・機能として、量や質の適正化を図ったうえで再編後も適切に維持していきます。一方で、行政関与の必要性が総じて低いものについては、サービス自体の廃止や実施主体の見直しが必要です。

2. 「建物」についての考え方

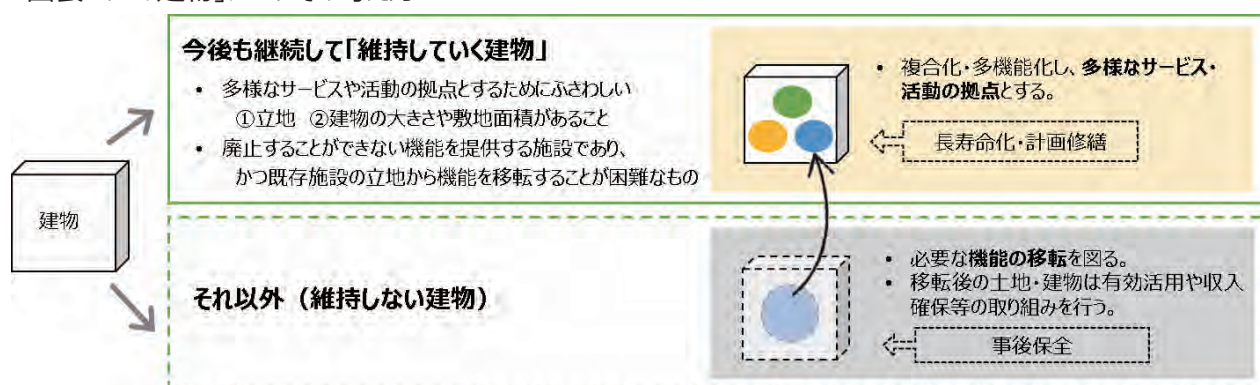
(1) 維持する建物について

建物については、維持・更新費の予測から考えると、建物の総量を減らさないと適切な維持管理はできません。そこで、今後も継続して「維持する建物」と「それ以外」に区分し、それぞれ整理していきます。

建物数を減らしながらも地域に必要なサービス・機能を維持していくために、複合化・多機能化をするなど多様なサービスや活動の拠点とするためにふさわしい①立地、②建物の大きさや敷地面積がある建物を今後も継続して「維持する建物」としていきます。また、下水処理場やごみ処理場などの生活や命にかかわり廃止することができない機能を提供する施設であり、かつ既存施設の立地から機能を移転することが困難なものも「維持する建物」に含めています。また、「維持する建物」は、長寿命化または計画修繕（P.27～28 参照）を行っていきます。

一方、「維持する建物」ではない場合は、今後も維持する機能を他の建物に移転します。移転後の土地・建物は、他の行政サービスの向上等での有効活用や賃貸・売却も含めた収入確保の取り組みを行います。また、機能移転までの間は、基本的には事後保全（P.28 参照）で対応を行っていきます。

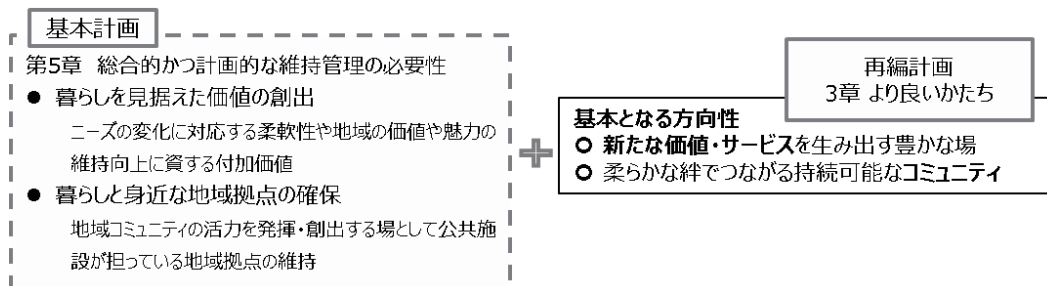
図表 4.2 「建物」についての考え方



コラム⑥ 維持していく建物の方向性の導き方

施設総量を減らさなければならない中で、生活や命にかかわり廃止できない機能を提供する施設（下水処理場やごみ処理場など）以外に、どのような建物を今後も維持していくべきでしょうか。

2つの要素から方向性を示しています。



これらの要素を踏まえて、維持していく建物を選択し、そこに必要な機能を複合化・多機能化しながら多様なサービス・活動の拠点としていきます。

(2) 建物維持の基本的な考え方

町田市が保有する公共施設においては、建物規模や建物毎の方向性に沿って、「長寿命化」「計画修繕」「事後保全」のいずれかの考え方で施設を維持します。

大規模な建物で、今後も維持していくとした建物のうち、長寿命化に適する建物は「長寿命化」、適さない建物は「計画修繕」を行います。また、建替えを想定しない建物及び小規模の建物は「事後保全」を行います。

図表 4.3 施設維持の基本的な考え方

建物の要件			維持の考え
大規模な建物	維持していく 建物	長寿命化適合	長寿命化
		長寿命化不適合	計画修繕
	建替えを想定しない建物		事後保全
小規模な建物			

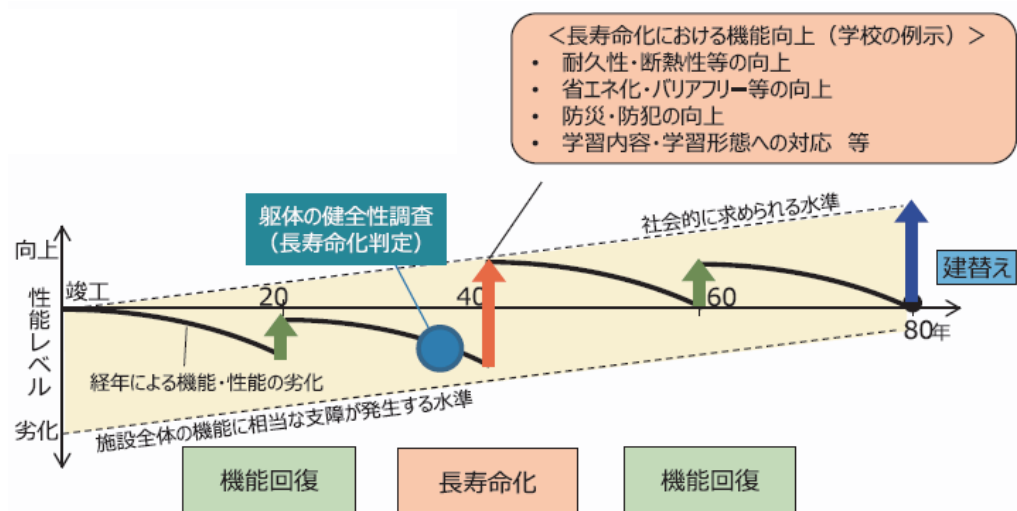
① 長寿命化

長寿命化の場合には、柱や壁、床、梁などの建物の構造を支える構造躯体の耐久性を維持するとともに、屋上や外壁等の各部位・設備機器の計画的な更新を実施することで、建物の望ましい目標耐用年数まで建築物を使用していきます。

建物の望ましい目標耐用年数は構造種別により異なり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、及び重量鉄骨造については、適切な維持管理がなされ躯体強度が確保される場合は、70～80 年程度とされています。

今後も維持していく建物については、躯体の健全性調査を実施し、建物が長寿命化に適する場合には、長期の利用に適するように機能向上を含めた長寿命化改修を実施します。

図表 4.4 長寿命化の場合の改修内容・サイクルのイメージ



② 計画修繕

今後も維持していく建物のうち、躯体の健全性調査の結果、建物が長寿命化に適さない場合は、屋上や外壁等の各部位および主要な設備機器の計画的な修繕を行うことで、標準的な耐用年数まで建物を使用します。

図表 4.5 計画修繕の場合の改修内容・サイクルのイメージ

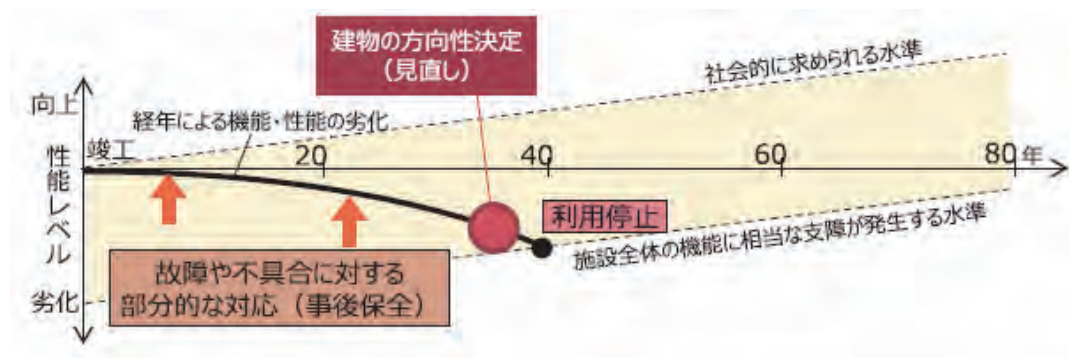


③ 事後保全

小規模な建物や、建替えを想定しない建物については、故障や不具合が生じた場合に修繕を行うことにより対応します。

経年による機能・性能の劣化により、建物を安全に使用できないと判断される前に施設を計画的に廃止・利用停止します。小規模な建物については見直しを図り、今後の方向性を決定します。

図表 4.6 事後保全のイメージ



第5章 施設機能毎の今後の方向性と短期再編プログラム

1. 施設機能毎の方向性の考え方

公共施設の今後の方向性を考えていくにあたり、「再編計画」では、個々の施設について検討をしていく前に、まずサービス・機能の種類で施設を以下の26分類し、施設機能毎に整理をしています。

図表 5.1 施設機能分類一覧

A. 庁舎・窓口施設等	H. 高齢者福祉施設	O. 防災施設	V. レクリエーション・観光施設
B. 集会施設	I. 障がい福祉施設等	P. その他集会施設	W. 産業系施設
C. 図書館	J. 生涯学習施設	Q. その他教育施設	X. 供給処理施設
D. 学校	K. 保健施設	R. その他高齢者福祉施設等	Y. 下水道施設
E. 保育園・子ども発達センター	L. 文化ホール施設	S. その他展示等施設	Z. 駐車場・自転車等駐車場
F. 学童保育クラブ	M. 美術館・博物館等	T. 市営住宅	
G. 子どもセンター・子どもクラブ	N. スポーツ施設	U. 医療施設	

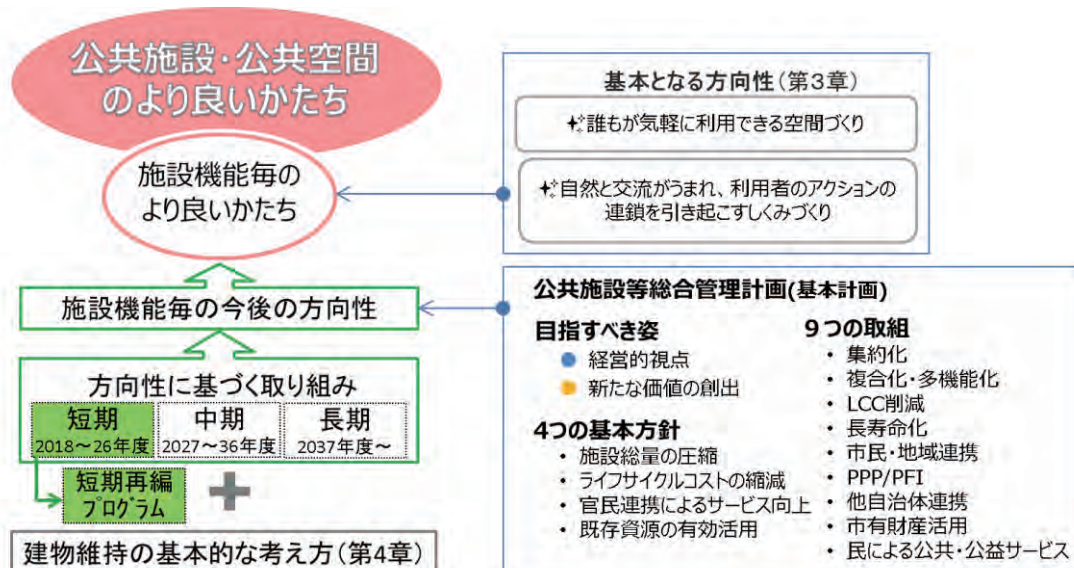
町田市全体で、将来に向けた「公共施設・公共空間のより良いかたち」を実現していくためには、全ての施設機能において時代に見合ったより良いかたちを総合的に実現していく必要があります。古くなった個別の施設毎にその都度検討し方向性を決定するのではなく、施設機能毎に事業のあり方や課題等を踏まえ、計画的に検討を行うことで時期を逸することなく再編の取り組みを進めていきます。

そこで、第3章で示した基本となる方向性やイメージを基本として、施設の実態や課題を踏まえ、事業・サービス特性や変化する社会状況に対応した26の施設機能毎のより良いかたちを整理しました。（図表5.2 図中①）。

この施設機能毎のより良いかたちを実現していくための今後の方向性は、「基本計画」で示した目指すべき姿や基本方針に沿って、9つの取組を用いながら整理しています（図表5.2 図中②）。さらに、方向性に基づく取り組みを行う時期を短期・中期・長期と分け、短期（2018年度～2026年度）に行うとした取り組みについては、より具体化・詳細化し、短期再編プログラムとしています。（図表5.2 図中③）。

これらと併せて、第4章に記載した建物維持の基本的考え方に基づき、再編に応じて長寿命化や計画修繕など効果的・効率的な維持管理を選択していきます。（図表5.2 図中④）。

図表 5.2 施設機能毎の方向性の考え方



2. 施設機能毎の今後の方向性と短期再編プログラム

現在市がサービスを提供している公共施設を、提供するサービス機能毎に分類し、整理しています。

再編の考え方に基づいて、26の施設機能毎に今後の方向性と短期再編プログラム（2018年度～2026年度の9年間の取り組み、スケジュール等）をまとめました。

ページの構成

I. 施設概要

分類した施設機能の対象施設を一覧で掲載しています。各項目の説明は以下のとおりです。

項目	説明
地域	施設が配置されている地域。 ※都市マスタープラン10地域に準ずる。ただし、一部を除く。
複合	当該施設を含む複合施設。「◎」は当該施設が複合施設における主たる施設であることを指し、「複合施設等」には当該施設以外の複合施設を記載している。「○」は主たる施設の中に複合している施設であることを指し、「複合施設等」には複合施設の主たる施設を記載している。
施設名	当該施設の名称。ただし、複数棟から構成されている施設は代表施設名称として1つの名称に統一している。
面積	当該施設の延床面積。複数棟から構成されている施設はそれぞれの棟延べ床面積を合算した面積（四捨五入しているため、合計が内訳と一致しない場合がある）。 延床面積がカッコ書きの施設は主たる施設の中に複合している施設である。主たる施設に記載の延床面積は複合施設の延べ床面積分も合算した面積である。
築年	当該施設の建築年度。複数棟から構成されている施設は主要な棟と設定した棟の建築年度。

II. 実態と課題

6つのポイントに着目して施設機能毎の実態と課題を整理しています。各ポイントの説明は以下のとおりです。
なお、記載内容は「施設機能毎の実態と課題 詳細版」（2016年度作成）を参考としています。

要素	説明
配置	対象施設の配置状況について記載しています。どのように地域に分散しているのか、また、利用する際の交通事情などで特徴的な事項を記載しています。
建物	対象施設の老朽化状況や施設保全のための主な施設改修状況を記載しています。
機能	対象施設で提供する機能を記載しています。複合化の状況等もここで記載しています。
利用	対象施設の利用状況について記載しています。主に施設再編を検討するうえで参考とすべきデータを記載しています。

運営	対象施設の運営状況について記載しています。市の直営なのか、民間等への委託で運営されているのかなど記載しています。
コスト	対象施設で行われている事業にかかる費用について記載しています。2015 年度行政コスト計算書を活用し、費用と収入の関係や原単位あたりのコストを示しています。 ※一部の施設機能は掲載なし。 ※一部の施設機能は、対象施設以外に、その他の施設で行われる事業にかかる費用が含まれている。

III. 4つの視点から

実態と課題の整理をもとに、4つの視点から分析を加えています。

視点	説明
行政関与の必要性	当該サービス・機能がどのような法令等に基づき提供されているのか、市が施設を設置する義務があるのか、サービス・機能の提供が義務づけられているのか等について記載しています。
設置目的との整合性	施設を設置した目的と現在の施設の利用実態が整合しているか記載しています。
利用状況の妥当性	利用の状況について記載しています。課題となる（なりえる）利用実態がある場合は、その内容を記載しています。
施設の代替性	類似するサービス・機能が他の公共施設や民間施設で提供されていないか記載しています。

〔現状・課題のまとめ〕

上記の整理から、現在の施設の状況や将来を見据えた課題についてまとめています。

IV. 再編後のイメージ例

町田市の公共施設再編は、経営的視点に立った見直しを行うと同時に、将来に向けたより良いかたちを実現することを目的としています。そこで、施設機能毎の再編後のより良いかたちに対する理解を深めるため、再編のねらいを示すとともに、その様子をイラストにしました。（イラストは再編によって実現しようとするかたちの要素をイメージ化したものであり、イラスト通りに施設等を整備することを示したものではありません。）

V. 今後の方向性

施設機能毎の今後の方向性及び今後の方向性に沿った再編の取り組みと時期を示しました。（短期（2018-2026 年度）の取り組みについては、より具体的な「短期再編プログラム」を作成します。）

- 【行政経営改革プラン】と記載のある取り組みは、町田市基本計画『まちだ未来づくりプラン』の実行計画である『町田市 5 か年計画 17-21』の「行政経営改革プラン」に基づく取り組みです。
- 【継続】と記載のある取り組みは、複数の取り組み時期にまたがり継続して実施する取り組みです。

▽方向性の実現に向けた主な手法

方向性を実現していくうえで効果的な手法の効果・ねらいをまとめています。なお、青色下線は、目指すべき姿における経営的視点にかかる効果・ねらいを、黄色下線は、目指すべき姿における新たな価値の創出にかかる効果・ねらいであることを表しています。また、施設機能毎に該当する取り組みは、今後の方向性の右上に表示記号で記載しています。

(例) A. 庁舎・窓口施設等

V. 今後の方向性

集約
複・多
長寿
P/P
活用

集約化により建物の総量を圧縮する一方で、維持する建物については、**複合化・多機能化**や**長寿化**により地域拠点としての機能強化を図る。

施設が担うべき機能やサービス提供のあり方等を検討する。
 コンビニエンスストアでの証明書発行機能を拡大し、連絡所と市民センターの集約や廃止を含めた配置と機能のあり方を検討する。

取組（表示記号）		効果・ねらい
集約 集約	複数の分散して配置されている類似機能をまとめて配置すること	・ <u>建物の総量を圧縮</u>することができる。 ・ 集約し集中的に投資することで<u>機能の充実</u>や<u>コストの削減</u>を図る。 ・ 跡地や空いた施設は、<u>新たなサービスの場</u>や<u>資金調達等</u>で活用する。
複・多 複合化・多機能化	1 つの建物で複数のサービスを行えるようになること。 1 運営者が提供するサービスが増えること	・ <u>建物の総量を圧縮</u>することができる。 ・ 場を共有することで、<u>多様な人の交流</u>がうまれる。 ・ サービスや活動が連携することにより、相乗効果による<u>質の向上</u>や、<u>新たなサービスの創出</u>が図られる。
L L C C 削減	施設の建設から管理、運営、建替えまでのトータルの費用を削減すること	・ <u>機能を維持</u>しつつ、効率的に事業に必要な<u>コストの削減</u>を図る。
長寿 長寿命化	建物に求められる性能・機能を確保しながら、より長く使用できるようにすること	・ 建替えに要する<u>コストを削減</u>する。 ・ <u>愛着ある地域拠点の醸成</u>を図る。
連携 市民・地域連携	地域の多様な主体と協力・連携すること	・ <u>ニーズに寄り添った柔軟なサービス</u>を実現する。 ・ 地域で多様な人がいきがい・やりがいをもって活躍できる場が増え、<u>新たなサービスの創出</u>や<u>コミュニティの強化</u>にもつながる。 ・ 市民や地域が主体になることで<u>コストの削減</u>にもつながる。
P/P PPP/PFI	行政と民間が連携して公共サービスを提供すること ／民間の資金や活力を効果的に取り入れて施設を整備すること	・ 人が集まり、時間を過ごしたくなる<u>魅力のある場の創造</u>。 ・ 行政だけでは実現できない<u>満足度の高いサービスの提供</u>。 ・ 行政が負担する<u>コストの削減</u>が図られる。

活用 市有財産 の活用	市の建物や土地を有効活用すること	・ <u>建物の総量を圧縮</u>することができる。 ・ <u>新たなサービスや機能</u>を提供する場となる。 ・ 貸付や売却等により<u>資金を調達</u>する。
民 民による公 共・公益的 サービス	市民や民間事業者のノウハウや資源を活用して公共・公益的なサービスが提供されること	・ 民間が公共・公益的サービスを担うことによって、市が負担する<u>建物の総量を圧縮</u>することができる。 ・ <u>交流や活動、サービス提供の場の充足</u>を図る。 ・ 公共・公益的サービスをその価値に見合った負担により<u>多様なレベルで提供</u>できたり、<u>利用者のニーズに応じた柔軟な事業を展開</u>できる。 ・ <u>社会的課題の解決に貢献する民間の増加</u>につながる。
他 他自治体 連携	周辺の自治体と連携しながら行政サービスを提供すること	・ <u>行政区域にとられないサービスの受給</u>が可能になる。 ・ 広域的なサービスを<u>効率的に展開</u>する。



施設機能毎の今後の方向性の再編の取り組みの時期において、「短期」に示された内容をより詳細化して示しています。

短期再編プログラムは以下の項目で構成されています。

9年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

38 年間の計画の中ではじめての 9 年間で取り組む内容を示しています。

再編自体は 2027 年度以降に想定されているものについても、その再編に向けた取り組み等を短期に行うものについては、その内容を記載しています。

スケジュール

9 年間の取り組みをどのようなスケジュールで実施していくのかを年度ごとに記載しています。

留意事項

取り組みを実行していくうえで留意しておくべき事項を記載しています。

～こんな取り組みも始まっています～

建物総量の削減や様々な効率化等を図りつつ、必要なサービスの維持・向上や時代にあった新たな価値を創造していくためには、前例踏襲ではない発展的な考えや取り組みも必要です。そこで、再編後のイメージ例や今後の方向性の理解につながるような新しい取り組みや、新しい公共・公益的サービスのかたちを考えるきっかけとなる取り組み等を紹介しています。

A 庁舎・窓口施設等

I. 施設概要

職員が勤務する庁舎として、市庁舎、土木・公園サービスセンター、市民フォーラム、出張所機能として6つの市民センター、5つの連絡所が設置されています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		市庁舎	45,789	2012	
忠生	◎	忠生市民センター	4,810	2015	忠生図書館 忠生保健センター
鶴川	◎	鶴川市民センター	2,610	1985	鶴川保健センター
南		南市民センター	2,117	1986	
成瀬	◎	なるせ駅前市民センター	2,077	1995	自転車等駐車場
相原	◎	堺市民センター	2,863	1982	堺図書館 ふれあいけやき館
小山 小山ヶ丘		小山市民センター	2,705	1994	
町田中心		町田駅前連絡所	109	1997	
本町田 薬師池	○	木曽山崎連絡所	186	1982	木曽山崎コミュニティ センター
玉川学園 南大谷	○	玉川学園駅前連絡所	79	1973	玉川学園コミュニティ センター
南		南町田駅前連絡所	121	1989	
鶴川	○	鶴川駅前連絡所	67	2012	町田市鶴川緑の交 流館
忠生		土木・公園サービスセン ター	2,452	1991	
町田中心		市民フォーラム	4,465	1999	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 市民センターや連絡所は各地域の比較的交通利便性の良い位置に配置されている。
- 〔建物〕 ・ 14 施設中 5 施設で築 30 年以上経過しており施設改修時期を迎えている。
- 〔機能〕 ・ 各種窓口業務及び行政サービスを行うための業務が行われている。
- 〔利用〕 ・ コンビニでの発行サービスを開始しているが、いまだ利用者は少ない。
- 〔運営〕 ・ すべて市の直営である。
- 〔コスト〕 ・ 窓口業務にかかる費用は受付人数 1 人当たり 1,000 円前後である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 市長の権限に属する事務を処理するため、または市民の便宜を図る目的として規則に基づき設置されているものであるが、設置が義務付けられているものではない。

設置目的との整合性

- ・ 行政運営に必要な執務が行われており、設置目的と整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 市庁舎の市民課窓口受付件数は市民センターや連絡所の取扱件数と比較すると非常に多く、大きな差がある。
- ・ 町田駅前連絡所の行政窓口取扱件数は市民センターとほぼ同水準であり、その他の連絡所は市民センターの約半数ほどである。
- ・ コンビニでの証明書等の発行サービスを開始しているが、いまだ普及率は低い。

施設の代替性

- ・ 市民センター窓口機能や連絡所窓口機能は市庁舎で代替が可能である。
- ・ 一部を除き、証明書発行機能はコンビニエンスストアで代替が可能である。

〔現状・課題のまとめ〕

行政手続きにおいて市民の便宜を図るため、市庁舎の他に市民センターや連絡所を設置していますが、必要となる行政手続き内容によって将来の施設のあり方は大きく変化します。たとえば、マイナンバー制度の進展によって、証明発行件数が少なくなることや、電子による申請が行えるようになることも予想されます。一部証明書の交付も既にコンビニエンスストアで行えるようになっており、将来の姿を見据えた庁舎・窓口施設機能のあり方を見直していくことが課題です。

A 庁舎・窓口施設等

IV. 再編後のイメージ例



- マイナンバー制度の進展やコンビニエンスストアでの証明書発行機能の拡大により、行政窓口へ出向くことが少なくなり、より簡単に身近な場所でサービスを受けられるようになります。
- 行政窓口だけでなく、より多くのサービスを一度に受けることができるようになります。

集約化により建物の総量を圧縮する一方で、維持する建物については、**複合化・多機能化**や**長寿命化**により地域拠点としての機能強化を図る。

- ✓ 施設が担うべき機能やサービス提供のあり方等を検討する。
- ✓ コンビニエンスストアでの証明書発行機能を拡大し、連絡所と市民センターの集約や廃止を含めた配置と機能のあり方を検討する。
- ✓ 建物の長寿命化に向けた大規模改修等を計画的に実施する。
- ✓ 行政サービスや職員数の減少に応じて空いたスペースは、適宜他の用途に転用して有効活用する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 施設が担うべき機能やサービス提供のあり方等を検討する。[行政経営改革プラン]
- ・ 市民センター及び連絡所の施設毎の方向性※を決定する。
※再編対象施設及び再編時期の決定を含む。
- ・ 短期及び中期の再編対象施設の再編に向けた検討・準備を進める。
- ・ 短期の再編対象施設の再編を実施する。
- ・ 市庁舎内の用途見直しによる有効活用を図る。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 中期の再編対象施設の再編を実施する。
- ・ 長期の再編対象施設の再編に向けた検討・準備を進める。
- ・ 市庁舎内の用途見直しによる有効活用を図る。[継続]

長期（2037～2055 年度）

- ・ 長期の再編対象施設の再編を実施する。
- ・ 市庁舎内の用途見直しによる有効活用を図る。[継続]

● 庁舎・窓口施設等 短期再編プログラム

主たる担当部門：市民部、財務部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- 行政窓口機能のエリア毎の需要や、市民アンケートの結果・市民からのご意見等を踏まえ、行政窓口の担うべき機能（サービス）と提供のあり方を検討し、市民センター、連絡所の機能再配置案を策定する。
- 機能再配置案に基づく、効率的・効果的な管理運営手法を検討し、一部実施する。
- 適宜、市庁舎内のスペースについて用途の見直しを行い、効率的な運用方法となる最適な空間を検討する。また、その空間をイベント実施や貸し出しによる歳入確保等の新たな有効活用策を検討する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
機能再配置案の検討・策定	検討	策定							
機能再配置案に基づく管理運営手法の検討・実施		検討	→	一部実施					
市庁舎内の有効活用									→
	用途の見直し・活用案の検討・実施								

○ 留意事項

- 2017～2019 年度で市民部施設再編計画を検討・策定する。2017 年度は有識者を交えた検討委員会を設置。
- 災害時の役割に留意する必要がある。

～こんな取り組みも始まっています～

マイナンバーの活用

マイナンバー（個人番号）を活用することにより、各種行政手続きのオンライン申請や、コンビニなどでの各種証明書の取得などを行うことができます。現在、町田市でも主要なコンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書が取得できます。コンビニ交付サービスを利用することにより、いつでも、どこでも交付サービスを受けることができます。また、マイナンバーの運用は、児童扶養手当の申請や障がい福祉サービスの申請等の手続きの際に必要な住民票や課税証明書等そのものが省略可能となるため、申請者が行う手続きの簡素化にも繋がります。



出典：内閣官房資料

B 集会施設

I. 施設概要

市民センターを 6 施設、コミュニティセンター等を 8 施設保有しています。市民センターは、広く地域活動の拠点としてホールや会議室を備えた市民が利用できる施設で、市役所の出張所機能をもつ施設となっています。コミュニティセンターはホール、会議室といった集会機能が中心の施設となっています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生	◎	忠生市民センター	4,810	2015	忠生図書館 忠生保健センター
鶴川	◎	鶴川市民センター	2,610	1985	鶴川保健センター
南		南市民センター	2,117	1986	
成瀬	◎	なるせ駅前市民センター	2,077	1995	自転車等駐車場
相原	◎	堺市民センター	2,863	1982	堺図書館 ふれあいけやき館
小山 小山ヶ丘		小山市民センター	2,705	1994	
玉川学園 南大谷	◎	玉川学園コミュニティセンター	595	1973	玉川学園駅前連絡所
忠生		木曽森野コミュニティセンター	1,000	1988	
忠生		上小山田コミュニティセンター	258	1977	
本町田 薬師池	◎	木曽山崎コミュニティセンター	2,105	1982	木曽山崎連絡所 ふれあいぐぬぎ館
南		つくし野コミュニティセンター	1,003	1982	
成瀬		成瀬コミュニティセンター	1,847	2016	
鶴川	◎	三輪コミュニティセンター	1,503	2001	デイサービス三輪
町田中心		町田市民フォーラム	4,465	1999	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 市民センター・コミュニティセンターは概ね各地域の比較的交通利便性の良い位置に配置されている。
- 〔建物〕 ・ 14 施設中 7 施設で築 30 年以上経過している。
- 〔機能〕 ・ 各施設には会議室をはじめとした貸出部屋が複数設けられており、施設案内予約システムより利用することができる。
- 〔利用〕 ・ ホールや音楽室の利用率が高く、和室や調理室の利用率は低く、夜間はさらに低い。
- 〔運営〕 ・ 貸出施設の運営はすべて市の直営である。
- 〔コスト〕 ・ 使用料による収入が費用の 1 割以下である施設が多い。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 条例により設置している施設であって、法律で義務づけられているものではない。

設置目的との整合性

- ・ 地域住民の文化活動が行われている点で整合性があるといえる。

利用状況の妥当性

- ・ ホールや音楽室の利用率が高い。
- ・ 会議室や和室など、夜間時間帯で利用率が低い部屋がある。

施設の代替性

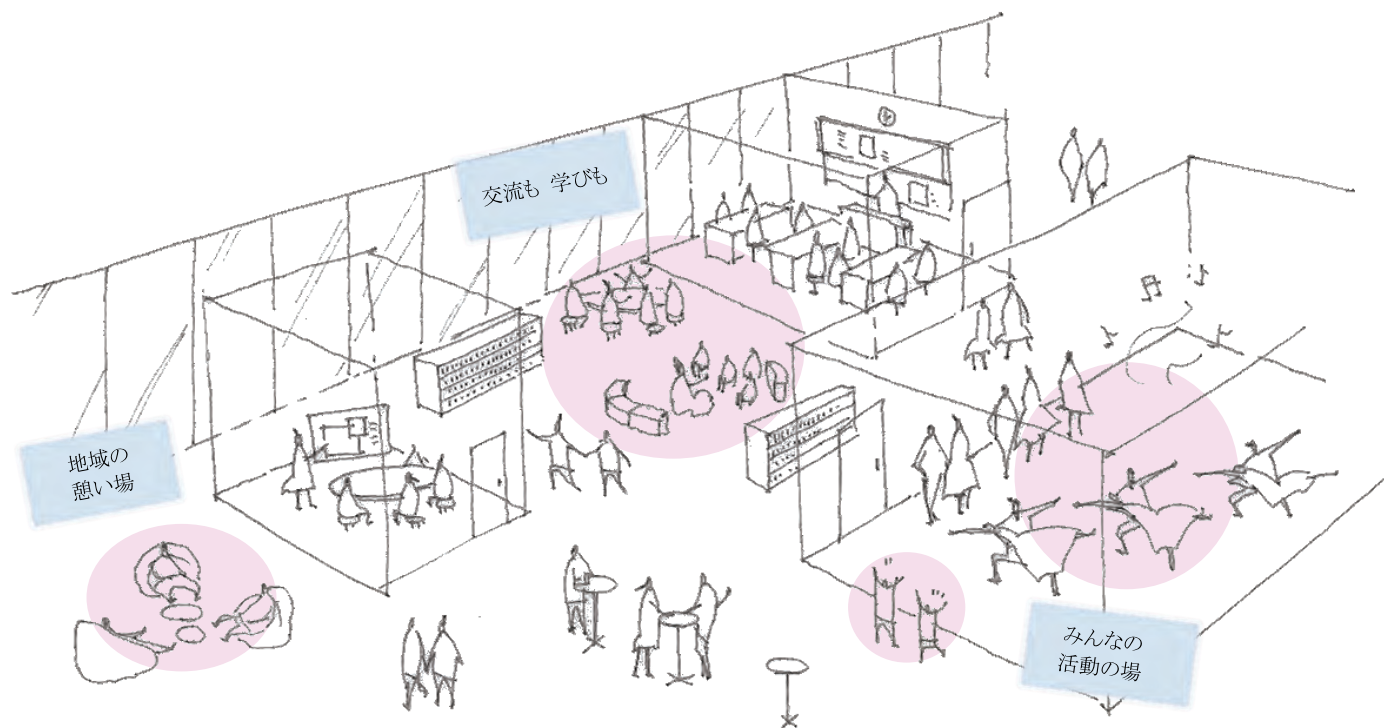
- ・ 集会機能は他の公共施設のスペース活用による代用も可能である。
- ・ 公共施設以外にも集会機能を有する場は多く存在している。

〔現状・課題のまとめ〕

集会施設では市民の交流や文化活動を支援しています。ただし、一部、文化ホール施設や生涯学習施設などの他機能との機能重複がみられる状況です。また、現状では部屋のタイプや時間帯により利用状況にバラつきがある状況です。サービスレベルの見直しと、管理運営手法の見直し、集約及び複合化による効率的かつ効果的なサービスのあり方の検討が課題です。

B 集会施設

IV. 再編後のイメージ例



- 他の施設へ複合化することで、より便利になり、他のサービスに触れる機会が生まれ、新たな交流や活動のきっかけになります。
- 活動や交流が活発になることで、健康増進や地域コミュニティの強化が図られます。

集約化や**複合化・多機能化**により建物の総量の圧縮や地域の活動拠点の強化を図るとともに、管理運営手法等の見直しを実施することで、新たな交流や活動の場を維持し、豊かで持続可能な地域社会づくりを進める。

- ✓ 集会機能を持つ施設の整理を行い、集約または複合化を図る。
- ✓ 利用の少ない時間帯などの施設の使い方を見直す。
- ✓ 施設毎のサービスのあり方や管理運営手法等を見直す。
- ✓ 公平かつ社会環境に適合した受益者負担の適正化を図る。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 施設毎のサービスのあり方や管理運営手法等を見直す。[行政経営改革プラン]
- ・ 学校等への機能移転を含め、施設毎の方向性※を決定する。
※再編対象施設及び再編時期の決定を含む。
- ・ 短期及び中期の再編対象施設の再編に向けた検討・準備を進める。
- ・ 短期の再編対象施設の再編を実施する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 中期の再編対象施設の再編を実施する。
- ・ 長期の再編対象施設の再編に向けた検討・準備を進める。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 長期の再編対象施設の再編を実施する。



● 集会施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：市民部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- 集会施設機能のエリア毎の需要や、市民アンケートの結果・市民からのご意見等を踏まえ、集会施設の担うべき機能と（サービス）提供のあり方を検討し、市民センター、コミュニティセンターの機能再配置案を策定する。
- 機能再配置案に基づく、効率的・効果的な管理運営手法を検討し、一部実施する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
機能再配置案の検討・策定	検討	策定							
機能再配置案に基づく管理運営手法の検討・実施		検討	→	一部実施					

○ 留意事項

- 2017～2019年度で市民部施設再編計画を検討・策定する。2017年度は外部有識者委員会設置。
- 玉川学園コミュニティセンターにおいては、施設老朽化等に伴い建替えを予定している。
- 災害時の役割を見直す必要がある。

～こんな取り組みも始まっています～

横浜市 コミュニティハウス

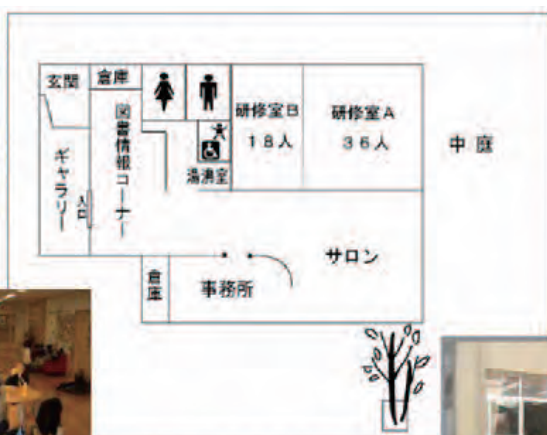
横浜市では地域の人々の身近な地域活動や生涯学習の場として、コミュニティハウスを学校施設内や既存施設を活用して設けています。このうち、東山田中学校では、神奈川県で初めて地域住民や保護者などが一定の権限を持って学校運営に参画し、地域に開かれた学校「コミュニティスクール」として 2005 年に開校しました。中学校の中庭に面した市民利用施設—コミュニティハウスは、地域住民が自らの活動の場を住民自身の手で運営し、地域住民の生涯学習や地域活動の場を身近に確保するとともに、学校と地域との交流・連携を深めています。



図書情報コーナー



ある日のサロン



中学校の中庭に面した
380㎡の市民利用施設



中庭



おやこのひろば



夏休みの小学生キャンプ
中学生のボランティア活動

出典：平成 24 年文部科学省「地域とともにある学校づくり推進協議会」
横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長竹原和泉氏講演資料



コラム⑦ 受益者負担について考えてみましょう

市は、行政の責務として「社会的公平・公正の追及」を負っています。そのため、誰もが利用できる施設やサービスであるにもかかわらず、利用者が固定化・独占化されることは、公平・公正の視点から問題と言わざるを得ません。

「受益者負担」は、施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用することで利益を受ける人がいれば、その受益に対して利用料金を支払っていただくというかたちで負担をお願いすることで市民間の公平性の確保や市民サービスの向上を目指すものです。

このような背景から、市は 2010 年 8 月に『受益者負担の適正化に関する基本方針』を策定しました。この基本方針を基に引き続き受益者負担の適正化に向け、手数料や使用料の見直しを進めていきます。

C 図書館

I. 施設概要

市では、図書館を 8 施設保有しています（中央図書館と地域図書館 7 館）。また、移動図書館車 3 台のほか、市民文学館でも図書館サービスを行っています。さらに、図書館以外の施設と連携し、市内 4 つの公共施設で予約資料受渡しサービスを実施しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
町田中心		中央図書館	5,968	1989	
町田中心		さるびあ図書館	1,318	1971	
鶴川	○	鶴川駅前図書館	(1,344)	2012	町田市鶴川緑の交流館
鶴川		鶴川図書館	260	1967	
南		金森図書館	1,500	1999	
忠生	○	忠生図書館	(1,399)	2015	忠生市民センター
本町田 薬師池		木曽山崎図書館	320	1975	
相原	○	堺図書館	(430)	1982	堺市民センター

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 町田駅周辺と鶴川駅周辺の図書館は配置が重複している。
- 〔建物〕 ・ 8 施設中 4 施設で築 30 年以上経過しており、施設の改修時期を迎えている。
- 〔機能〕 ・ 予約・リクエストサービスをはじめ、移動図書館、相互利用サービス、レファレンスサービス、障がい者サービス、児童サービス等、さまざまな形で図書館サービスの充実を図っている。なお、視聴覚資料の貸出は中央図書館でのみ行われている。
- 〔利用〕 ・ 市内 8 か所の図書館の合計年間貸出冊数は 400 万冊前後で推移している。
- ・ 図書館別の年間貸出冊数は新規開館の図書館以外、減少傾向にある。
- ・ 予約資料受渡しサービスは増加傾向にある。
- ・ 相互利用サービスによる他市の市民が町田市立図書館から借りる点数は、町田市民が他市の図書館から借りる点数よりも多い。
- 〔運営〕 ・ 全施設が直営である。
- 〔コスト〕 ・ 図書館毎の貸出資料 1 点当たり費用は 126 円～464 円とやや開きがある。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省、平成 24 年改正）では、市町村は市町村立図書館及び分館等の設置に努めることとしており、条例に基づき設置している。

設置目的との整合性

- ・ 図書サービスが提供されており、設置目的との整合性があるといえるが、図書を活用せずに行う学習や居場所として利用されている実態もある。

利用状況の妥当性

- ・ 新規開館の図書館を除くと貸出冊数は減少傾向にある。
- ・ 小山市民センター、南町田駅前連絡所での予約資料受け渡しは利用が増加傾向にある。

施設の代替性

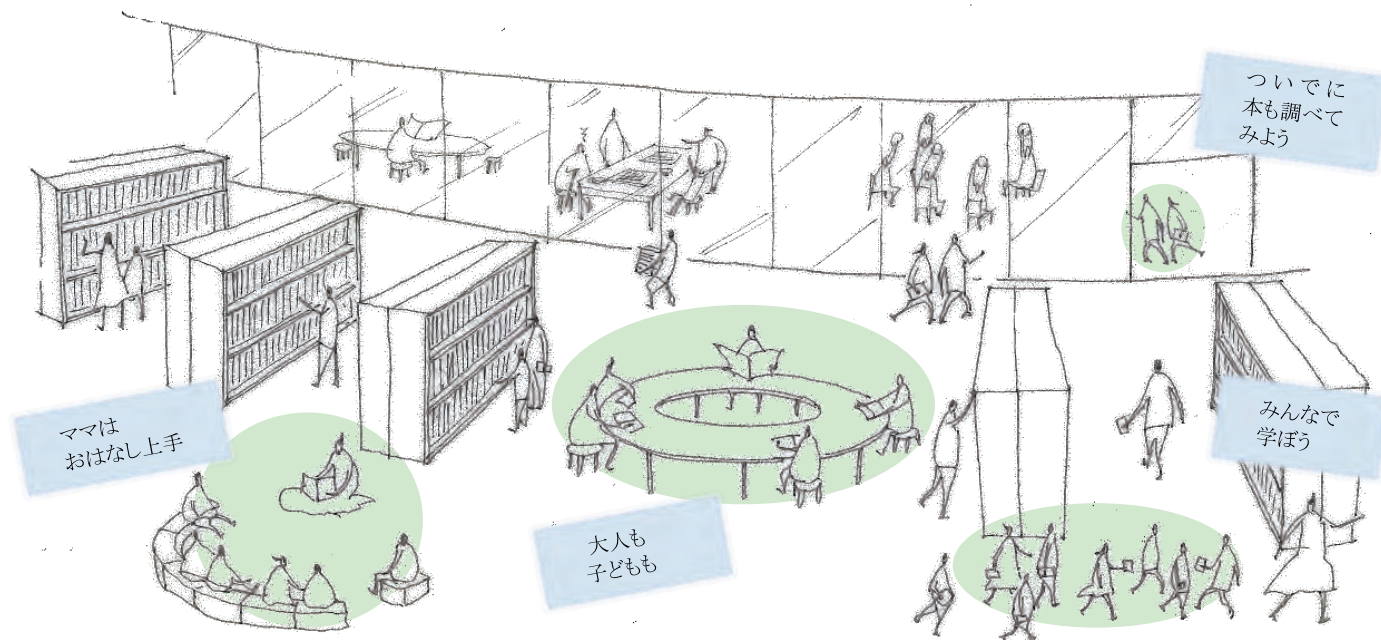
- ・ 町田駅周辺と鶴川駅周辺には複数の図書館が重複して配置されており、集約の検討が可能。
- ・ 他市へのアクセスが可能な地域では、相互利用図書館の利用が可能。

〔現状・課題のまとめ〕

図書館サービスは行政で確保していく必要性が高いサービスですが、一部の図書館は配置が近接しており集約の検討が可能です。また、貸出冊数は、予約資料受け渡し分は増加傾向にありますが、貸出冊数総数は減少傾向にあります。サービスの利便性向上だけでなく、多くの人が図書に触れる機会を新たに創出できるかが課題です。

C 図書館

IV. 再編後のイメージ例



- 他の施設へ複合化することで、より多くの人の図書に触れる機会が創出されます。
- 他の機能と連携することで、市民等の活力を活かした、図書に関連した新たなサービスが展開されます。

集約化や**複合化・多機能化**により建物の総量を圧縮しつつ、地域の活動拠点に機能を移転することで、図書に触れる機会や図書を通じた交流の機会を増やす。また、**市民等の活力**を活かした図書に関連する新たなサービスにより、図書に親しむ機会や場の充足を目指す。

- ✓ 配置が近接している図書館は集約を検討する。
- ✓ 複合施設でない地域図書館は周辺学校の大規模改修や建替えの時期を捉えて、複合化する。
- ✓ 効率的・効果的な図書館サービスの提供について検討する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 各地域図書館の方向性※を決定する。
※再編対象施設及び再編時期の決定を含む。
- ・ 効率的・効果的な図書館サービスの提供について検討を実施する。[行政経営改革プラン]
- ・ 短期及び中期の再編対象施設の再編に向けた検討・準備を進める。
- ・ 短期の再編対象施設の再編を実施する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 中期の再編対象施設の再編を実施する。
- ・ 長期の再編対象施設の再編に向けた検討・準備を進める。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 長期の再編対象施設の再編を実施する。



● 図書館 短期再編プログラム

主たる担当部門：生涯学習部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 市民アンケートの結果や市民からのご意見等を踏まえ、見直し策（施設再編案）をまとめ、図書館協議会から意見を聞いた後、最終案を教育委員会で決定する。
- ・ 短期において取り組む見直し策を実行する。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
施設再編案の 検討・決定	検討 ・ 決定								

○ 留意事項

- ・ 学校施設の再編計画・学校の複合化の考え方。
- ・ 学校教育へ支障のない施設構造と運営。
- ・ 現行の図書館規模と利用状況。
- ・ 移動図書館拠点機能。

～こんな取り組みも始まっています～

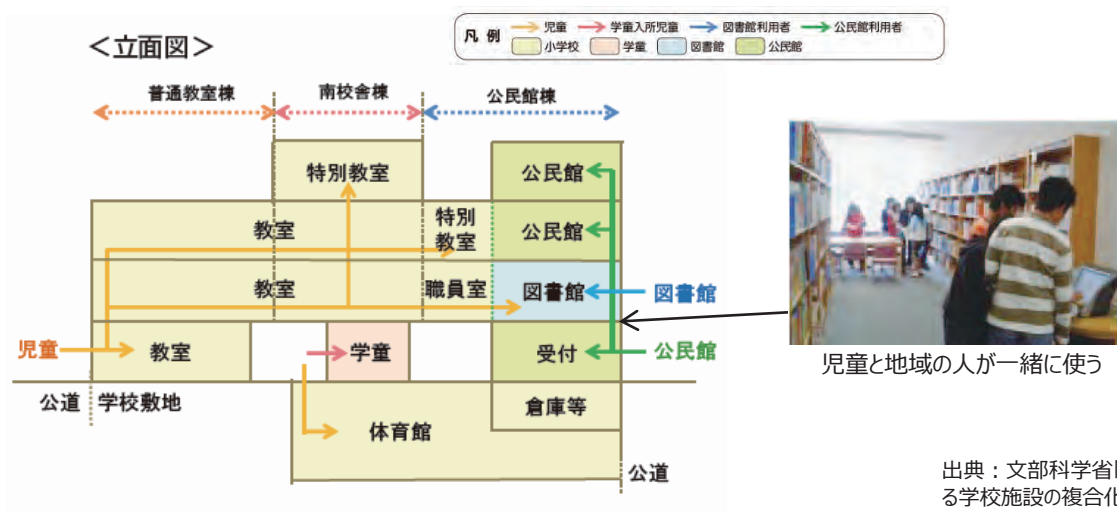
志木市立いろは遊学図書館

志木市立いろは遊学図書館は、いろは遊学館（公民館）、市立志木市小学校とともに複合施設として設置されています。いろは遊学図書館は地域に開かれた図書館として、棟や入口は違うものの明確な区分はほとんどなく、児童と地域の人と同じ時間に利用しています。この取り組みは、「学校教育」と「社会教育」の垣根を取り払い、お互いを補うことで高い効果を生み出すことを目指しています。

神戸市 アウトドアライブラリー

神戸市の中心部にある公園である東遊園地では、市民有志の実行委員組織により公園に図書館をつくる「アウトドアライブラリー」という建物にとらわれないオープンスペースを活用した社会実験が行われました。本は市民がおすすめの1冊を持ち寄り、公園に設置された本棚に置かれます。

<志木小学校>



出典：文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」報告書、平成17年度文部科学白書

<アウトドアライブラリー>



本棚が置かれた公園



出典：公共R不動産ホームページ

D 学校

I. 施設概要

市では、小学校 42 校、中学校 20 校を保有しています。

〔施設一覧〕

小学校

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		町田第一小学校	6,815	1969	
町田中心		町田第二小学校	5,416	1964	
本町田 薬師池	◎	町田第三小学校	6,203	1965	竹ん子学童保育クラブ
町田中心		町田第四小学校	6,800	1971	クラブハウス
玉川学園 南大谷		町田第五小学校	6,374	1966	
玉川学園 南大谷		町田第六小学校	6,710	1964	
玉川学園 南大谷		南大谷小学校	6,438	1973	クラブハウス
鶴川	◎	藤の台小学校	7,061	1972	藤の台ポケット組学童保 育クラブ
本町田 薬師池		本町田東小学校	6,758	1970	
本町田 薬師池		本町田小学校	7,029	1977	
南	◎	南第一小学校	7,055	1965	南第一さくら学童保育ク ラブ
成瀬		南第二小学校	7,204	1978	
南		南第三小学校	6,088	1970	
南		南第四小学校	6,654	1966	
南	◎	つくし野小学校	5,141	1970	つくし野デイサービスセン ター
南	◎	小川小学校	6,925	1974	わんぱく学童保育クラブ
成瀬	◎	成瀬台小学校	7,609	1974	すまいる学童保育クラブ
南		鶴間小学校	6,407	1976	
成瀬		高ヶ坂小学校	5,573	1978	
成瀬	◎	成瀬中央小学校	5,999	1979	成瀬中央あおぞら学童 保育クラブ
成瀬		南成瀬小学校	7,330	1980	
南		南つくし野小学校	7,514	1980	
北部の丘 陵		鶴川第一小学校	13,281	2015	
鶴川		鶴川第二小学校	7,561	1973	
鶴川	◎	鶴川第三小学校	8,180	1967	鶴川学童保育クラブ
鶴川	◎	鶴川第四小学校	7,735	1970	デイサービス鶴川
鶴川		金井小学校	6,543	1977	
鶴川		大蔵小学校	7,644	1980	
鶴川		三輪小学校	6,109	1982	

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	
忠生	◎	忠生小学校	7,710	1966	なかよし学童保育クラブ
北部の丘陵		小山田小学校	6,050	1980	
忠生		忠生第三小学校	6,680	1974	
忠生		山崎小学校	6,487	1980	
忠生	◎	小山田南小学校	8,066	1983	桜の森学童保育クラブ
忠生		木曽境川小学校	6,959	1977	
本町田 薬師池		七国山小学校	7,435	1978	
小山 小山ヶ丘		小山小学校	7,646	1976	
小山 小山ヶ丘		小山ヶ丘小学校	10,227	2004	
相原	◎	相原小学校	7,237	1968	相原たけの子学童保育クラブ
相原		大戸小学校	6,600	1983	
忠生		図師小学校	8,737	2008	
小山 小山ヶ丘		小山中央小学校	10,026	2009	

中学校

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	
町田中心		町田第一中学校	11,761	1962	
玉川学園 南大谷		町田第二中学校	7,806	1972	
本町田 薬師池		町田第三中学校	6,313	1967	
玉川学園 南大谷		南大谷中学校	7,460	1974	
南		南中学校	11,635	1968	
南		つくし野中学校	8,907	1975	
成瀬		成瀬台中学校	9,491	1979	
成瀬		南成瀬中学校	7,899	1981	
北部の丘陵		鶴川中学校	13,514	2001	
鶴川		鶴川第二中学校	8,467	1972	
本町田 薬師池		薬師中学校	7,379	1970	
鶴川		真光寺中学校	7,396	1980	
鶴川		金井中学校	6,606	1984	
忠生		忠生中学校	11,244	1973	
本町田 薬師池		山崎中学校	8,077	1979	
忠生		木曽中学校	7,622	1983	
忠生		小山田中学校	7,497	1983	
小山 小山ヶ丘		小山中学校	11,347	2011	
相原		堺中学校	9,795	1972	
相原	◎	武蔵岡中学校	5,014	1983	大戸のびっ子学童保育クラブ クラブハウス

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 小山・小山ヶ丘、南地域に大規模校が集中して残ると予想されている。
- 〔建物〕 ・ 築 40 年以上の学校が全体の半数以上であり、老朽化対策が喫緊の課題である。
- 〔機能〕 ・ 地域開放を進めており、一部の学校には学童保育クラブ、高齢者施設が複合化をしている。
- 〔利用〕 ・ 児童生徒数のピークは 1980 年代で、現在はピーク時の 65%となっている。また、1 学年に 1 クラスしかない学年がある小学校は、今後増加する見込みである。
- 〔運営〕 ・ 給食調理業務や学校用務業務等について実施体制の見直しを行っている。
- 〔コスト〕 ・ 学校施設の運営にかかる費用は合わせて年間約 46 億円である。

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 公立学校の教育施設として必要不可欠であり、行政関与の必要性がある。

設置目的との整合性

- ・ 整合している。複合している機能や地域開放での利用も学校教育や地域の拠点としての効果が認められる機能である。

利用状況の妥当性

- ・ 一部の学校は現在も児童生徒数が増加しているが、ほとんどの学校では児童生徒数が減少し普通学級数も減少している学校も多く出現しており、特別教室やプールなどの利用だけでなく給食室等の設備にも余裕が生じている。
- ・ 教育活動で使用しない教室を学童保育クラブなどに活用している。

施設の代替性

- ・ 公立学校としての代替施設はない。
- ・ プール等一部の施設については、地域に類似の民間施設等があり、運用方法によっては代替も可能である。

〔現状・課題のまとめ〕

公立学校の教育施設として必要不可欠であり、今後も適切に維持していく必要がありますが、建物の長寿命化を図るためには、概ね築 20 年ごとに一定規模の改修を行う（築 40 年前後には大規模改修が必要）など計画的に施設の更新を進める必要があります。町田市でも、高度成長期に整備された大半の施設は既に老朽化が著しく今後順次建替えの時期を迎えます。屋外プールや給食室についても老朽化が著しいことから、学校施設全体の在り方や更新についての抜本的な検討、対応が必要です。なお、町田市の人口推計では、今後 40 年間で、年少人口が約 1 万 9 千人減少することが想定されています。町田市ではこれまでも地域的な人口構成の急激な変動に対応するため、忠生・本町田地区での小学校 8 校の 3 校への集約や堺地区で隣接する小中学校各 1 校の小中一貫校への統合などを行ってきました。今後の建替えや改修にあたっては、年少人口の減少が見込まれる中でも児童・生徒が良好な学習環境で学べるよう適正規模・適正配置を実施した上で、地域の身近な公共施設、地域の拠点となる学校づくりを進めていく必要があります。



コラム⑧ 学校施設の複合化による効果と課題

公共施設マネジメントが求められる社会的背景等も踏まえ、文部科学省は、子どもたちの多様な学習機会を創出するとともに、地域コミュニティの強化や地域の振興・再生にも資するよう、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（文部科学省設置）にて報告書『学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について』（2015年11月）を取りまとめました。報告書では学校施設の複合化による効果と課題を以下のようにまとめたほか、複合化の効果的な取組事例等も掲載しています。

効果

①施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化

複合化により、単独の学校として整備するよりも施設機能の高機能化・多機能化を図ることができ、児童生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するとともに、公共施設を有効的に活用することができる。

②児童生徒と施設利用者との交流

学校施設と他の公共施設等が併設されているという特徴を生かし、交流の機会を設けたり、日常的に互いの施設での活動等を目にしたることで、児童生徒と地域住民などの施設利用者との交流を深めることができる。

③地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成

学校施設と社会教育施設等との複合施設では、児童生徒の学びの場としてだけでなく、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成にも寄与することができる。

④専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営への支援

様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校の教育活動や課外活動などに専門性のある人材を活用したり、地域住民の協力を促したりすることで、児童生徒により高度な専門知識に触れる機会を創出したり、学校運営への支援が行われたりすることが期待できる。

⑤効果的・効率的な施設整備

学校施設や公共施設等をそれぞれ単体で整備するよりも、複数の公共施設等を複合施設として一体的に整備したり、既存学校施設を活用したりすることにより、域内全体の整備費用の削減や支出の平準化を図ることができる。

課題

①地方公共団体内の部局間の連携、教職員や地域住民との合意形成

学校施設と他の公共施設等との複合化に当たっては、地方公共団体内において複数の公共施設等関係部局が連携し、域内の公共施設の整備計画や、複合化する各施設の計画、管理・運営の方法等について検討することが必要となる。また、教職員や各施設の関係者はもとより、利用者となる地域住民が、問題意識を持って、自ら主体的に考えてアイデアを出すことで合意形成に至るように進めることが重要である。

②施設計画上の工夫

学校施設の複合化に当たっては、地域の実情に応じ、以下に示すことなどを総合的に判断し計画することが求められる。

<安全性の確保>

学校施設を含めた複合施設においては、児童生徒や学校関係者だけでなく、不特定多数の地域住民が利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするとともに、地域住民も安心して利用できるように、ハード・ソフトの両面から安全性を確保するための対応策を検討することが必要である。

<互いの施設の活動への支障の緩和>

学校施設と他の公共施設等が併設していることで、児童生徒と他の施設利用者との動線の交錯や、互いの音などにより、学校の教育活動や他の公共施設等の活動に支障を及ぼす可能性があることから、各施設の配置や動線、防音性の確保といった施設計画上の対策を図るとともに、互いの施設における利用方法や利用時間等のルールや活動内容について情報を共有して、その対応について検討することが必要である。

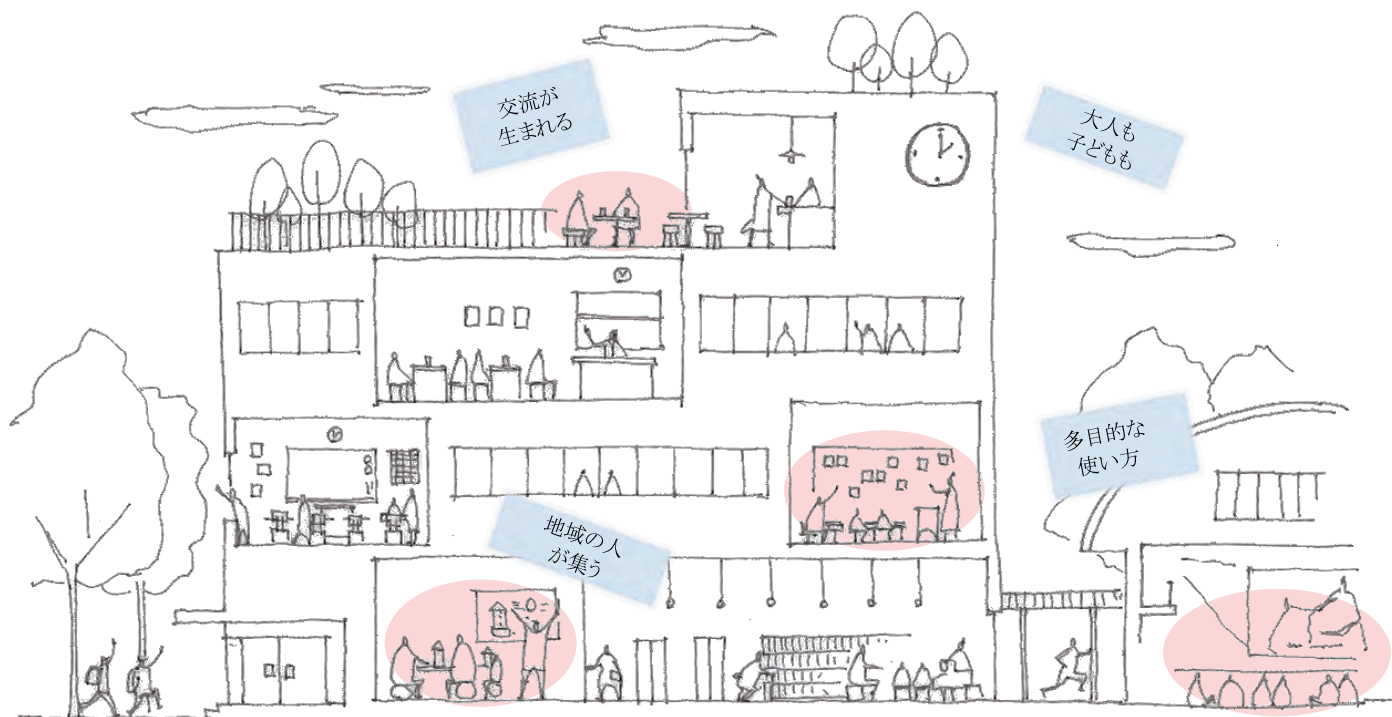
<施設の管理区分や会計区分の検討>

学校施設を含めた複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、学校施設と他の公共施設等の専用部分と共同利用部分の管理区分や、施設利用料や光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討することが必要である。

（『学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について』（2015年11月）より引用）

D 学校

IV. 再編後のイメージ例



- 適正な学校規模を維持するとともに、地域の拠点となることで、多世代で多様な人々の交流や公益的なサービスが展開される場になります。

年少人口の減少が見込まれる中でも、児童・生徒が良好な学習環境で学べるよう、段階的に必要な**適正規模・適正配置**を実施する。また、学校施設の適正な維持・管理のため建物の長寿命化や計画的な建替えを実施する。さらに、学校施設の有効**活用**や他機能との**複合化・多機能化等**により、多様な人々が交流し活動する場を創出し、愛着ある地域拠点施設とする。こうした取り組みを通じて、建物の総量圧縮を図る。

- ✓ 将来の児童・生徒数の減少に対応した適正規模・適正配置を実施する。
- ✓ 建物の大規模改修や建替えを計画的に実施する。
- ✓ 教育活動で使用しない教室数の状況や建物の大規模改修・建替えの時期を捉え、周辺の公共施設等の複合化を実施する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 中期に実施する適正規模・適正配置実行計画を策定する。
- ・ 長寿命化が適する建物の大規模改修を実施するとともに、周辺の公共施設の複合化を検討及び実施する。
- ・ プール等の付帯施設について、隣接校での供用や、温水プール及び民間施設の活用等によるプールの集約を検討及び実施する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 適正規模・適正配置の実施による大規模改修や建替えにあたっては、周辺の公共施設の複合化を検討及び実施する。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 適正規模・適正配置の実施による大規模改修や建替えにあたっては、周辺の公共施設の複合化を検討及び実施する。【継続】

主たる担当部門：学校教育部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 地域や学校関係者の理解を得ながら、中期に実施する適正規模・適正配置実行計画を検討・策定する。
- ・ 他の公共施設との複合化について、基本的な考え方（方向性）を整理したうえで、適正規模・適正配置実行計画の策定過程において、学校毎の複合化を検討する。
- ・ 適正規模・適正配置実行計画に基づき、計画的に大規模改修や建替えを検討及び実施するとともに必要（適切）な施設の維持補修等を行う。
- ・ プール等の付帯施設について、隣接校プールの供用や市有の温水プール及び民間施設の活用等によるプール授業の実施により、施設の集約を検討及び実施する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
適正規模・適正配置実行計画の策定	実行計画の策定				学校再配置の調整				
複合化の検討	検討								
大規模改修・建替えの実施		鶴川第一小学校の建替え 町田第一中学校の建替え			その他の学校の 大規模改修または建替え				
プール等付帯施設集約の検討及び実施	検討			実施					

○ 留意事項

- ・ 2017年度健全性調査実施（17施設）
- ・ 学校施設の複合化の検討体制
- ・ 施設内のセキュリティ・動線の確保
- ・ 複合施設の管理体制の検討
- ・ 地域の防災拠点機能の再編

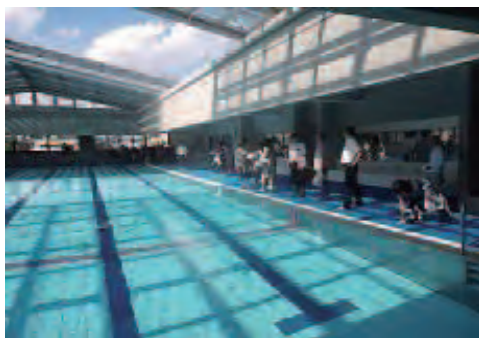
～こんな取り組みも始まっています～

豊島区池袋本町地区校舎併設型小中連携校

2016年6月に豊島区で初となる校舎併設型の小中連携校が、2校を統合した小学校と1校の中学校を同一敷地に併設して整備されました。基本的には小学校と中学校が区分されていますが、学習情報センター（ICT環境を完備した図書館・学習スペース）、プール、職員室、主事室、事務室などは小中学校共用とした効率化が図られています。また、小中学校連携により、9年間の学びに連続性を確保しカリキュラムに配慮した学習指導が行うことや、小中学校教職員相互の連携が生みやすくなることも目指しています。



小・中学校校舎、小学校運動場



プール



学習情報センター



小学校体育館

出典：豊島区
ホームページ

E 保育園・子ども発達センター

I. 施設概要

保育を目的とした市立保育園を 5 施設保有しています。その他にも私立の認可保育園が 74 施設、認定こども園が 9 施設あります。

14 年度までに民営化などにより市立保育園を 5 施設に絞り、地域の拠点となる地域子育て相談センターを併設しました。マイ保育園事業の推進のほか、アウトリーチ※⁵（出張子育て相談等）を中心に、子育て関連施設の運営支援、専門部署との連携により、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図っています。

また、子ども発達センターでは、未就学児を対象にした発達の相談や療育を行っています。2018 年度から相談対象を 18 歳未満の児童まで拡大・充実しました。通園では、2016 年度に肢体不自由児、2017 年度に医療的ケア児の受け入れを開始しました。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
相原		こうさざ保育園	694	1981	
南		金森保育園	869	1998	
鶴川		大蔵保育園	1,083	2010	
本町田 薬師池		山崎保育園	1,204	2013	
町田中心		町田保育園	723	1991	
町田中心		子ども発達センター	3,809	1982	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 市域を 5 地域に分け、各地域に 1 施設ずつ配置している。
- 〔建物〕 ・ こうさざ保育園は築 37 年、子ども発達センターは築 36 年、町田保育園は築 27 年を経過している。
- 〔機能〕 ・ すべて単独施設であり、機会を捉えた周辺施設との複合化等の検討が課題である。
- 〔利用〕 ・ 認可保育所を含む定員数は増加しているが、未だ待機児童数は減少していない。一方で、中長期的には年少人口の減少から定員割れの保育園が出てくると予想される。
 - ・ 子ども発達センターは、利用者が急増しており、相談対象を 18 歳未満まで拡大したことから、引き続き増加が見込まれる。
- 〔運営〕 ・ 市立保育園は直営で運営されており、保育料の改定やサービスの質の向上に努めている。
- 〔コスト〕 ・ 公立保育所事業は年間約 12 億円の行政費用であるが、保育料による収入はその 1 割以下である。

※⁵ 公的機関・公共的文化施設などが行う地域への出張サービス。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律による市立保育園の設置義務はない。保育の確保義務がある。
- ・ 法律による子ども発達センターの設置の義務はないが、障がい児通所支援等について体制整備及び人材確保・質の向上への努力義務、発達障害の早期発見・早期支援及び切れ目のない支援への責務がある。

設置目的との整合性

- ・ 保育園、子ども発達センターとして運営されており整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 待機児童解消のため全体の定員数を増やしており、在籍園児数もそれに伴って増加している。一方で、3～5歳児はすでに定員割れの園が出てきており、中長期的には年少人口の減少からさらに定員割れの保育園が出てくると予想される。
- ・ 子ども発達センターの利用者数は増加しており、引き続き増加が見込まれる。

施設の代替性

私立の認可保育園が74施設、認定こども園が9施設ある。

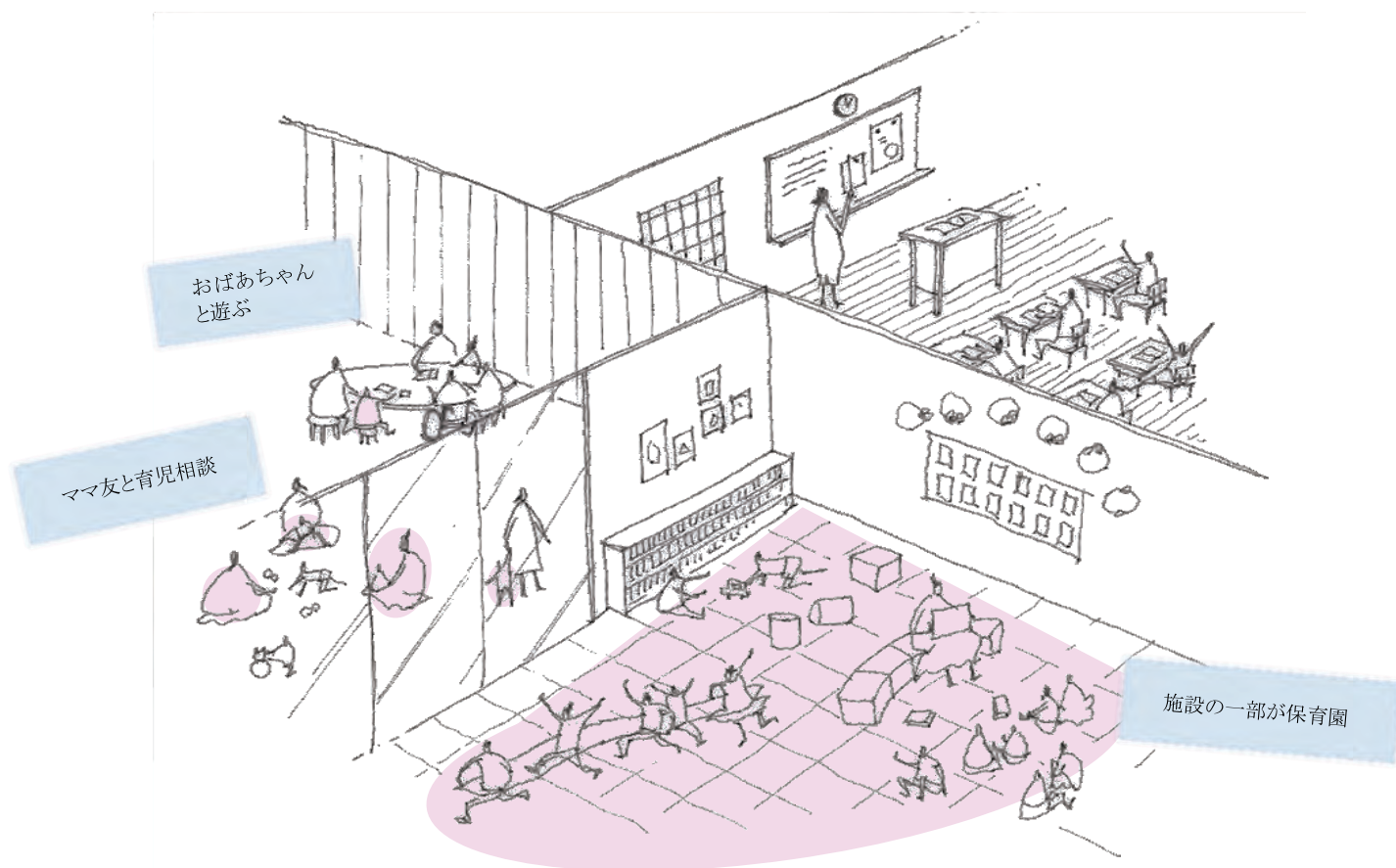
〔現状・課題のまとめ〕

地域子育て相談センターを併設する5つの市立保育園は市が地域全体の子育てを支援する場として、また様々な子ども施策を進める際の手段として維持する必要があります。一方で保育需要としては3～5歳児はすでに定員割れの園が出てきており、中長期的には年少人口の減少からさらに定員割れの保育園が出てくると予想され、市立保育園としては施設規模の縮小を視野に入れた更新が求められます。

子ども発達支援課は、障がい児に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められており、子ども発達センター事業の最適化が課題です。

E 保育園・子ども発達センター

IV. 再編後のイメージ例



- 他の施設へ複合化し、他機能との連携や多世代の人々との交流が充実することで、保育園等が更に魅力的で利便性の高い地域の子育ての拠点となります。

複合化・多機能化により建物の総量を圧縮しつつ他機能との連携をさらに深めることでより魅力的な場づくりや充実した支援を行う。

- ✓ 保育園は必要な施設規模に見直し、周辺の学校等の大規模改修や建替えの時期を捉えて、条件が整ったところから複合化し、建物は単独機能での建替えは行わない。
- ✓ 子ども発達センターは、事業内容と連携しやすい他の公共施設と複合化する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 保育園は中期で複合化する際の必要な施設規模を検討する。
- ・ 子ども発達センターは、認可通園部門の管理・運営手法を見直す[行政経営改革プラン]

中期（2027～2036 年度）

- ・ 保育園は周辺の学校等の大規模改修や建替えの時期を捉えて、複合化する。
- ・ 子ども発達センターは、事業内容と連携しやすい他の公共施設と複合化する。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 保育園は周辺の学校等の大規模改修や建替えの時期を捉えて、複合化する。[継続]



● 保育園・子ども発達センター 短期再編プログラム

主たる担当部門：子ども生活部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 保育園は中期で複合化する際の必要な施設規模を検討する。
- ・ 子ども発達センターは、町田市子ども発達支援計画に基づき、子どもの発達支援を総合的な取り組みとして行う。また、新規事業を実施するために、認可通園部門に民間活力を導入する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
民間活力の導入 (子ども発達センター)	導入方法の 検討・ 決定		導入						

○ 留意事項

- ・ 子ども発達センター：障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、医療的ケア児への対応について（平成 28 年 6 月 3 日施行分）、保健、医療、福祉の連携促進に努めるように義務づけられた。同様に自治体に障害児福祉計画の策定が求められた。（平成 30 年 4 月 1 日施行分）
- ・ 子ども発達センター：2018 年 4 月子ども発達支援課を設置。

F 学童保育クラブ

I. 施設概要

学童保育クラブは、保護者が日中不在になる家庭の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。小学校 1 年生から 3 年生まで（障がいのある児童は 6 年生まで）で市内に在住している児童が対象となっています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
玉川学園 南大谷	○	ころころ学童保育クラブ	(110)	2002	玉川学園子ども クラブ さくらんぼホール
町田中心		中央学童保育クラブ	305	1998	
町田中心		学童 2 1 保育クラブ	145	2000	
町田中心		森野学童保育クラブ	262	2001	
玉川学園 南大谷		高ヶ坂学童保育クラブ	137	1992	
玉川学園 南大谷		南大谷学童保育クラブ	245	2012	
本町田 薬師池		藤の台学童保育クラブ	105	1989	
本町田 薬師池		本町田学童保育クラブ	223	2002	
成瀬		そよかぜ学童保育クラブ	232	2011	
成瀬		金森学童保育クラブ	231	2013	
南		どろん子学童保育クラブ	248	2004	
南		鶴間ひまわり学童保育クラブ	300	2003	
成瀬		なんなる学童保育クラブ	260	2002	
南		南つくし野学童保育クラブ	227	2006	
北部の丘陵		野津田学童保育クラブ	371	2014	
鶴川		鶴川第二学童保育クラブ	232	2006	
鶴川	○	鶴川学童保育クラブ	141	1967	鶴川第三小学校
鶴川		鶴川第四学童保育クラブ	264	2002	
鶴川		金井学童保育クラブ	238	2007	
鶴川		大蔵学童保育クラブ	275	1999	
鶴川		みわっこ学童保育クラブ	298	2017	
北部の丘陵		小山田学童保育クラブ	199	2005	
忠生		木曽学童保育クラブ	283	2010	
忠生		木曽境川学童保育クラブ	210	2001	
本町田 薬師池		七国山学童保育クラブ	293	2003	
忠生		山崎学童保育クラブ	240	2014	
小山 小山ヶ丘		小山学童保育クラブ	355	2007	
小山 小山ヶ丘		小山ヶ丘学童保育クラブ	403	2004	
成瀬		高ヶ坂けやき学童保育クラブ	237	2008	
南		つくし野学童保育クラブ	262	2008	
忠生		図師学童保育クラブ	288	2008	

小山 小山ヶ丘		小山中央学童保育クラブ	498	2009	
鶴川	○	つるっこ学童保育クラブ	(120)	2004	子どもセンターつるっこ
相原	○	相原たけの子学童保育クラブ	(138)	1968	相原小学校
本町田 薬師池	○	竹ん子学童保育クラブ	(119)	1965	町田第三小学校
本町田 薬師池	○	藤の台ポケット組学童保育クラブ	(120)	1972	藤の台小学校
南	○	南第一さくら学童保育クラブ	(210)	1965	南第一小学校
南	○	わんぱく学童保育クラブ	(128)	1974	小川小学校
成瀬	○	すまいる学童保育クラブ	(128)	1974	成瀬台小学校
成瀬	○	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	(263)	1979	成瀬中央小学校
忠生	○	なかよし学童保育クラブ	(203)	1966	忠生小学校
相原	○	大戸のびっ子学童保育クラブ	(186)	1983	武蔵岡中学校
北部の丘陵	○	桜の森学童保育クラブ	(160)	2017	小山田南小学校

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 1 小学校区に 1 学童保育クラブを配置しており、児童の登降所の安全を確保するため、小学校内・小学校隣接地への移設を完了した。
- 〔建物〕 ・ 今後は一斉に老朽化が進む。
- 〔機能〕 ・ 児童数の増加に伴う、育成スペースの狭あい化が進む。
- 〔利用〕 ・ 年々入会児童数が増加している。
- 〔運営〕 ・ 43 施設中 39 施設が指定管理者により運営されている。
- 〔コスト〕 ・ 利用者が負担する育成料が行政費用の 2 割未満となっている。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律による設置義務はない。
- ・ 児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、利用の促進に努めなければならないと法律に定められている。

設置目的との整合性

- ・ 児童の健全な育成、保護者の働く環境づくりという点で整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 入会児童数は毎年増加しており、狭あい化が進む学童保育クラブがある。

施設の代替性

- ・ 放課後子ども教室、民間の類似施設、保育園・幼稚園で行っている学童一時預かり等があるが、利用料金が高い、利用定員が少ない等から代替性が低い。

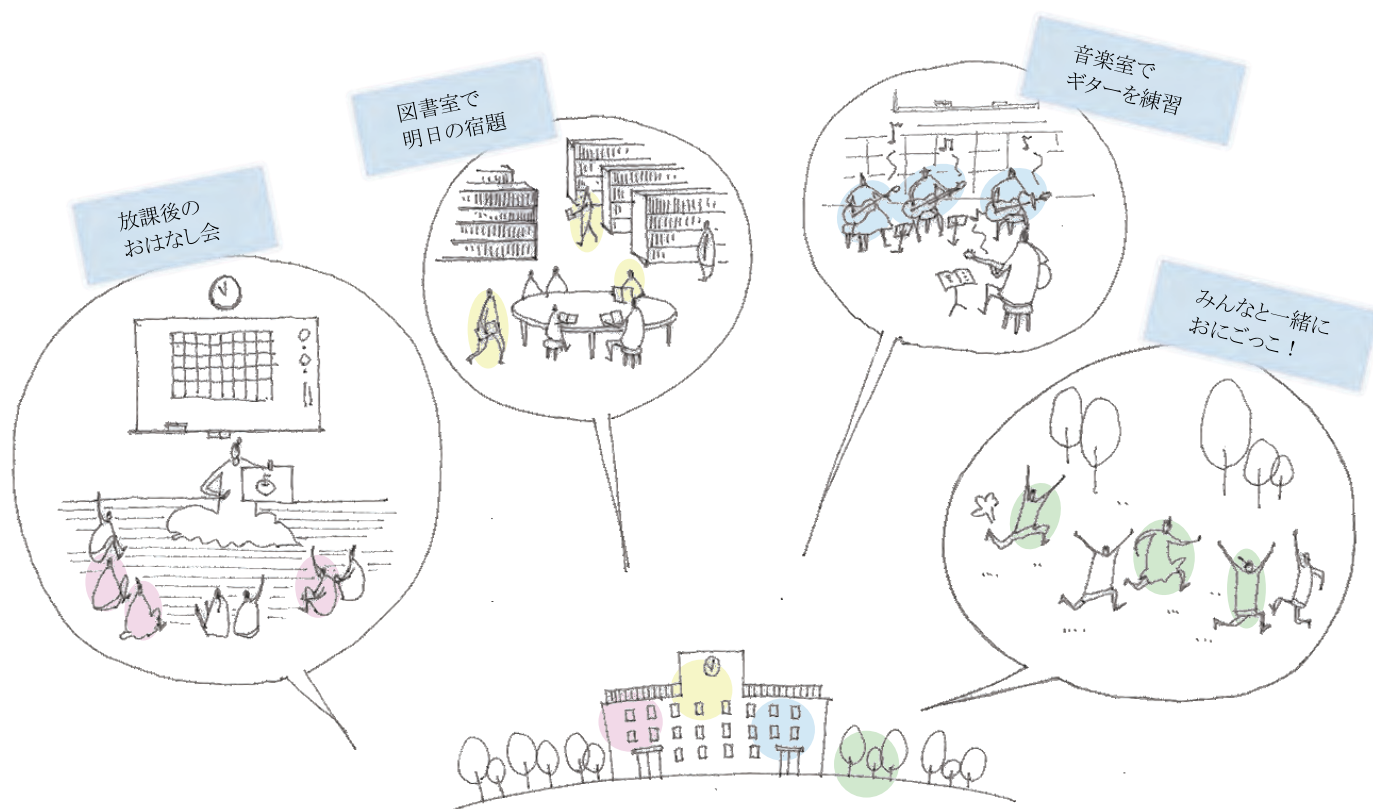
〔現状・課題のまとめ〕

入会児童数が毎年増加することで施設が狭あい化し、保育スペースの拡大が必要な学童保育クラブが複数あり、全体的にも施設の老朽化が進行しています。

管理責任や運営責任を明確化にしつつ、教育活動で使用しない教室の活用や、放課後の教室等の未利用時間の活用を促進し、保育スペースの確保や、老朽化に対応していくことが課題です。

F 学童保育クラブ

IV. 再編後のイメージ例



- 学校が地域・民間・公共の活動拠点となることで、そこに複合化する学童保育クラブが、他機能との連携や多世代の人々との交流が充実する、より安全・安心に加えて魅力的で利便性の高い児童の育成の場になります。

V. 今後の方向性

複・多

活用

地域の拠点となる学校に**複合化・多機能化**することで、建物の総量圧縮を図る他、学校施設の活用により多様な活動が可能となり、魅力が向上する。

- ✓ 保育スペースが不足する学童保育クラブを拡張する際や、学童保育クラブや小学校の大規模改修等の時期を捉えて、校舎内に複合化し、建物は単独機能での建替えは行わない。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 放課後に使用しない教室等を利用する際に必要になる運用のルールや施設整備の内容等を検討する。
- ・ スペースの拡大が必要な学童保育クラブを拡張する際や、学童保育クラブや小学校の大規模改修等の時期を捉えて、校舎内に複合化し、建物は単独機能での建替えは行わない。

中期（2027～2036 年度）

- ・ スペースの拡大が必要な学童保育クラブを拡張する際や、学童保育クラブや小学校の大規模改修等の時期を捉えて、校舎内に複合化し、建物は単独機能での建替えは行わない。【継続】

長期（2037～2055 年度）

- ・ スペースの拡大が必要な学童保育クラブを拡張する際や、学童保育クラブや小学校の大規模改修等の時期を捉えて、校舎内に複合化し、建物は単独機能での建替えは行わない。【継続】



● 学童保育クラブ 短期再編プログラム

主たる担当部門：子ども生活部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 単独施設について、小学校の教育活動で使用しない教室等を活用することで学校校舎内に移転が可能な場合は、移転を検討していく。校舎内への移転ができない場合は、計画的に改修を実施していく。
- ・ 1 小学校区 1 学童保育クラブの方針からも、小学校に統廃合の計画がある場合は、該当する学童保育クラブも閉所していく。
- ・ 2018年度～2021年度で、学校校舎内移転を1ヶ所、改修を4ヶ所実施する。
- ・ 放課後使用しない特別教室等を利用する場合は、各小学校と十分に協議を行い運用ルールを確認する。

○ スケジュール

取り組み	(年度)								
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
複合化・改修 (校舎内移転) の実施	『町田市5ヵ年計画17-21』に 基づく改修4ヶ所・複合化1ヶ所				改修・複合化の継続実施				

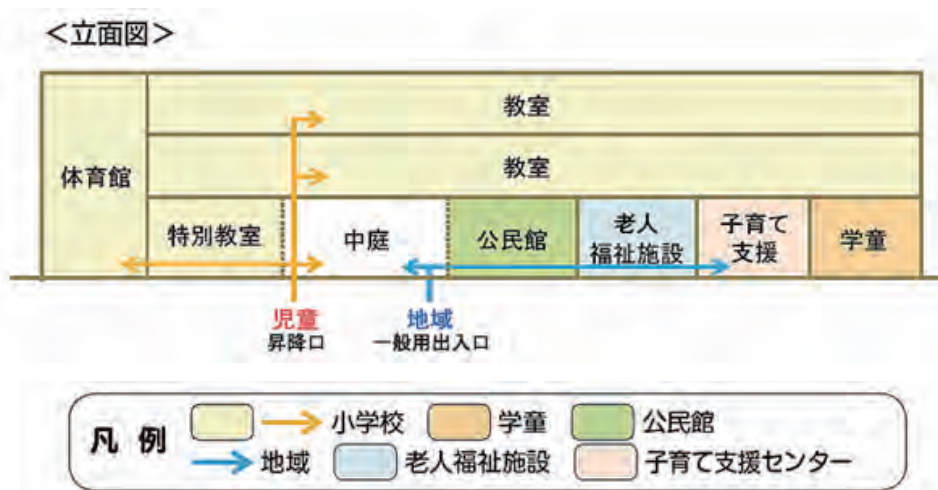
○ 留意事項

- ・ 校舎内利用の際は、普通教室は放課後であっても児童個人の所有物等があるため、利用対象としない。

～こんな取り組みも始まっています～

埼玉県吉川市 美南学童保育クラブ

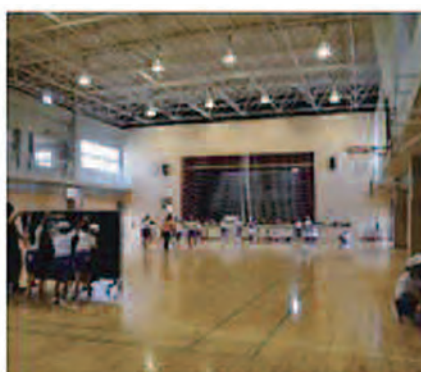
学童保育室をはじめ、高齢者ふれあい施設、公民館、子育てセンターなど、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を、地域のニーズを踏まえ、小学校に複合化しています。小学校の特別教室や体育館は地域開放することを前提に整備しています。



子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備
(左：子育て支援センター、右：学童保育室)



デイサービスでは小学校の給食を提供



学校教育の活動時間外に体育館を
地域に開放

出典：文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」報告書

G 子どもセンター・子どもクラブ

I. 施設概要

子どもセンター・子どもクラブは、乳幼児とその保護者から 18 歳までの青少年を対象とした施設で、子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしています。

子どもクラブは、子どもセンターより小規模な施設です。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
南		子どもセンターばあん	1,339	1998	
鶴川	◎	子どもセンターつるっこ	1,601	2004	つるっこ学童保育クラブ
相原		子どもセンターばお	1,179	2008	
忠生		子どもセンターただON	1,564	2013	
町田中心		子どもセンターまあち	2,021	2015	
小山 小山ヶ丘		子どもセンターばお分館 WAAAO	405	2015	
玉川学園 南大谷	◎	玉川学園子どもクラブ	729	2002	ころころ学童保育クラブ さくらんぼホール
玉川学園 南大谷		南大谷子どもクラブ	359	1999	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 子どもセンターは市内 5 地域に 1 施設ずつ、分館と子どもクラブはそれ以外の中学校区単位で配置を進めている。
- 〔建物〕 ・ 新しい施設が多いが、子どもセンターは比較的規模が大きいため施設維持のためには今後計画的な修繕が必要となる。
- 〔機能〕 ・ 2 館が学童保育施設等との複合施設になっている。機能の多くが市民センターやコミュニティセンターと同内容だが、対象者が子どもと保護者に限定されている。
- 〔利用〕 ・ ばおと玉川学園以外の利用者は減少傾向にある。（2015 年度）ばあんの利用者が他の子どもセンターに比べて少ない。
- 〔運営〕 ・ 子どもセンターは直営、子どもクラブは指定管理者で運営されている。
- 〔コスト〕 ・ 子どもセンター・子どもクラブは原則利用料が無料である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律による設置義務はない。

設置目的との整合性

- ・ 児童の育成と子育て支援の場として機能しており整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 今後の年少人口の減少や子どもクラブの増設等を踏まえると、現状のままの運営を続けた場合、今後も利用者数の減少が予想される。

施設の代替性

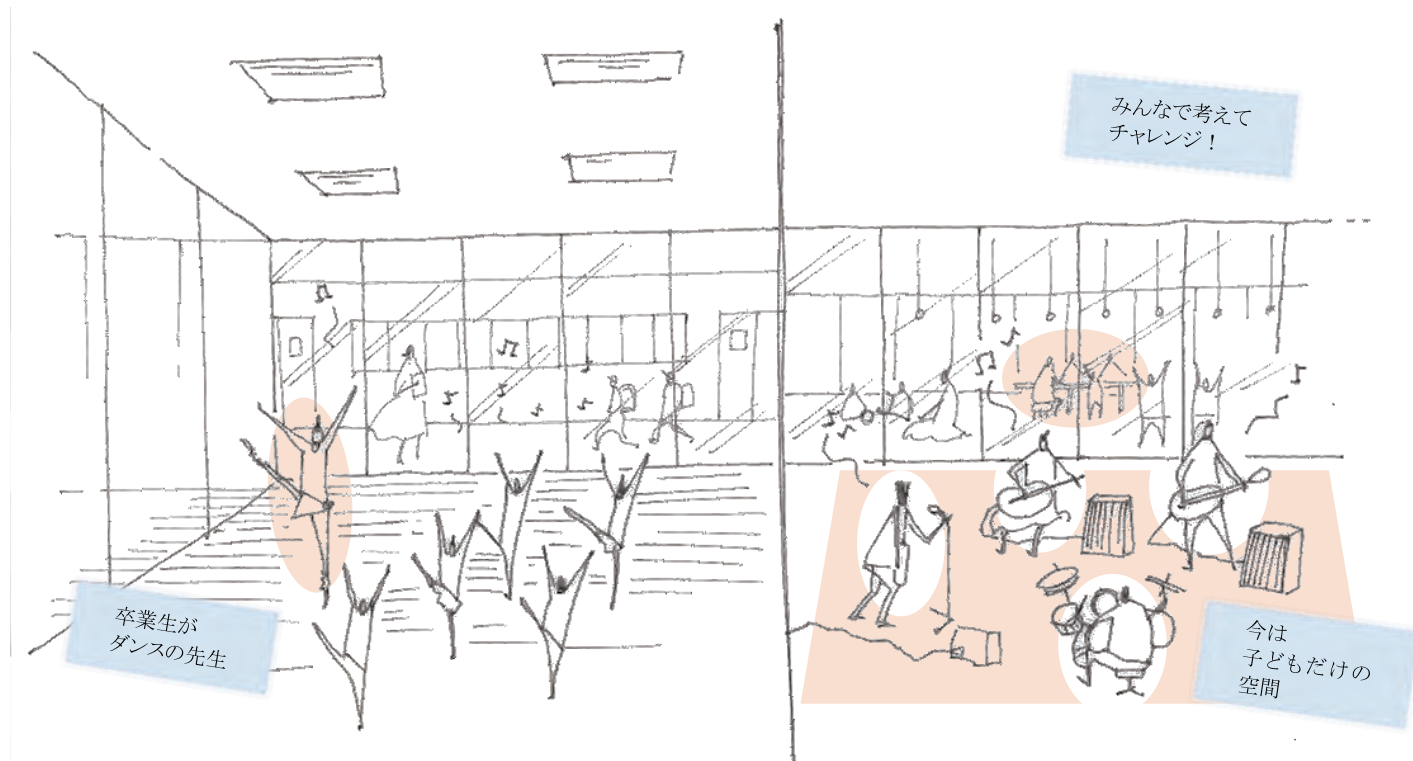
- ・ 児童の遊び場や活動場所の提供については学校等の放課後利用や他の貸館の利用、図書館の自習スペースがあるが全く同様の施設ではない。
- ・ 乳幼児の子育て支援については、保育園での子育て支援事業や図書館の児童用コーナーがあるが、事業や施設の規模が小さい。

〔現状・課題のまとめ〕

子どもたちの地域への愛着を育む活動拠点として、また乳幼児の子育てを支援する場として機能しており、基幹型施設である 5 つの子どもセンターの整備が完了しました。今後は距離が離れていて子どもセンターの利用が困難な中学校区に子どもクラブを整備する予定です。一方で、今後の年少人口の減少や子どもクラブの増設等を踏まえると、現状のままの運営を続けた場合、今後は 1 施設あたりの利用者数の減少が予想されます。また、児童への遊び場や活動場所の提供については学校等の放課後利用があること、乳幼児の子育て支援の場としては保育園での子育て支援事業があること等を踏まえ、子どもセンター・子どもクラブの役割を明確化しながら子どもを中心とした様々な交流と協働による魅力的な体験活動を展開していくことが課題です。

G 子どもセンター・子どもクラブ

IV. 再編後のイメージ例



- 学校等が地域・民間・公共の活動拠点となることで、そこに複合化する子どもセンターが、他機能との連携や多世代の人々との交流が充実する、更に魅力的で利便性の高い子どもの遊び場や居場所・乳幼児の子育ての場になります。

V. 今後の方向性

複・多

L

連携

活用

複合化・多機能化や**市有財産等の活用**により建物の総量を圧縮する一方、他機能との連携をさらに深めることで、子どもの地域への愛着を育む健全育成と乳幼児の子育て支援の場の維持や魅力の向上を図る。

- ✓ 子どもセンター・子どもクラブの役割を明確化しながら、子どもを中心とした様々な交流と協働による魅力的な体験活動を展開できるようなサービスのあり方を検討する。
- ✓ 子どもセンターは中長期的には周辺の公共施設の更新時期を捉えて複合化し、単独での建物の建替えは行わない。その際、児童が自由に来館し、遊べる環境の確保、セキュリティへの配慮、乳幼児の保護者も利用しやすいようなつくりに留意する。
- ✓ 子どもクラブの増設は新たな建物を建てる方法だけではなく、他の公共施設の転用や既存スペースを有効活用することを検討する。また、今後の年少人口の減少を踏まえて、整備費用やその後の維持管理費用が少ない手法や建物の可変性等の工夫を検討する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 子どもセンター・子どもクラブの役割を明確化しながら、新たな出会いの場や魅力的な体験の提供ができるようなサービスのあり方を検討する。
- ・ 子どもクラブの増設は新たな建物を建てる方法だけではなく、他の公共施設の転用や既存スペースを有効活用することを検討する。また、今後の年少人口の減少を踏まえて、整備費用やその後の維持管理費用が少ない手法や建物の可変性等の工夫を検討する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 子どもセンターは周辺の公共施設の大規模改修や建替えの時期を捉えて複合化し、単独での建替えはしない。その際、子どもが自由に来館し、遊べる環境の確保、セキュリティへの配慮、乳幼児の保護者も利用しやすいようなつくりに留意する。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 子どもセンターは周辺の公共施設の大規模改修や建替えの時期を捉えて複合化し、単独での建替えはしない。その際、子どもが自由に来館し、遊べる環境の確保、セキュリティへの配慮、乳幼児の保護者も利用しやすいようなつくりに留意する。[継続]



● 子どもセンター・子どもクラブ 短期再編プログラム

主たる担当部門：子ども生活部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- 子どもセンター・子どもクラブの役割を明確化しながら、新たな出会いの場や魅力的な体験の提供ができるようなサービスのあり方を検討する。
- 2017年度～2021年度まで、中学校区を単位に年1か所ずつ子どもクラブを整備する。その際は、新たな建物を建てる方法だけではなく、他の公共施設の転用や既存スペースを有効活用することを検討する。また、整備費用や維持管理費用が少ない手法を検討する。

○ スケジュール

取り組み	(年度)								
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
子どもクラブの整備	小山中学校区建設工事・開館	・つくし野中学校区開館 ・鶴川第二中学校区建設工事	・鶴川第二中学校区開館 ・1地区建設工事	1地区建設工事・開館					

○ 留意事項

- 子どもクラブの整備については、小山田中学校区・南成瀬中学校区・鶴川中学校区のうち、建設地等の条件が整った学区から整備を進めていく。

～こんな取り組みも始まっています～

赤坂子ども中高生プラザ プラザ赤坂なんで～も

東京都港区の旧氷川小学校の校舎を活用し、高齢者福祉施設・児童館・学童保育クラブが併設した複合施設にしました。児童館は、子どもたちの居場所や活動場所として、毎日様々なプログラムを行っています。また、同じ建物内にあることで高齢者福祉施設の利用者と交流するイベントも生まれています。

1階平面図

青い部分が中高生プラザ

赤い部分が高齢者福祉施設



出典：サン・サン赤坂ホームページ

出典：赤坂子ども中高生プラザホームページ

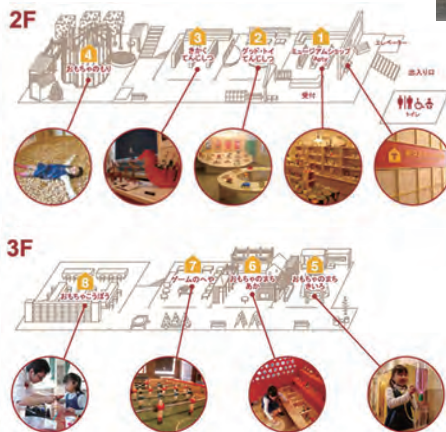
東京おもちゃ美術館

東京都新宿区の旧四谷第四小学校同幼稚園の活用策を区地元町会で検討した結果、2008年にNPO法人が運営する東京おもちゃ美術館などが開館しました。入館料以外にも「一口館長制度」に基づく寄付の採用やボランティアスタッフである「おもちゃ学芸員」によって成り立っており、遊びと人をつなぐ「おもちゃ学芸員」がいることで、子どもだけではなく親などにとっても豊かな出会いと楽しいコミュニケーション環境を提供しています。



出典：東京おもちゃ美術館ホームページ

NPO法人が運営する、
廃校を活用した東京おも
ちゃ美術館



H 高齢者福祉施設

I. 施設概要

ふれあい館（高齢者福祉施設）は、60 歳以上の方が、健康増進・教養の向上・レクリエーションのために利用できる施設です。広間や囲碁将棋室を保有しており、介護予防講座などの事業を行っています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
本町田 薬師池	○	ふれあいぐぬぎ館	(414)	1982	木曽山崎コミュニティセンター 木曽山崎連絡所
相原	○	ふれあいけやき館	(359)	1982	堺市民センター
町田中心	○	ふれあいまっこく館	(892)	1988	健康福祉会館
鶴川		ふれあいいちよう館	720	1977	
忠生	◎	ふれあい桜館	2,824	1993	小山田高齢者在宅サービス センター
南		ふれあいまみじ館	607	1974	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 市内 6 地域に配置されている。
- 〔建物〕 ・ 築 30 年を超える施設が 4 施設あり、それぞれ改修を行っている。
- 〔機能〕 ・ 複合している施設が 4 施設、単独施設が 2 施設ある。基本的に全館で同じサービスを提供している。
- 〔利用〕 ・ 各ふれあい館の月間利用実人数は約 200 人～約 500 人となっている。高齢者人口の増加や高齢者のニーズが変化している。
- 〔運営〕 ・ 5 館は直営、1 館のみ指定管理者による運営である。
- 〔コスト〕 ・ 利用料は無料であり、6 施設の行政収支の差額は約 2 億円である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 老人福祉法に基づいて設置している。設置は義務ではない。

設置目的との整合性

- ・ 当初の設置目的のとおり福祉施設として運用されている。
- ・ 高齢者人口が増加し、高齢者のニーズが変化している。

利用状況の妥当性

- ・ 利用者は 60 歳以上人口の約 2%である。

施設の代替性

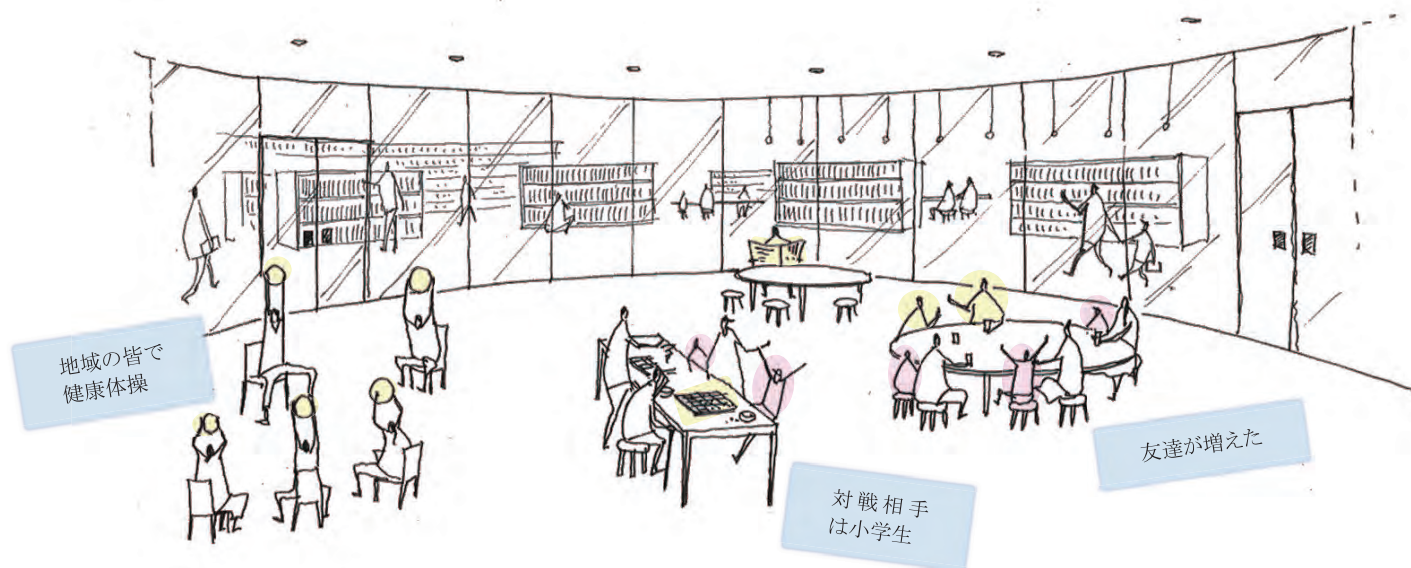
- ・ 高齢者事業については、他の公共施設の空きスペースを利用することが可能。

〔現状・課題〕

高齢者人口は増加していますが、ふれあい館の利用者は近年横ばいであり、利用者数は 60 歳以上人口の約 2%にとどまっています。高齢者事業に求められることも変化していると考えられ、内容の見直しが課題です。現在、ふれあい館内で行っている事業については、特定の施設にとどまらず、集会施設など他の公共施設を活用しながら、より身近な場所で展開していくことが可能です。

H 高齢者福祉施設

IV. 再編後のイメージ例



- 専用（固定）の施設によるサービス提供から、建物とサービスを切り離し、ソフト化を図ること
で、より多くの場所でサービスを展開し、より身近な場所でサービスを受けられる機会が増えま
す。
- 高齢者の居場所づくりについても「高齢者」に限定した居場所ではなく、高齢者を含めた多様
な世代・目的の方が集える場へ転換することで、人と人との交流やつながりが生まれます。

V. 今後の方向性

地域の活動拠点となる施設へ機能を移転することで、建物の総量圧縮を図るとともに、身近な場所でより多くの人がサービスを受けられる機会を増やす。

- ✓ 高齢者の居場所づくりの地域展開や健康づくり等各種講座について、市民センターや学校等の地域の活動拠点への移転を図り、建物は単独機能での建替えは行わない。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 効率的・効果的な施設運営手法の見直し策について検討および決定する。[行政経営改革プラン]

中期（2027～2036 年度）

- ・ 高齢者の居場所づくりの地域展開や健康づくり等各種講座について、市民センターや学校等の地域の活動拠点での実施を図る。
- ・ 高齢者専用施設は建物の建替えは行わない。



● 高齢者福祉施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：いきいき生活部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 効率的・効果的な施設運営手法の見直し策について検討および決定する。
- ・ 市内6箇所あるふれあい館（高齢者福祉施設）について、事業内容を精査するとともに、効率的・効果的な職員体制へ見直し、職員の定数を削減するなど、ふれあい館事業の管理運営コストを削減する。
- ・ ふれあい館の各建物については、改修に合わせて風呂の設備を自主グループの介護予防活動場所等に転換することで、利用者の拡大や活動スペース不足の解消を目指し、維持管理費用削減を図る。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
事業内容と職員体制の見直し		検討	検討・決定	検討結果に基づく、見直し策の実施					

○ 留意事項

- ・ ふれあい桜館、けやき館は、2017年度に風呂廃止及び介護予防スペースへの改修をしている。

～こんな取り組みも始まっています～

総合スーパーが行っている高齢者向け「朝活」(イオン葛西店)

総合スーパーイオンが、高齢者向けに、早朝から体操、卓球、囲碁、などといった娯楽を無料で楽しめる「朝活」の展開を始めています。集客力を上げることが狙いであり、「朝活」後、参加者は館内のカフェなどで朝食を取ったり、食料品を買って帰ったりするため、ビジネスとしての効果も上がっています。高齢者が気軽に通える開かれた場として機能しており、人と人の交流を促したり、体を動かすことで健康づくりにも寄与しています。



店舗内の囲碁・将棋のスペース

画像提供：介護のニュースサイト Joint

I 障がい福祉施設等

I. 施設概要

市では福祉施設を 11 施設保有しています。うち障がい福祉施設が 10 施設、葬祭事業施設が 1 施設です。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
本町田 薬師池		町田グリア園	653	1990	
本町田 薬師池		町田リス園	637	1988	
忠生		大賀藕絲館	1,064	1989	
忠生		町田市授産センター	1,563	1980	
忠生		ひかり療育園	1,532	1990	
南		わさびだ療育園	678	1997	
忠生		グループホームはるかぜ	153	1989	
相原		町田ゆめ工房	438	1994	
本町田 薬師池		こころみ	496	1987	
町田中心		町田市せりがや会館	4,065	1968	
本町田 薬師池		木曽福祉サービスセンター	388	1967	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 施設は市内に点在している。
- 〔建物〕 ・ ほぼすべての施設が築 20 年を過ぎており、適切な修繕が課題となる。
- 〔機能〕 ・ 障がい福祉施設のうち、生活介護サービス施設が 2 施設、一般就労が困難な障がい者の働く場が 6 施設、障がい者入居施設が 1 施設、障がい者支援の複合施設が 1 施設ある。
- 〔利用〕 ・ 障がい者の数は年々増加傾向にあり、障がい者手帳所持者数は、2011 年の 1 万 6 千人から 2015 年の 1 万 9 千人と約 1.2 倍となっている。
- 〔運営〕 ・ 1 施設が直営、1 施設が委託、その他 9 施設は指定管理者や民間事業者によって運営されている。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 施設設置の義務はない。しかし、障がい者が、日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うことが市町村の責務である。

設置目的との整合性

- ・ 当初の設置目的のとおり福祉施設として運用されている。

利用状況の妥当性

- ・ 障がい者の数は年々増加傾向にあり、障がい者手帳所持者数は、2011年の1万6千人から2015年の1万9千人と約1.2倍となっている。

施設の代替性

- ・ 障がい者の生活介護施設等は、民間施設が増加してきている。
- ・ ひかり療育園の訪問サービスや高次脳機能障がい相談事業は、市内では、現在行っている民間事業者がない。

〔現状・課題のまとめ〕

障がい者が、日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うことが市町村の責務とされています。障がい者手帳所持者数は、増加しています。また、民間の障がい者の生活介護施設等も増加してきており、自治体でしか担えない事業に力を入れていく必要があります。

I 障がい福祉施設等

IV. 再編後のイメージ例



- 公共や民間の施設に関わらず、様々な場面で適切な支援を受けながら、誰もが社会の一員として、ともに育ち、働き、暮らしていくことができます。

市有財産の活用のほか、民間によるサービス提供の活用や民間への移行等により建物の総量圧縮を図りつつ、公共の福祉施設に限らず障がいのある人とない人がともに育ち、働き、暮らすことができる場を維持していく。

- ✓ 施設の譲渡を含め、民間活力の活用策を検討する。また、民間の運営する施設への代替性がある施設については廃止する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ ひかり療育園は、施設の民間活力の活用策を検討する。〔行政経営改革プラン〕
- ・ グループホームは、代替性があるため建物は建替えない。
- ・ せりがや会館は必要な一部機能を他施設へ移転し、建物は建替えない。
- ・ 町田ダリア園、町田リス園は、観光施設としての機能も持つため、町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画と合わせて活用を検討していく。
- ・ 木曽福祉サービスセンターは、機能を廃校や他の公共施設に複合化し、建物の建替えは行わない。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 維持する施設については、大規模改修や建替えを行う。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 維持する施設については、大規模改修や建替えを行う。〔継続〕

● 障がい福祉施設等 短期再編プログラム

主たる担当部門：地域福祉部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ ひかり療育園は、事業のあり方について、2019 年度までに検討を行う。その結果、民間活力を導入することとなった際には、新たな事業手法に沿うよう、民間法人による建物の維持や、民間法人への建物譲渡等も含め、施設運営の方法を検討する。
- ・ グループホームはるかぜは、2029 年度に迎える耐用年数が到来する前までに貸与先の法人と調整を行っていく。
- ・ 町田グリア園、町田リス園は、観光施設としての機能も持つため、『町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画』と合わせて活用を検討していく。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
民間活力の導入 の検討 (ひかり療育園)	事業内容見直し・ 民間活力活用策 の検討・決定	→	事業者 の選定	事業へ の民間 活力の 導入					
		施設運営方法の 検討・決定	→						
耐用年数到来 に向けた検討 (はるかぜ)			検討	→			法人との調整		

○ 留意事項

- ・ ひかり療育園：2017 年 9 月から、有識者による町田市ひかり療育園あり方検討会を設置し、検討を進めている。検討にあたっては、市民や現利用者のニーズを把握しながら進めていく必要がある。
- ・ グループホームはるかぜ：障がいのある方の居住の場であるため、現入居者が移転先を見つけられるよう、十分に時間をとって進めていく必要がある。
- ・ 木曽福祉サービスセンター：事業用と来客者用の駐車場（約 10 台分）や事業用物品の倉庫の確保。

～こんな取り組みも始まっています～

日本理化学工業株式会社

学校で使うチョーク市場の国内シェア 50%以上を占めるトップメーカーですが、社員のうち 70%以上が知的障がい者であり、製造ラインのほとんどを担っています。

障がいをもった社員がそれぞれの理解力で安心して仕事ができる環境づくりにより、皆がやりがいを持ち働くことができ、生産性や経営が維持されています。

働き方に工夫をすることで、福祉施設に限らず一般企業の中で障がい者も戦力となることができます。



制作道具も色を付けるなどの工夫をしている。



出典：日本理化学工業ホームページ

J 生涯学習施設

I. 施設概要

市では、生涯学習施設を2施設保有しています。生涯学習センターは公民館としての役割も有しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
町田中心		町田市生涯学習センター （まちだ中央公民館）	2,677	2002	
忠生		生涯学習センター 陶芸スタジオ	356	1993	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 生涯学習センターの配置は極めて好立地である。
- 〔建物〕 ・ 陶芸スタジオは施設改修時期が近づいている。
- 〔機能〕 ・ 生涯学習センターは生涯学習事業の実施以外は集会・学習施設として利用されている。
 - ・ 陶芸スタジオは市民大学の陶芸講座専用の施設となっている。また、講座に使用しない部屋がある。
- 〔利用〕 ・ 生涯学習センターはいずれの部屋も利用率が高く、一部の部屋を除き夜間利用も多い。
- 〔運営〕 ・ 2施設ともに市の直営である。
- 〔コスト〕 ・ 生涯学習センターの年間の行政コストは約3.4億円である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では生涯学習施設（教育機関）を設置できるとされており、条例に基づき設置している。

設置目的との整合性

- ・ 講座、講演会等の開催や、学習情報の集約・発信、学習相談、集会施設としての活用など学習活動を総合的に支援する教育機関として運用されている。

利用状況の妥当性

- ・ 生涯学習センターは立地がよく施設全体の利用率が高い。
- ・ 陶芸スタジオは市民大学講座受講生とその卒業生に利用が限られているうえ、週に1～2回程度しか利用されていない。

施設の代替性

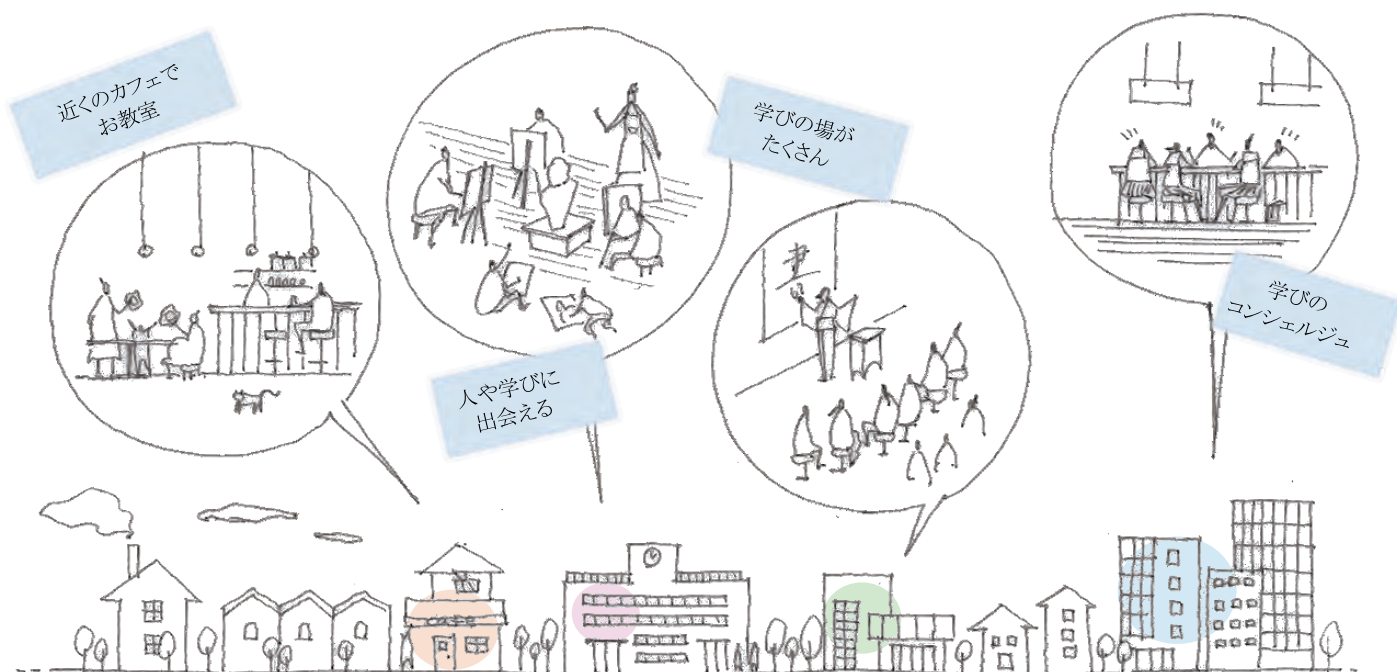
- ・ 市民の施設利用という点では、ホール、会議室等は他の公共施設でも保有している。
- ・ 生涯学習事業は特定の施設でなくてもアウトリーチによる実施が可能である。
- ・ 民間が運営している陶芸教室は市内・市外にもある。

〔現状・課題のまとめ〕

生涯学習センターは、人々が集い・学び・交流する社会教育・生涯学習の拠点です。学習活動を総合的に支援するため様々な事業を実施するとともに、生涯学習に関わる情報発信を行っています。また、集会施設としての活用もされていることから施設全体の利用率が非常に高い状況です。その一方、より身近な地域で学習を行うための事業を展開していくことや、学習を通して得た知識や技能を地域で活かす仕組みづくりが課題です。陶芸スタジオは利用者が限定されており、陶芸の活動以外の活用は行っておらずサービスそのもののあり方も見直す必要があります。

J 生涯学習施設

IV. 再編後のイメージ例



- 地域への事業展開により、これまで以上に身近な場所で生涯学習に触れることができます。
- 生涯学習センターをより多機能に活用することで、中心市街地の活動拠点になります。

V. 今後の方向性

複・多

連携

活用

民

施設の**複合化・多機能化**を図ることや特定用途に限定された施設の見直しにより**建物の総量を圧縮する一方**、既存施設の活用をはじめとした**地域での事業展開**により、**身近な場所で生涯学習に触れられるようになる**他、市民が学習を通して得た**知識や技能を地域で活かすこと**で、地域の活力が生まれる。

- ✓ 地域での事業展開を強化し実施する。
- ✓ 生涯学習センターは生涯学習機能だけではなく、より多機能に活用できる施設として再編を検討する。
- ✓ 陶芸講座の今後の方向性を決定する。

▽取り組みの時期

短期 （2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 生涯学習センターの役割や事業内容を再検討する。[行政経営改革プラン]
- ・ 民間活力の導入等、管理運営手法の見直しを実施する。[行政経営改革プラン]
- ・ 地域での事業展開を強化し実施する。
- ・ 生涯学習センターの集会施設機能をより拡充する。
- ・ 陶芸講座の今後の方向性を決定する。

中期 （2027～2036 年度）

- ・ 地域での事業展開を強化し実施する。[継続]

長期 （2037～2055 年度）

- ・ 地域での事業展開を強化し実施する。[継続]



● 生涯学習施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：生涯学習部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ 生涯学習センターの役割を明確化し、それに基づく事業内容を検討する。
- ・ 明確化した役割に基づく事業内容を踏まえ、効率的・効果的な管理運営手法を検討し、方針を決定する。
- ・ 地域での事業展開を強化し実施する。
- ・ 受講希望者の大幅な減少や陶芸窯の劣化等を考慮し、陶芸講座の今後のあり方を検討し、方向性を決定する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
生涯学習センターの役割や事業内容の見直し			役割の 明確化	事業 内容の 見直し					
管理運営手法 の方針決定			検討	方針 決定					
陶芸講座の方向 性の検討・決定	検討	→	決定						

○ 留意事項

- ・ 生涯学習に対する市民のニーズの把握。
- ・ 地域団体、市民団体、大学等の関係機関との連携。
- ・ 生涯学習センターは市内 1 館の施設である。
- ・ 身近な場所（地域）での生涯学習の機会提供。
- ・ 市民の学習環境整備のための、さまざまな生涯学習の情報提供ができる体制の構築。

～こんな取り組みも始まっています～

シブヤ大学

東京の渋谷の街の公共施設、学校、カフェなど様々な場所をキャンパスとして、誰もが無料で学んだり、参加者同士のゼミ・サークル活動を行ったりすることをコーディネートする活動がNPO法人により実施されています。企業・自治体と連携しながら、さまざまな人が参加できる多様なプログラムを提供しています。



渋谷のさまざまな場所で・・・



さまざまなプログラムが行われています

出典：シブヤ大学ホームページ

K 保健施設

I. 施設概要

保健施設として、保健所中町庁舎を 1 施設、健康福祉会館を 1 施設、市民センター内に保健センターを 2 施設保有しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生	○	忠生保健センター	(553)	2015	忠生市民センター
鶴川	○	鶴川保健センター	(335)	1985	鶴川市民センター
町田中心	◎	健康福祉会館	4,429	1988	ふれあいもっこ館 ファミリーサポートセンター
町田中心		保健所中町庁舎	1,853	1973	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接している。
- 〔建物〕 ・ 保健所中町庁舎をはじめとして、4 施設中 3 施設で改修時期を迎えている。
- 〔機能〕 ・ 保健施設には、健診等の医療行為を行うため、診療所として許可取得している区画があり、利用目的は限定されている。
 - ・ 診療所以外の区画の利用については、保健衛生事業に支障のない範囲に限定している。
 - ・ 忠生保健センターに職員は常駐しておらず、事業実施時のみ開館されている。
- 〔利用〕 ・ 忠生保健センターや鶴川保健センターでの集団健診等実施回数は健康福祉会館の 3 分の 1 程度である。
- 〔運営〕 ・ 保健施設はすべて市の直営である。
- 〔コスト〕 ・ 予防接種や健診業務など、保健所業務にかかる費用は約 32 億円となっている。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「地域保健法」の定めるところにより、保健所は政令で定める市が設置することが義務付けられており、健康福祉会館をはじめとする保健所支所はこれに準じている。

設置目的との整合性

- ・ 施設で行われている事業は設置目的と整合しているが、健康福祉会館内の講習室のみ市民集会機能も兼ねている。

利用状況の妥当性

- ・ 忠生保健センターや鶴川保健センターでの集団健診等実施回数は健康福祉会館の3分の1程度である。

施設の代替性

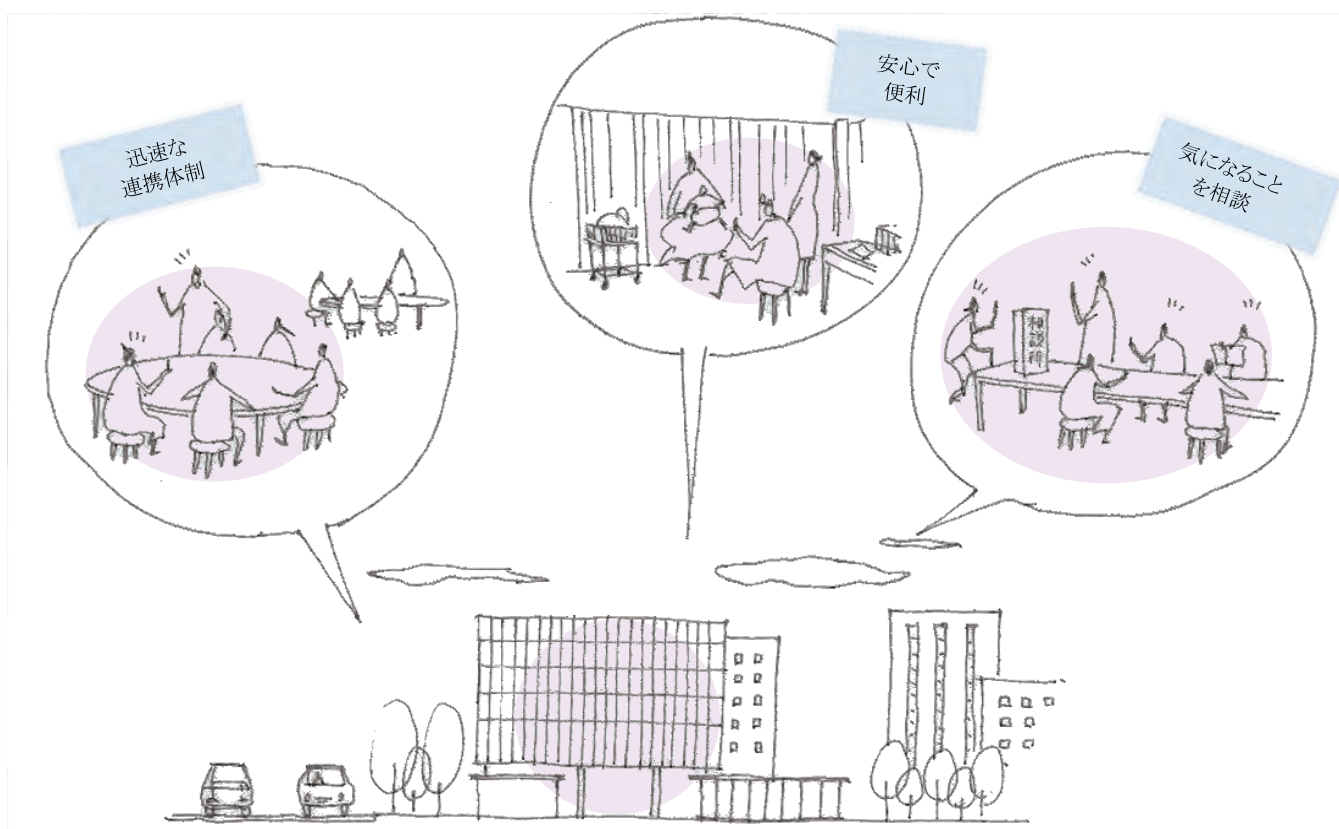
- ・ 巡回健診という形での集団健診は、精密機器を含む多くの機材を用いるため、機材の移送コストや調整の労力等の課題があるものの、現在小山市民センターでは、施設内の倉庫に機材置場を確保し実施している。

〔現状・課題のまとめ〕

保健所政令市として保健所を設置する義務があります。現在市には町田市保健所中町庁舎及び町田市健康福祉会館のほか、保健センター2箇所が配置されていますが、保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接した施設であり、集約を検討していくことが課題です。また健診事業においては、実施におけるコスト等の課題がありますが、施設の新たな有効活用による地域での実施の可能性を検討する必要があります。

K 保健施設

IV. 再編後のイメージ例



- 健康福社会館と保健所中町庁舎を集約することで、初期救急提供体制の検討等、医療と保健の連携強化が図られます。

集約化や**市有財産等の効果的な活用**により建物の総量圧縮や施設利便性の向上を図る。

- ✓ 建物の建替え時期を捉えて、健康福社会館と保健所中町庁舎を集約化する。
- ✓ 施設の新たな有効活用による、健診事業等の地域での実施を検討する。
- ✓ 診療所の区画外^{※6}を、保健衛生事業に支障のない範囲で有効活用する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 健康福社会館と保健所中町庁舎の集約化に向けた検討・調整を進める。
- ・ 施設の新たな有効活用による、健診事業等の地域での実施を検討する。
- ・ 診療所の区画外を、保健衛生事業に支障のない範囲で有効活用する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 健康福社会館と保健所中町庁舎の集約化を実施する。

※6 医療法の規定により、診療所の開設者は、診察室や待合室等、診療所として使用する区画を平面図上で明確に区分しています。診療所が入っている建物の中でも、診療所として使用しない部分を診療所の区画外と呼んでいます。

主たる担当部門：保健所

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ 南地域における健診事業の実施について、施設確保の可能性があれば、市民ニーズ、医療従事者の状況等を加味して実施の可否について検討を行う。
- ・ 診療所の区画外については、現在の使用状況を勘案し、活用可能な事業内容等について検討を行う。

○ スケジュール

									(年度)
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
地域での健診実施検討	検討		→						
施設の有効活用	検討		→						

○ 留意事項

- ・ 公共交通利用の利便性。
- ・ 施設利用者用の駐車場の確保。
- ・ バリアフリーへの配慮。
- ・ 巡回健診実施における輸送コストや医師等確保の検討。

～こんな取り組みも始まっています～

健康サポート薬局

現在、健康サポート機能を有する薬局が誕生しています。これは地域の人々による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局で、具体的には、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や、健康の維持・増進に関する相談の受付、また、必要に応じてかかりつけ医や専門機関の紹介等を行っています。健康サポート薬局は、地域の人々の相談役として安心して立ち寄りやすい身近な存在となることが期待されています。



出典：日本薬剤師協会ホームページ

L 文化ホール施設

I. 施設概要

大型の文化ホール施設として、町田市民ホールと鶴川緑の交流館の 2 施設を保有しています。なお、鶴川緑の交流館は、ネーミングライツ制度を導入しており、スポンサー事業者が施設名（和光大学ポプリホール鶴川）の権利を保有しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		町田市民ホール	6,651	1972	
鶴川	◎	鶴川緑の交流館 (和光大学ポプリホール鶴川)	5,979	2012	鶴川駅前連絡所 鶴川駅前図書館

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 町田駅、鶴川駅の駅至近に配置されている。
- 〔建物〕 ・ 町田市民ホールは築 30 年以上を経過している。
- 〔機能〕 ・ 施設にはホール以外にも練習室や展示室、エクササイズルームなどの機能がある。
- 〔利用〕 ・ 2 施設ともにホールの利用率は高いが、一部の部屋の利用率が低い。
- 〔運営〕 ・ 文化ホール施設は 2 施設ともに指定管理者により運営している。
- 〔コスト〕 ・ 文化ホール施設 2 施設の行政費用は年間 2 億円超である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 条例により設置しているものであり、法的に設置が義務づけられているものではない。

設置目的との整合性

- ・ 文化の向上や福祉の増進、市民活動の推進という点で整合している。

利用状況の妥当性

- ・ ホールの利用率は高いが、その他の部屋の利用率は高くない。

施設の代替性

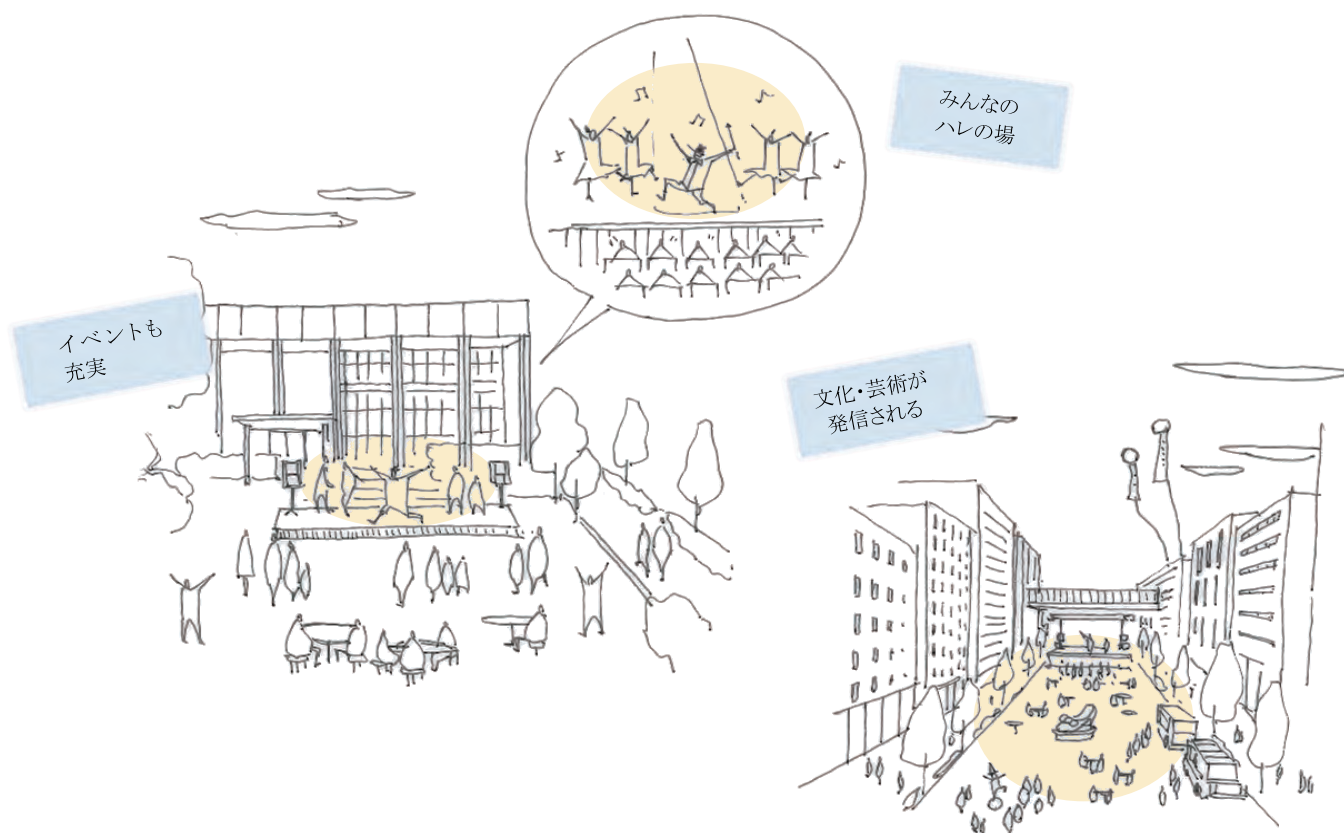
- ・ 市民フォーラムや生涯学習センター、市民センター等にも小規模なホールがある。

〔現状・課題のまとめ〕

市民の文化向上や福祉の増進等を目的に設置されていますが、一部、集会施設や生涯学習施設などの他機能との機能重複がみられる状況です。ホールは商業利用、一般利用含めて利用率が高い状況ですが、会議室など一部の部屋は比較的利用率が低い状況にあります。施設を有効に活用し、サービスを向上させながら収益性を上げるための検討をしていくことが課題です。

L 文化ホール施設

IV. 再編後のイメージ例



- 公共施設に限らず文化芸術に関連した他の施設とのネットワークをつくることで、地域との連携強化や町田発の文化芸術の育成が図られます。
- 民間ノウハウを効果的に取り入れることで、より経営的な管理運営を行うと同時に、より魅力的な付加サービスが提供されます。

集約化により建物の総量を圧縮する一方で、建物の**長寿命化**や**民間ノウハウ**を効果的に取り入れ、**施設の一層の有効活用**等により、文化芸術に関する活動の場の維持や活性化を図り市の魅力を向上させる。

- ✓ 民間ノウハウを活かした管理運営により、収益性の向上を図る。
- ✓ 会議室などの利用率の低い機能は、転用等を含めた見直しを行う。
- ✓ 建物の長寿命化に向けた大規模改修等を計画的に実施する。

取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 収益性向上に向けた検討を行い、実施する。
- ・ 施設内一部の転用を含めた活用の検討を行い、実施する。
- ・ 町田市民ホールの大規模改修に向けた検討及び調整を進める。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 収益性向上に向けた検討を行い、実施する。[継続]
- ・ 施設内一部の転用を含めた活用の検討を行い、実施する。[継続]

長期（2037～2055 年度）

- ・ 収益性向上に向けた検討を行い、実施する。[継続]
- ・ 施設内一部の転用を含めた活用の検討を行い、実施する。[継続]



● 文化ホール施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：文化スポーツ振興部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 収益性向上に向けた検討を行い、実施する。
- ・ 施設内一部の転用を含めた活用の検討を行い、実施する。
- ・ 町田市民ホールの大規模改修に向けた検討及び調整を進める。

○ スケジュール

取り組み	(年度)								
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
収益性向上に向けた検討・実施									
	検討・実施								→
施設の活用検討・実施									
	検討・実施								→
市民ホール大規模改修実施検討									
	検討	→							

○ 留意事項

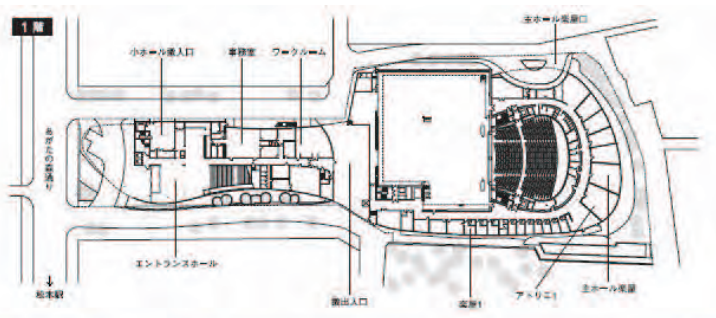
- ・ 文化芸術ホール基本構想策定着手。(2021年度まで)

～こんな取り組みも始まっています～

まつもと市民芸術館(松本市)

2004年に開館したさまざまな舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民の活発な芸術活動を支援し、多彩な交流等が実現しています。演劇経験の有無にかかわらずオーディションを経たメンバーたちが創作活動を行う演劇学校「まつもと演劇工場」、合唱団もオーケストラも市民でまかなう「まつもと市民オペラ」、さまざまな仕事を市民サポーターが支える「信州・まつもと大歌舞伎」、商店街の協力と市民との協働事業で行われている「まつもと街なか大道芸」など、まつもと芸術館を中心としたさまざまな芸術活動により、市民の交流等が生まれています。

北側より見る夕景 Evening View



メインエントランス Main Entrance

松本駅から800m。まちの中心に位置しています。緩やかな曲線に包まれた表裏のない建物は、まちに劇場空間を広げています。



出典：まつもと市民芸術館ホームページ

M 美術館・博物館等

I. 施設概要

市では、市立博物館以外に、特色のある活動を行っている展示施設が 5ヶ所あります。

さらに現在、市では市立博物館の工芸作品を活用し、ガラス・陶磁器を中心とした(仮)国際工芸美術館の整備を芹ヶ谷公園に検討しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		国際版画美術館	7,840	1986	
本町田 薬師池		市立博物館	1,411	1972	
本町田 薬師池		本町田遺跡公園多目的施設 (ガイダンスルーム等)	169	2011	
町田中心		町田市民文学館ことばらんど	2,154	1978	
北部の丘 陵		自由民権資料館	911	1986	
忠生		町田市考古資料室	664	1990	
本町田 薬師池		ふるさと農具館	405	1992	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 駅から近い施設は 2 施設である。
- 〔建物〕 ・ 7 施設中 4 施設で築 30 年以上経過している。
- 〔機能〕 ・ 展示室・収蔵庫や作業室のほかに、講堂や閲覧室などの部屋がある。
- 〔利用〕 ・ 利用者数は横ばいか増加している。
- 〔運営〕 ・ 5 施設が直営、1 施設が指定管理、1 施設が委託で運営されている。
- 〔コスト〕 ・ いずれの施設も費用に対して収入が低い。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 施設の設置義務はないが、「社会教育法」では、国民自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとある。
- ・ 「文化芸術基本法」では、地方公共団体は、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があるとされている。
- ・ 文化財については、文化財保護法に基づいて、保存を適切に行うこと、活用を図ること、国民の文化的向上に資することとされている。

設置目的との整合性

- ・ 当初の設置目的と整合している。

利用状況の妥当性

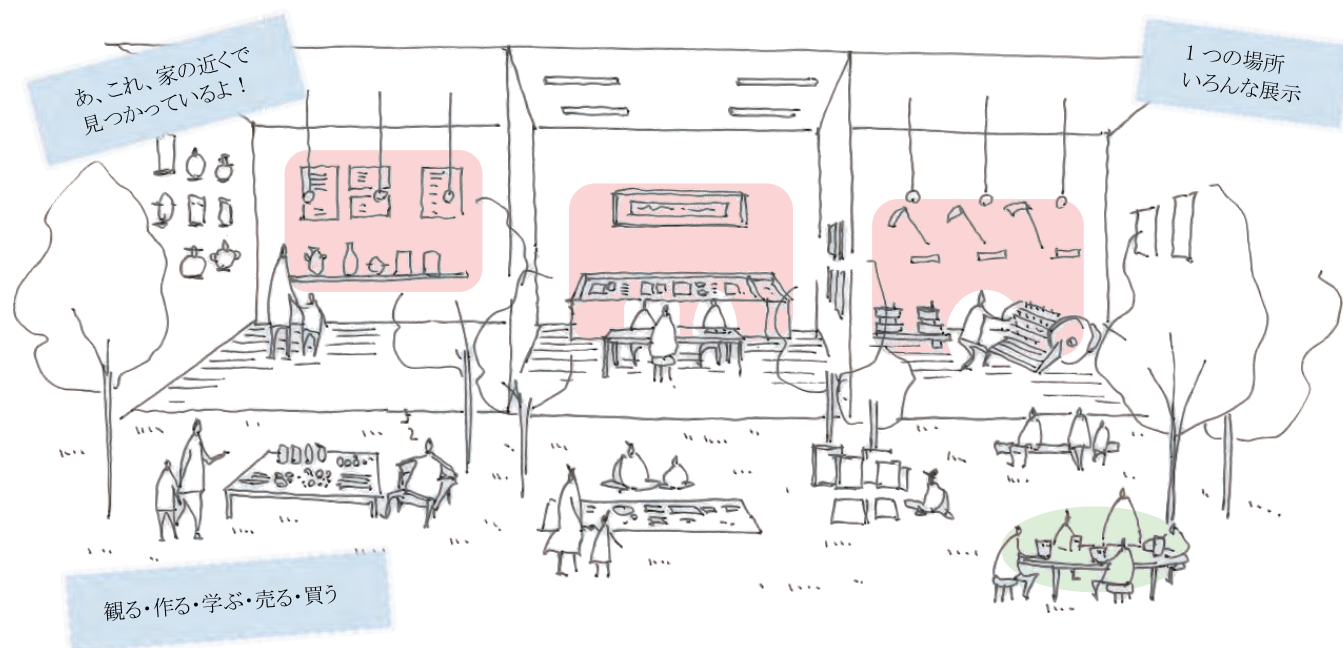
- ・ 市民文学館ことばらんどは、展示観覧の利用者が40%で講演会等イベントを含む施設貸出しの利用割合は高い。
- ・ 考古資料室では、アウトリーチ展示（他施設での展示）のほうが見学者が多い。
- ・ いずれの施設も費用に対して使用料等の収入は低い。
- ・ 美術館・博物館は、資料の調査や保存・管理費等を含むため、1人あたりの費用が他機能に比べて高くなる傾向にある。

施設の代替性

- ・ 都心部や近隣他市には民間や自治体の設立した美術館・博物館が多数開館している。
- ・ 集会施設は、町田駅付近に多数あるため代替性が高い。
- ・ 民間では町田市全体の文化や歴史を総合的に調査・研究し、資料の収集及び保存をしている施設がない。

M 美術館・博物館等

IV. 再編後のイメージ例



- 町田市の文化や歴史を伝える資料の集約により、より魅力的な展示をすることができ、多くの人が文化や歴史に触れる機会を提供することで、市民の市への愛着の醸成、教育、生涯学習などに寄与します。
- アウトリーチ展示によって、特定の施設だけではない場所で文化や歴史に触れる機会が増えます。
- 国際版画美術館及び（仮称）国際工芸美術館は、公園の空間や賑わいと一体となった文化・芸術活動の拠点となっており、魅力的な展示やイベントを開催することで市内外から多くの人が集まります。

集約化や複合化・多機能化により建物の総量圧縮や施設の魅力の向上を図る。また、**アウトリーチ展示等**により文化や芸術等に触れる機会を増やす。

- ✓ 町田市の文化や歴史を伝える資料は、収蔵品を整理しつつ、収蔵庫については既存施設を活用して集約化を図り維持管理コストを削減する。また、展示スペースの集約化を検討するとともに展示機能の魅力向上を図る。展示については施設間協力などをすすめ、アウトリーチ展示も検討する。
- ✓ 国際版画美術館及び（仮称）国際工芸美術館は、他施設からのアウトリーチによる展示などの施設間協力を検討する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 国際版画美術館と 2022 年度開館予定の（仮称）国際工芸美術館の効率的・効果的な管理体制を確立する。〔行政経営改革プラン〕
- ・ 博物館にある工芸美術作品は（仮称）国際工芸美術館に移管し、その他の収蔵品については学校の教育活動で使用しない教室や既存の施設に保管し利活用する。
- ・ 自由民権資料館は、効率的・効果的な施設運営手法の見直し策について決定する。〔行政経営改革プラン〕
- ・ 町田市民文学館ことばらんどは、施設の存廃を検討し、存続する場合には、効率的・効果的な施設運営手法の見直し策について決定する。〔行政経営改革プラン〕
- ・ 町田市民文学館ことばらんどの集会機能については、中心市街地における集会機能の再編と合わせて整理する。
- ・ 本町田遺跡公園や園内の多目的施設（ガイダンスルーム等）は、市内文化・教育施設との連携など活用の検討を行う。
- ・ 町田市の文化や歴史を伝える資料の展示機能については、既存施設でのアウトリーチ展示も検討する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 町田市の文化や歴史を伝える資料は、収蔵品を整理しつつ収蔵庫の集約化及び展示スペースの集約化を図り、機能を移転させた施設の建物の建替えは行わない。
- ・ 維持する施設については、建物の長寿命化に向けた大規模改修等を計画的に実施する。
- ・ 町田市の文化や歴史を伝える資料の展示機能については、既存施設でのアウトリーチ展示も検討する。〔継続〕

長期（2037～2055 年度）

- ・ 町田市の文化や歴史を伝える資料の展示機能については、既存施設でのアウトリーチ展示も検討する。〔継続〕

● 美術館・博物館等 短期再編プログラム

主たる担当部門：文化スポーツ振興部、生涯学習部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- 2019年度中に国際版画美術館と2022年度開館予定の（仮称）国際工芸美術館について、指定管理者制度導入も含め、一体的な管理運営手法を検討し、2021年度までに両館の運営者を決定する。
- 2019年度中に町田市立博物館を閉館（展示終了）する。博物館が収蔵する工芸美術作品は2022年度開館予定の（仮称）国際工芸美術館において収蔵し、その他の収蔵している文化財については三輪の森ビクターセンター、学校の教育活動で使用しない教室等に適切な保存環境を整えた上で保管し、展示等で利活用を図る。
- 本町田遺跡公園や園内の多目的施設（ガイダンスルーム等）は、市内文化・教育施設との連携など活用の検討を行う。
- 文学館は、市民アンケートの結果や市民からのご意見等を踏まえ、存廃及び施設運営手法の見直し策をまとめ、文学館運営協議会から意見を聞いたのち、最終案を教育委員会で決定する。
- 自由民権資料館は、役割を明確化し、事業内容を検討するとともに、効率的・効果的な施設運営手法の見直し策について決定する。

○ スケジュール

取り組み	(年度)								
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
（仮称）国際工芸美術館開館					開館				
国際版画美術館と（仮称）国際工芸美術館の一体的な管理運営手法及び運営者の決定	管理運営手法の検討	決定	運営者の検討	決定					

博物館の閉館・ 収蔵品の移管及 び利活用		閉館 (展示終了)							
		→ 工芸美術作品の移管準備							
		→ 工芸美術作品以外の収蔵品の移管、他施設での展示・活用							
文学館の存廃の 検討・決定	検討 ・ 決定								
文学館の管理運 営手法の方針検 討・決定	方針 検討 ・ 決定								
自由民権資料館 の施設運営手法 の見直し			検討	方針 決定					

○ 留意事項

- 資料を適切に保管できる設備投資。（資料を他施設から借用する際には、相手方にセキュリティ、照明設備、消火設備等の施設概要を提示する。）
- 収蔵資料の寄贈者・寄託者・地元町内会等との調整。
- 博物館が収蔵する郷土資料（考古・民俗・歴史資料）は、2020 年度を目途に教育委員会へ移管する。

～こんな取り組みも始まっています～

金沢21世紀美術館

金沢21世紀美術館は、「新しい文化の創造」と「新たなまちの賑わいの創出」を目的に開設されました。2004年の開館6年前より新しい美術館で展開するプログラムを地域の小学校などを会場に実施、この積極的な準備活動を通して、市民の間に支援の輪が広がりました。開館後は、参加交流型の美術館として、新たな「まちの広場」としての役割を担い、だれもがいつでも立寄ることができ様々な出会いや体験が可能となるよう、キッズ向けプログラム、様々な図書・資料と連携したアトライブラリープログラム、学校連携事業など、市民や産業界等と連携を図りながら、多彩な活動が行い、年間200万人の来館者を集めています。



体験館を使った
鑑賞授業



キッズスタジオ・
プログラム

出典：金沢21世紀美術館ホームページ

N スポーツ施設

I. 施設概要

体育館を 2 施設と室内プールを 1 施設、その他、球場や陸上競技場、クラブハウス等を保有しています。なお、市内小中学校では体育館、校庭、学校温水プールの開放を行っており、体育館は 51 校、校庭は 53 校、学校温水プールは 3 校で開放されています。(2015 年度)

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
成瀬		総合体育館	24,767	1990	
忠生		室内プール	8,344	1989	
町田中心		サン町田旭体育館 (町田中央公園)	7,966	2000	
北部の丘陵		小野路球場 (小野路公園)	3,638	2010	
北部の丘陵		陸上競技場 (野津田公園)	16,314	1990	
成瀬		成瀬クリーンセンター テニスコートクラブハウス	248	1997	
町田中心		町田第四小学校 クラブハウス	119	2014	
相原		武蔵岡中学校 クラブハウス	121	2013	
玉川学園 南大谷		南大谷小学校 クラブハウス	130	2015	
忠生	○	教育センタークラブハウス	(44)	1972	教育センター
本町田 薬師池		七国山小学校 クラブハウス	168	2017	
町田中心		町田第一中学校温水 プール	(1,878)	1992	※スポーツ開放
南		南中学校温水プール	(1,826)	1998	※スポーツ開放
北部の丘陵		鶴川中学校温水プール	(1,255)	2001	※スポーツ開放

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 大規模施設であるため条件等で配置場所に限りがある。
- 〔建物〕 ・ 施設規模の大きい、総合体育館、室内プール、陸上競技場が施設改修時期を迎えている。
- 〔機能〕 ・ 体育館やプールなど学校施設のスポーツ開放を行うことでサービスの充実を図っている。
- 〔利用〕 ・ 体育館・プールはトレーニング室の利用者も多い。
- ・ 体育館・プールの利用料収入は、駐車場収入が全体の 3 割弱を占めている。
- ・ 陸上競技場と小野路球場の年間利用者数は増加傾向である。
- 〔運営〕 ・ スポーツ施設の多くは指定管理者により運営している。
- 〔コスト〕 ・ スポーツ施設の年間の行政費用として総合体育館は 4.3 億円、室内プールは 2.5 億円、クラブハウスが 1 千万円である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「スポーツ基本法」で地方公共団体は、スポーツ施設整備に努めることとしており、条例により設置している。

設置目的との整合性

- ・ スポーツ施設として運営されており整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 体育館の個人利用の大半はアリーナ利用とトレーニング室利用が多くを占めているが、利用者の少ない諸室もある。
- ・ 学校温水プール3校の利用者合計は年間約4万人で、室内プールの年間利用者数は約30万人である。
- ・ 総合体育館・室内プールともに駐車場収入が利用料収入の3割弱を占めている。
- ・ 陸上競技場・小野路球場の利用者数は近年増加している。

施設の代替性

- ・ 市内に大きな大会を行えるような大型の体育館やプール、競技場、球場は他にない。
- ・ 学校教育に支障のない範囲で、学校の体育館、校庭、温水プールのスポーツ開放を実施している。
- ・ トレーニングジムやプールは市内にも民間事業者施設がある。

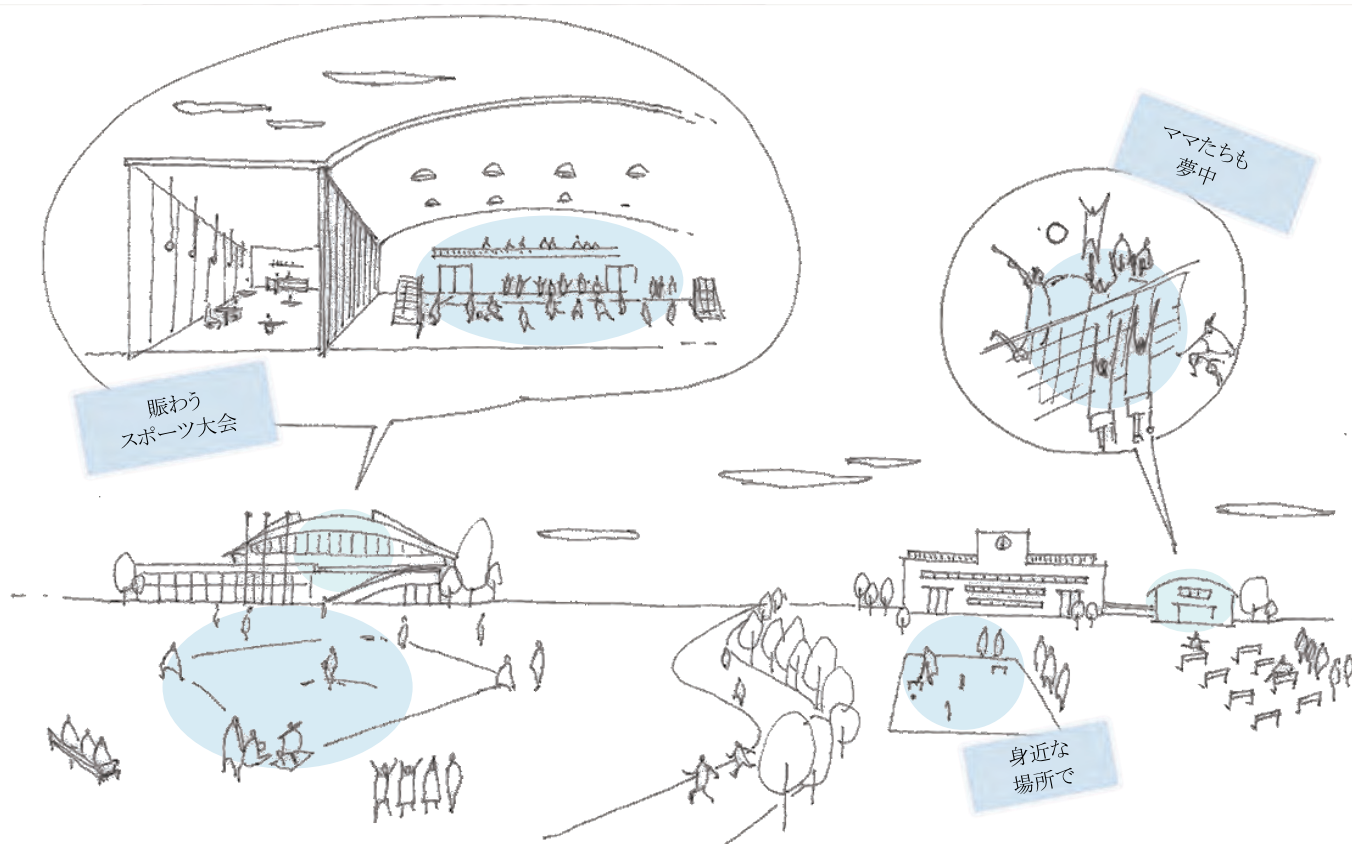
〔現状・課題のまとめ〕

スポーツ施設は、大会利用や多くの市民利用のため利用枠に空きがない状況です。学校の体育館やグラウンド等でも、学校教育に支障のない範囲でスポーツ開放を実施していますが、より多くの市民がスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

また、施設の運営においては、民間ノウハウを効果的に活用し、収益性を向上させていくことが課題です。

N スポーツ施設

IV. 再編後のイメージ例



- 地域の活動拠点となる学校でのスポーツ活動が盛んになることで、より多くの人々がスポーツに触れる機会が増えます。
- 民間ノウハウを効果的に取り入れることで、より経営的な管理運営を行うと同時に、より魅力的な付加サービスが提供されます。

集約化や**市有財産等の活用**により建物の総量を圧縮しつつスポーツ活動の場や機会を確保し、民間ノウハウを効果的に取り入れることでさらなる魅力向上や運営の効率化を図る。

- ✓ 利用料金の見直しや、民間ノウハウを活かした管理運営等により、収益性を向上させる。
- ✓ 学校等の既存施設や遊休地の効果的な活用を図る。
- ✓ 建物の長寿命化に向けた大規模改修等を計画的に実施する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 収益性向上に向けた対策を検討し実施する。
- ・ 学校等の既存施設や遊休地の効果的な活用を図る。
- ・ 建物の長寿命化に向けた大規模改修等を計画的に実施する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 収益性向上に向けた対策を検討し実施する。[継続]
- ・ 学校等の既存施設や遊休地の効果的な活用を図る。[継続]
- ・ 体育館の個人・団体利用の機能を各学校体育館に分散化する。
- ・ 施設の利用状況等を鑑みて、施設の集約化を検討する。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 収益性向上に向けた対策を検討し実施する。[継続]
- ・ 学校等の既存施設や遊休地の効果的な活用を図る。[継続]

● スポーツ施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：文化スポーツ振興部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 利用率が比較的低い施設の空き時間を民間ノウハウを活かし有効に活用する。
- ・ 学校跡地や予定地、高架下、雨水調整池等を、スポーツ施設やスポーツ施設を併設した公園として活用する。
- ・ 学校温水プール開放事業について、施設の効果的な活用に向けた制度の再検討を行う。
- ・ 総合体育館の大規模改修を実施する。
- ・ 室内プールの大規模改修及び温浴施設の整備を実施する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
既存施設や遊休地の活用	学校跡地活用 1件			調整池活用 1件	学校予定地活用 1件	→ その他遊休地の活用検討			
学校温水プール開放制度見直し	検討	→							
総合体育館の改修		改修	→						
室内プールの改修及び温浴施設の整備	改修・整備	→							

○ 留意事項

- ・ 今後、少子高齢化が進むことで学校施設が統廃合されることを見据え、廃校施設等でスポーツができる環境を整える必要がある。
- ・ 体育館の集約に関しては、学校等を利用する等スポーツができる場が確保できていることと合わせて実施する必要がある。

～こんな取り組みも始まっています～

石川県かほく市宇ノ気体育館

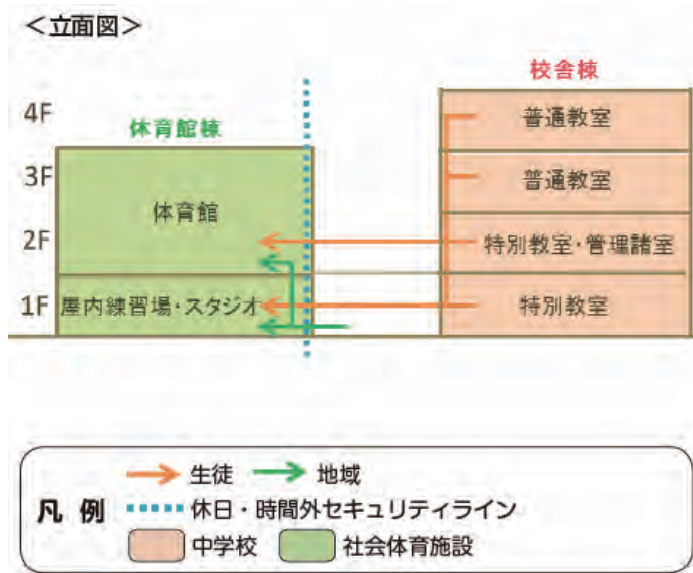
石川県かほく市宇ノ気体育館は、市立宇ノ気中学校の体育館と市民が利用する社会体育施設の機能を兼ねた施設です。指定管理者として総合型地域スポーツクラブが管理運営を行っており、授業や部活動にも総合型スポーツクラブが協力するなど連携による学校の教育活動の活性化等の効果が生まれています。



指定管理者が常駐する受付



指定管理者が設置した
利用者のためのカフェ



出典：文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」報告書

○ 防災施設

I. 施設概要

防災施設として消防団器具置場を 38 施設、災害備蓄倉庫等を 6 施設保有しています。消防団器具置場にはポンプ車をはじめとした消防器具が格納されており、第 1 分団第 1 部 2 小隊消防団器具置場には集会施設である原町田六丁目若葉会館が複合化されています。災害備蓄倉庫には災害時に必要となる毛布等の備蓄物資が保管されています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		消防団器具置場第 1 分団 第 1 部 1 小隊	158	2008	
町田中心	◎	消防団器具置場第 1 分団 第 1 部 2 小隊	175	1988	原町田六丁目 若葉会館
本町田 薬師池		消防団器具置場第 1 分団 第 2 部	66	1984	
町田中心		消防団器具置場第 1 分団 第 3 部	142	2007	
町田中心		森野一丁目災害備蓄倉庫	30	2014	
玉川学園 南大谷		消防団器具置場第 1 分団 第 4 部	75	1991	
玉川学園 南大谷		消防団器具置場第 1 分団 第 5 部	98	2001	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 1 部	68	1985	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 2 部	75	1990	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 3 部	95	2002	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 4 部	76	1993	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 5 部	69	1986	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 6 部	76	1988	
南		つくし野災害備蓄倉庫	200	1991	
成瀬		消防団器具置場第 2 分団 第 7 部	91	2010	
成瀬		消防団器具置場第 2 分団 第 8 部	174	1996	
北部の丘陵		消防団器具置場第 3 分団 第 1 部	119	1988	
北部の丘陵		消防団器具置場第 3 分団 第 3 部	69	1986	
鶴川		消防団器具置場第 3 分団 第 4 部	69	1987	
鶴川		消防団器具置場第 3 分団 第 5 部	91	2008	
鶴川	◎	消防団器具置場第 3 分団 第 6 部	208	2005	鶴川災害備蓄倉庫
鶴川		鶴川災害備蓄倉庫	113	2005	

鶴川		消防器具置場第3分団 第7部	92	2002	
鶴川		消防器具置場第3分団 第8部	80	1995	
鶴川		消防器具置場第3分団 第9部	100	2016	
鶴川		消防器具置場第3分団 第10部	44	1977	
忠生		消防器具置場第4分団 第1部	85	1997	
本町田 薬師池		消防器具置場第4分団 第2部	69	1986	
本町田 薬師池		消防器具置場第4分団 第3部	128	1993	
忠生		消防器具置場第4分団 第4部	76	1993	
忠生		消防器具置場第4分団 第5部	97	2004	
忠生		消防器具置場第4分団 第6部	100	2014	
忠生		消防器具置場第4分団 第7部	87	2001	
忠生		消防器具置場第4分団 第8部	95	2003	
小山 小山ヶ丘		消防器具置場第5分団 第1部	68	1987	
小山 小山ヶ丘		消防器具置場第5分団 第2部	91	2011	
小山 小山ヶ丘		消防器具置場第5分団 第3部	76	1991	
相原		消防器具置場第5分団 第4部1小隊	52	1981	
相原	◎	消防器具置場第5分団 第4部2小隊	227	1994	相原災害備蓄倉庫
相原		相原災害備蓄倉庫	149	1994	
相原		消防器具置場第5分団 第5部	98	2007	
相原		消防器具置場第5分団 第6部	57	1984	
忠生		忠生4丁目防災倉庫	60	1998	
忠生	○	忠生(2丁目)災害備蓄 倉庫	(126)	1986	コミュニティセンター 忠生

○ 防災施設

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 消防器具置場は消防団各部隊に 1 つずつ、災害備蓄倉庫は地区に 1 つずつ配置されている。
- 〔建物〕 ・ 築 30 年以上を経過した施設が複数ある。
- 〔機能〕 ・ 消防器具置場にはポンプ車をはじめとした消防器具が格納されている。
・ 災害備蓄倉庫には災害時に必要となる毛布等の備蓄物資が保管されている。
- 〔利用〕 ・ 現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。
- 〔運営〕 ・ 消防器具置場は各消防団の運営、災害備蓄倉庫は市の直営である。

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「消防組織法」で、市における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定している観点からも、消防団とその活動にかかる費用を市で負担する必要性がある。
- ・ 「災害対策基本法」では、防災に必要な物資及び資材の備蓄等を防災予防責任者に義務付けている。

設置目的との整合性

- ・ 設置目的に沿った利用実態があり、整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 消防活動や災害時に必要な施設である。
- ・ 現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。

施設の代替性

- ・ 災害備蓄倉庫においては、いかなる時でも施設が利用できる環境が確保でき、かつコストメリットがあれば、民間倉庫等での代替の可能性がある。
- ・ 消防器具置場においては、消防ポンプ車の緊急出場や消防団員の訓練等があることから、施設再編の際には施設周辺への安全性の確保や、騒音等の問題、緊急出動の際の影響を十分に考慮した再編を検討しなければならない。

〔現状・課題のまとめ〕

「消防組織法」「災害対策基本法」に基づき防災施設を整備しています。火災や災害に備えるためにはいかなる時でも施設が利用できる環境を確保していくことが必要です。

災害から市民の生命を守るための施設として、適切に維持していくために**長寿命化**する。**既存施設を有効に活用**することで不足する防災施設を充足する。

- ✓ 建物は耐用年数まで利用できるよう、必要な施設修繕を計画的に実施し、適切な建替えを行う。
- ✓ 不足する防災施設は、他の公共施設の余剰スペースや民間倉庫等を活用して確保する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 建物は耐用年数まで利用できるよう、必要な施設修繕を計画的に実施し、適切な建替えを行っていく。
- ・ 不足する防災施設は、他の公共施設の余剰スペースや民間倉庫等を活用して確保する。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 建物は耐用年数まで利用できるよう、必要な施設修繕を計画的に実施し、適切な建替えを行っていく。
[継続]
- ・ 不足する防災施設は、他の公共施設の余剰スペースや民間倉庫等を活用して確保する。[継続]

長期（2037～2055 年度）

- ・ 建物は耐用年数まで利用できるよう、必要な施設修繕を計画的に実施し、適切な建替えを行っていく。
[継続]
- ・ 不足する防災施設は、他の公共施設の余剰スペースや民間倉庫等を活用して確保する。[継続]

● 防災施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：防災安全部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ 既存の災害備蓄倉庫について、施設を耐用年数まで有効活用できるよう、施設修繕計画の検討・実施していくとともに、他の公共施設の余剰スペースや民間倉庫等の活用を図るため、情報収集を行っていく。
- ・ 耐用年数を超過した消防団消防器具置場について、築年数や管轄地区の事情等を考慮し、随時建替えを行っていく。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
災害備蓄倉庫 施設修繕計画 の検討・実施	検討・実施								→
公共施設の余 剰スペースや民 間倉庫の情報 収集・活用	情報収集・活用								→
消防器具置場 の建替え	第3分団 第10部	→	第5分団第 4部1小隊	→	検討				→

○ 留意事項

- ・ 学校やその他公共施設の再編による既存の防災機能への影響。

P その他集会施設

I. 施設概要

市に 35 施設ある中規模集会施設は、町内会・自治会の集会施設で、市が建設費を補助し、地元地域住民によって組織された施設委員会が設置し（一部行政が設置した施設もある）、それぞれの委員会が定める規則等によって地域住民が所有及び管理運営しています。ただし、コミュニティセンター忠生、さかいがわ会館、鶴川さるびあ会館、さくらんぼホールの 4 施設は例外的に現在市が所有もしくは借用し、地域住民が管理運営しています。中規模集会施設の他にも、山崎団地集会所、原町田六丁目若葉会館、の 2 施設は市で所有している集会施設です。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
忠生	◎	コミュニティセンター忠生	397	1987	忠生(2丁目)防災備蓄倉庫
忠生		さかいがわ会館	212	1999	
本町田 薬師池		山崎団地集会所 (やまざき会館)	95	2000	
鶴川		鶴川さるびあ会館	313	1993	
町田中心	○	原町田六丁目若葉会館	(58)	1988	消防器具置場第1分団第2部
玉川学園 南大谷	○	さくらんぼホール	(290)	2002	玉川学園子どもクラブ

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ その他集会施設は市内さまざまな地域に配置している。
- 〔建物〕 ・ 築 30 年程度経過した施設が 2 施設ある。
- 〔機能〕 ・ 各施設とも主に会議室や和室、集会室等を有している。
・ コミュニティセンター忠生は防災備蓄倉庫との複合施設であり、原町田六丁目若葉会館は消防器具置場との複合施設である。
- 〔利用〕 ・ 各施設とも地域の集会施設として地域住民に利用されている。
- 〔運営〕 ・ 各施設とも自治会等の地域住民により運営されている。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 中規模集会施設は地域コミュニティ活動の発展を目的に設置を支援しているが、設置を義務付けているものではない。その他の施設においても同様に設置の義務はない。

設置目的との整合性

- ・ 中規模集会施設をはじめとして、例外的に市が所有している状況である。

利用状況の妥当性

- ・ 施設は地域住民が運営している。

施設の代替性

- ・ 公共施設以外にも集会機能を有する場は多く存在している。

〔現状・課題のまとめ〕

対象施設は本来地域で所有する施設ですが、例外的に市で所有している施設です。建物の耐用年数を迎えるのを契機に方向性の検討を地域に促していくことが課題です。

IV. 今後の方向性

民

地域の自主的な維持管理に移行することで、町内会・自治会が所有する集会施設と同様に、効果的・効率的な運営を目指す。

- ✓ 市で施設の建替えは行わず、今後の施設の修繕や建替えの方向性について、地域で検討及び判断し、地域で維持管理していく。また、その実現のための支援の方法を検討する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026年度）→最初の9年間

- ・ 建物の老朽化が深刻化する中期に備えて、集会施設に対する支援制度のあり方を検討する。



● その他集会施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：市民部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 建物の老朽化が深刻化する中期に備えて、集会施設に対する支援制度のあり方を検討する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
支援制度のあり方検討	検討								▶

○ 留意事項

- ・ 現在は市が例外的に所有もしくは借用している。

Q その他教育施設

I. 施設概要

その他教育施設を 2 施設保有しています。そのうち旧忠生第四小の廃校舎を教育センターとして教育相談・適応指導教室の事業や教員研修などに利用しています。旧忠生第六小は活用方策の検討中ですが、行政用の倉庫、学校教育施設課の作業場として利用されています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生	◎	教育センター	6,498	1972	クラブハウス 旧忠生第四小学校
本町田 薬師池		旧忠生第六小学校	6,916	1968	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 教育センターは比較的交通便利性の高い場所に立地している。
- 〔建物〕 ・ 教育センターは築 46 年が経過している。旧忠生第六小学校は耐震改修が未実施である。
- 〔機能〕 ・ 教育センターはクラブハウス、防災備蓄倉庫などを複合化している。
- 〔利用〕 ・ 一部の部屋は稼働率が高くないため、部屋同士の共用化が可能である。
- 〔運営〕 ・ 教育センターは市の直営である。
- 〔コスト〕 ・ 教育センター事業にかかる年間費用は 8 億円を超えている。

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律による設置義務は無い。教育の質の維持や不登校児童の支援については行政関与の必要性が高い。

設置目的との整合性

- ・ 設置目的と整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 同じ機能の部屋が異なった名目で用意されていたり、稼働率が低く、必要以上に空間を使用している。

施設の代替性

- ・ 民間などによる代替性はないが、会議室などは他の公共施設での代替は可能。

〔現状・課題のまとめ〕

教育センターは教育の質の維持や不登校児童の支援を行う行政関与の必要性が高い施設ですが、廃校を1校そのまま利用しているため、用途に対して部屋が広すぎたり、稼働率の低い部屋がある等スペースの使い方が非効率になっています。また、研修室や会議室、科学教育センターなどは他の公共施設での代替が可能です。施設の大規模改修や建替えの際には、不登校児童及び教育相談への来所者の特性に十分配慮し、必要な施設規模の検討が課題です。

旧忠生第六小学校は木曽山崎団地地区まちづくり構想において健康増進関連拠点として位置付けられており、民間活力による施設活用が課題となっています。一方で、耐震改修が未実施なため、全ての棟を活用しようとすると多額の費用が必要になります。

IV. 今後の方向性

複・多

P/P

活用

市有財産として積極的な活用を図ることで、新たなサービス機能を提供する場や収入源とする。

- ✓ 教育センターは利用面積を圧縮し、空いたスペースを現在行っている主な事業と親和性のある他機能を複合化する。複合化する機能がない場合は、大規模改修や建替えの際に施設規模を縮小する。
- ✓ 旧忠生第六小学校は民間活力による効果的・効率的な施設活用を検討する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026年度）→最初の9年間

- ・ 教育センターは建替えまたは大規模改修までに必要な機能とスペースを見直す。
- ・ 建替えまたは大規模改修の時期を捉えて、教育センター事業と親和性のある他機能を複合化する。複合化する機能がない場合は、必要な棟のみ大規模改修をする。
- ・ 旧忠生第六小学校は民間活力による効果的・効率的な施設活用を検討する。



● その他教育施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：学校教育部、政策経営部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 教育センターは、建替えまたは大規模改修の実施に向けて、機能とスペースの見直しを行い、再編に向けた準備を進める。
- ・ 旧忠生第六小学校は、グラウンドのスポーツ利用を中心に、効果的な活用を検討・実施する。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
教育センターの機能とスペースの見直し	検討	→	準備						→
旧忠生第六小学校の活用検討・実施	検討		→	活用					

○ 留意事項

- ・ 2017年度健全性調査実施。(教育センター)
- ・ 複合化においては、教育センター利用者へ配慮した動線とする。(教育センター)

R その他高齢者福祉施設等

I. 施設概要

市では高齢者福祉施設として、デイサービスを 9 施設、在宅サービスセンターを 3 施設保有しています。また、高齢者の社会参加および能力活用並びに地域交流の促進を図る場としてわくわくプラザ、市主催の各種講座の開催をしている介護予防拠点及び福祉機器のリサイクル事業拠点として成瀬あおぞら会館があります。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
鶴川	○	デイサービス三輪	(299)	2001	三輪コミュニティセンター
町田中心		デイサービス森野	200	1998	
鶴川		デイサービス榛名坂	310	1994	
玉川学園 南大谷		デイサービス南大谷	201	1999	
成瀬		デイサービス高ヶ坂	586	2002	
相原		デイサービスあいはら	599	2005	
忠生	○	デイサービス忠生	(335)	2000	忠生市営住宅集会所棟
鶴川	○	デイサービス鶴川	(160)	1970	鶴川第四小学校
南	○	つくし野デイサービスセンター	(213)	1970	つくし野小学校
玉川学園 南大谷		玉川学園高齢者在宅サービスセンター	1,383	1999	
本町田 薬師池		本町田高齢者在宅サービスセンター	1,000	2000	
忠生	○	小山田高齢者在宅サービスセンター	(1,330)	1993	ふれあい桜館
成瀬		成瀬あおぞら会館	402	1996	
町田中心		わくわくプラザ町田	1,491	1993	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ デイサービスは市内の様々な地域にある。
- 〔建物〕 ・ 築 20 年前後の施設がほとんどである。
- 〔機能〕 ・ デイサービスは、高齢者の通所介護施設として必要な機能を保有している。成瀬あおぞら会館には貸し会議室はないが、わくわくプラザには貸し会議室がある。
- 〔利用〕 ・ デイサービス需要が増えている。民間のデイサービスは年々増えており、現在、市内に 129 ヶ所ある。わくわくプラザは貸し会議室としての需要が高い。
- 〔運営〕 ・ 指定管理等により管理運営を委託している。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ デイサービスや在宅サービスセンターは、老人福祉法に基づいて設置している。わくわくプラザは、高齢者の社会参加・能力活用等を図る拠点として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された町田シルバー人材センターに管理運営委託している。それぞれの設置は、義務ではない。

設置目的との整合性

- ・ デイサービス、在宅サービスセンター、成瀬あおぞら会館は、当初の設置目的のとおり運用されている。
- ・ わくわくプラザは、当初の設置の目的の中でも貸し会議室としての需要が高い。

利用状況の妥当性

- ・ わくわくプラザの貸し会議室は利用件数が増えている。

施設の代替性

- ・ 民間のデイサービスは年々増えており、現在、市内に 129 ヶ所ある。
- ・ 貸し会議室は他の公共施設のスペース活用による代用も可能である。
- ・ 成瀬あおぞら会館で行っている介護予防事業は他の公共施設の空きスペースを利用することが可能である。

〔現状・課題〕

高齢者の増加や民間事業者の多様化により、行政に求められることも変化しています。

わくわくプラザの集会機能利用や成瀬あおぞら会館で行っている介護予防事業は、特定の施設にとどまらず、集会施設など他の公共施設を活用しながら、より身近な場所で展開していくことが可能です。また、民間のデイサービスの数は年々増えており、現在、市内に 129 ヶ所あるため、代替性が高いといえます。

IV. 今後の方向性

複・多

活用

民

民間によるサービス提供への移行や、複合化・多機能化、市有財産の活用等で建物の総量圧縮を図る。

- ✓ デイサービス、在宅サービスセンターは、賃貸借化、譲渡等を含めたあり方を検討する。
- ✓ わくわくプラザと成瀬あおぞら会館は、他の公共施設と複合化し単独機能での建替えは行わない。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ デイサービス、在宅サービスセンターは賃貸借化、譲渡等を含めたあり方を検討する。
- ・ わくわくプラザと成瀬あおぞら会館は、他の公共施設と複合化し単独機能での建替えは行わない。

● その他高齢者福祉施設等 短期再編プログラム

主たる担当部門：いきいき生活部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ デイサービス、在宅サービスセンターは、指定管理期間毎に施設毎の状況や施設運営手法について調査・研究を行い、見直しを実施する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
デイサービス、在宅サービスセンターのあり方の検討	あり方の検討	施設毎の調査・研究	→				施設毎の調査・研究	→	
	●	●	指定管理期間				●	●	

○ 留意事項

- ・ 施設毎に建物状況、周辺環境の違いがあり、施設の管理運営は 5 年毎に指定管理者を選定している。

S その他展示等施設

I. 施設概要

市では、写真専用の市民展示施設である町田市フォトサロン、その他に文化財である古民家を 3 施設、保有しています。古民家はそれぞれ国、都、町田市の指定文化財に指定されています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
本町田 薬師池		町田市フォトサロン	368	1975	
本町田 薬師池		旧荻野家住宅	125		
本町田 薬師池		旧永井家住宅	124		
北部の丘陵		村野常右衛門生家	254		

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 薬師池公園内に 3 施設が立地している。
- 〔建物〕 ・ フォトサロンは築 41 年を超している。古民家については保存改修工事を行っている。
- 〔機能〕 ・ フォトサロンは 2 つの展示室を保有している。
- 〔利用〕 ・ フォトサロンは、一般利用がない時には自主事業を行っている。年間の入館者数は、約 3 万 6 千人である。
- 〔運営〕 ・ フォトサロンのみ指定管理者による運営である。
- 〔コスト〕 ・ フォトサロンの運営費は 1,332 万円である。

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律等による設置の義務はない。
- ・ 古民家は、文化財保護法に基づいて、保存を適切に行うこと、活用を図ること、国民の文化的向上に資することとされている。

設置目的との整合性

- ・ フォトサロンは、写真家・秋山庄太郎氏の写真館として開館したが、現在は、秋山氏の写真はなく、写真専用の貸し展示スペースとなっている。

利用状況の妥当性

- ・ フォトサロンは、一般利用がない時には自主事業を行っている。年間の入館者数は、約 3 万 6 千人である。

施設の代替性

- ・ フォトサロンは、貸し展示スペースがあれば他の施設でも代替可能。
- ・ 文化財については代替が不可能である。

〔現状・課題のまとめ〕

フォトサロンは、写真家・秋山庄太郎氏の写真館として開館しましたが、現在は、秋山氏の写真はなく、写真専用の貸し展示スペースとなっています。写真の展示は、貸し展示スペースがあれば他の施設でも代替が可能です。

古民家はそれぞれ、旧永井家住宅が国指定重要文化財、旧荻野家住宅が都指定有形文化財、村野常右衛門生家が町田市指定有形文化財に指定されており、代替が不可能な施設です。

IV. 今後の方向性

活用

文化財は適切に維持保全していく一方、その他の展示施設は**市有財産の活用**により建物の総量を圧縮する。

- ✓ フォトサロンの建物は、『町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画』に沿い、転用・活用する。貸し展示スペースは他施設で代替し、建替えは行わない。
- ✓ 古民家は適切に維持保全していく。

▽取り組みの時期

短期 （2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ フォトサロンは、『町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画』に沿い、建物を転用・活用する。
- ・ 古民家は適切に維持保全していく。

中期 （2027～2036 年度）

- ・ 古民家は適切に維持保全していく。〔継続〕

長期 （2037～2055 年度）

- ・ 古民家は適切に維持保全していく。〔継続〕



● その他展示等施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：文化スポーツ振興部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- 『町田薬師池公園四季彩の杜の魅力向上計画』に合わせ、段階的に検討を行っていく。2022 年度以降の方向性については、施設の目的・方針を踏まえつつ検討する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計画に合わせた 方向性の検討 (フォトサロン)	2022 年度以降の 方向性の検討			決定					
	---- 指定管理期間 ----			●					

○ 留意事項

- 施設毎に建物状況、周辺環境の違いがあり、施設の管理運営は 5 年毎に指定管理者を選定している。施設の目的・方針としては、写真を通した芸術文化の振興、障がい者への就労機会の提供による地域福祉の増進等がある。

T 市営住宅

I. 施設概要

市では 6 施設 514 戸の市営住宅を保有しています（借上げ型高齢者住宅・シルバーピア 2 施設 34 戸を除く）。入居要件は、規定の所得基準を満たし、引き続き 6 ヶ月以上市内に居住していること及び、20 歳以上の成人者及び既婚の未成年者で同居する親族がいることとなっています。募集は例年、あき家の発生状況に合わせて、3 月上旬、6 月上旬、9 月上旬、12 月上旬に実施しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
南		金森市営住宅	8,923	1995	
町田中心		森野市営住宅	4,038	1990	
本町田 薬師池		本町田市営住宅	2,084	1997	
忠生		木曽市営住宅	3,671	1992	
忠生	◎	忠生市営住宅	10,418	2000	デイサービス忠生
鶴川		真光寺市営住宅	7,516	2003	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 市営住宅は市内 6 か所に配置されている。
- 〔建物〕 ・ 6 施設とも築 20 年程度の施設である。
- 〔機能〕 ・ 市内には多くの都営住宅がある。
- 〔利用〕 ・ 市営住宅の入居率が高いが、全体の 40%が高齢者世帯である。
- 〔運営〕 ・ 維持管理運営は管理代行事業者が実施。
- 〔コスト〕 ・ 市営住宅 1 戸当たり費用は約 64 万円である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 公営住宅法に基づき、地方公共団体は住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を提供しなければならない。

設置目的との整合性

- ・ 入居要件があり、設置目的と整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 入居希望者は多く、特に単身者向けの部屋は応募数が大きく定員を上回っている。

施設の代替性

- ・ 市内には都営住宅や公社供給住宅が多くある。

〔現状・課題のまとめ〕

公営住宅法に基づき整備している市営住宅は適切な確保が求められますが、人口減少や高齢化などの社会状況の変化に適応した住宅供給に見直していくことが課題です。

IV. 今後の方向性

長寿

L

適正かつ効率的な維持管理を行い建物の長寿命化を図る。建物の大規模改修や建替えの際は、社会状況に合わせた更新をする。

- ✓ 維持管理にかかる費用の平準化を図るとともに、建物の長寿命化を図る。
- ✓ 建物の大規模改修や建替えの際は人口や低額所得者数の動向に合わせて施設を適正な規模に縮小する。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026年度）→最初の9年間

- ・ 『町田市営住宅等長寿命化計画』に基づき、建物の計画的な管理を行う。

中期（2027～2036年度）

- ・ 『町田市営住宅等長寿命化計画』に基づき、建物の計画的な管理を行う。〔継続〕

長期（2037～2055年度）

- ・ 『町田市営住宅等長寿命化計画』に基づき、建物の計画的な管理を行う。〔継続〕
- ・ 建物の大規模改修や建替えの際は、人口や低額所得者数の動向に合わせて、施設を適正な規模に縮小する。



● 市営住宅 短期再編プログラム

主たる担当部門：都市づくり部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 『町田市営住宅等長寿命化計画』に基づき、建物及び設備の計画的な修繕を行う。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
『町田市営住宅等長寿命化計画』の実施	計画実施								計画見直し・策定

○ 留意事項

- ・ 『町田市市営住宅等長寿命化計画』は 2017 年度～2026 年度を計画期間とする計画である。

U 医療施設

I. 施設概要

町田市民病院は、447 床の病床数を保有する市内唯一の公立病院で、東京都二次救急指定病院、災害拠点病院、地域周産期母子医療センターの指定を受け、地域から求められている二次救急、救急医療、周産期医療を提供しています。隣接する旧町田市立看護専門学校は、現在は改装して職員用の 24 時間保育施設及び委託先職員等の更衣室として活用しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
町田中心		町田市民病院	47,499	1999	
町田中心		旧町田市立看護専門学校	1,267	1973	院内保育施設

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 町田市中心部にあたる町田地区に配置されている。
- 〔建物〕 ・ 旧町田市立看護専門学校は築年数が経過している。
- 〔機能〕 ・ 町田市民病院は、447 床の病床数を保有する市内唯一の公立病院で、二次救急、救急医療、周産期医療を提供している。
 - ・ 旧町田市立看護専門学校は、現在は改装して職員用の 24 時間保育施設及び委託先職員等の更衣室として活用している。
- 〔利用〕 ・ 2015 年度の入院患者延数は 124,391 人（1 日平均 339.9 人）、外来患者延数は 310,379 人（1 日平均 1277.3 人）、稼働病床数は 163,482 床（病床利用率 76.1%）であり、多くの利用がある。
- 〔運営〕 ・ 市の直営だが、地方公営企業法全部適用により、病院事業管理者のもと、運営している。
- 〔コスト〕 ・ 町田市民病院 1 年間の運営費は約 142 億円であり、町田市の一般会計からは約 11 億円が繰入金として支出されている。（2015 年度）

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 設置における法的な義務付けはないが、採算性の面から民間医療機関では提供困難な医療を提供し、地域において必要な医療体制の確保が行政に求められる。

設置目的との整合性

- ・ 急性期医療を担う地域の中核病院として、二次医療、救急医療、高度医療、周産期医療、小児医療を地域に確保している点で整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 2015 年の入院患者延数は 124,391 人（1 日平均 339.9 人）、外来患者延数は 310,379 人（1 日平均 1277.3 人）、稼働病床数は 163,482 床（病床利用率 76.1%）であり、多くの利用がある。

施設の代替性

- ・ 市内に高度急性期病床を保有する民間病院はない。

〔現状・課題のまとめ〕

町田市民病院は採算性の面から民間医療機関では提供困難な医療を提供しています。特に高度急性期病床を保有する民間病院は市内にない、地域医療の確保が求められています。また、町田市民病院は地方公営企業法全部適用により、病院事業管理者のもと、運営され、事業費の一部を市の一般会計から繰り入れています。良好な医療環境の維持のため、適切な財政運営による施設管理を行っていくことが課題です。

IV. 今後の方向性

長寿

P/P

市民の生命を守るための施設として、効率的かつ適切に維持していく。

- ✓ 建物の長寿命化に向けた大規模改修等を計画的に実施する。
- ✓ 建物の改修や建替えの際は P F I 等の手法導入を検討し、施設整備にかかる費用の削減を図る。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 中期以降に実施する建物の大規模改修に向けて準備・検討を進める。



● 医療施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：町田市民病院

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 中期以降に実施する建物の大規模改修に向けて、民間活力の導入を含めた検討を進める。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大規模改修に向けた検討							準備・検討		

(年度)

○ 留意事項

- ・ 町田市民病院は免震構造の建物であり、災害に対して強靱性を有している。設備面では、時間の経過とともに老朽化する部分もあるが、それらについては修繕等により対応し、病院運営に支障を来すことのないよう努める。今後も災害拠点病院として機能し続けられるよう配慮し、市民の安心・安全に寄与する。
- ・ 旧町田市立看護専門学校は耐用年度が近づいているため、活用方法の見直しが今後必要となる。

V レクリエーション・観光施設

I. 施設概要

青少年教育施設を 2 施設、その他レクリエーション・観光施設を 4 施設保有しており、また長野県に宿泊施設を 1 施設保有しています。

ひなた村は、青少年やその指導者・育成者に対し、団体活動への支援や各種講座・イベントの開催、施設開放などを通して、「あそび」と「創造」の場と機会を提供しています。

小野路宿里山交流館は、小野路の歴史・自然・文化にふれられる拠点施設で、地域住民と来館者との交流を促進する場として、また小野路の里山を散策する方の休憩の場としてどなたでも利用できます。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
市外		町田市自然休暇村	2,894	1989	
相原		大地沢青少年センター	4,438	1990	
本町田 薬師池		青少年施設ひなた村	2,349	1993	
本町田 薬師池		七国山ファーマーズセンター	326	1993	
南		金森市民農園管理棟	30	1994	
忠生		忠生市民農園管理棟	32	1996	
北部の丘陵		小野路宿里山交流館	475	2013	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 公園内や旧宿場町にあり、周辺環境の魅力を活かした配置がされている。
- 〔建物〕 ・ 築 20 年前後の施設がほとんどであり、修繕時期が重なることが想定される。
- 〔機能〕 ・ 自然休暇村と大地沢青少年センター、大地沢青少年センターとひなた村は一部の機能に重複がある。
- 〔利用〕 ・ 利用者数はどの施設も横ばい傾向にある。一部施設は利用者が低迷している。
- 〔運営〕 ・ 直営が 4 施設、指定管理者による運営が 3 施設ある。
- 〔コスト〕 ・ 自然休暇村、大地沢青少年センター、ひなた村の行政費用と収入の差は 1 億円以上である。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律等による設置義務はない。
- ・ 特に宿泊施設は関与の必要性が低い。

設置目的との整合性

- ・ 各施設とも当初の設置目的と整合している。
- ・ 大地沢青少年センターは土砂災害特別警戒区域に指定されたため、安全性を考慮する必要がある。

利用状況の妥当性

- ・ 自然休暇村や七国山ファーマーズセンターは利用者数が年間 1 万人程度であり、少ない。
- ・ 自然休暇村、青少年センターは、利用者 1 人当たり 1 万円超の費用がかかっているため、受益者負担のあり方の見直しや収入源の確保等が求められる。

施設の代替性

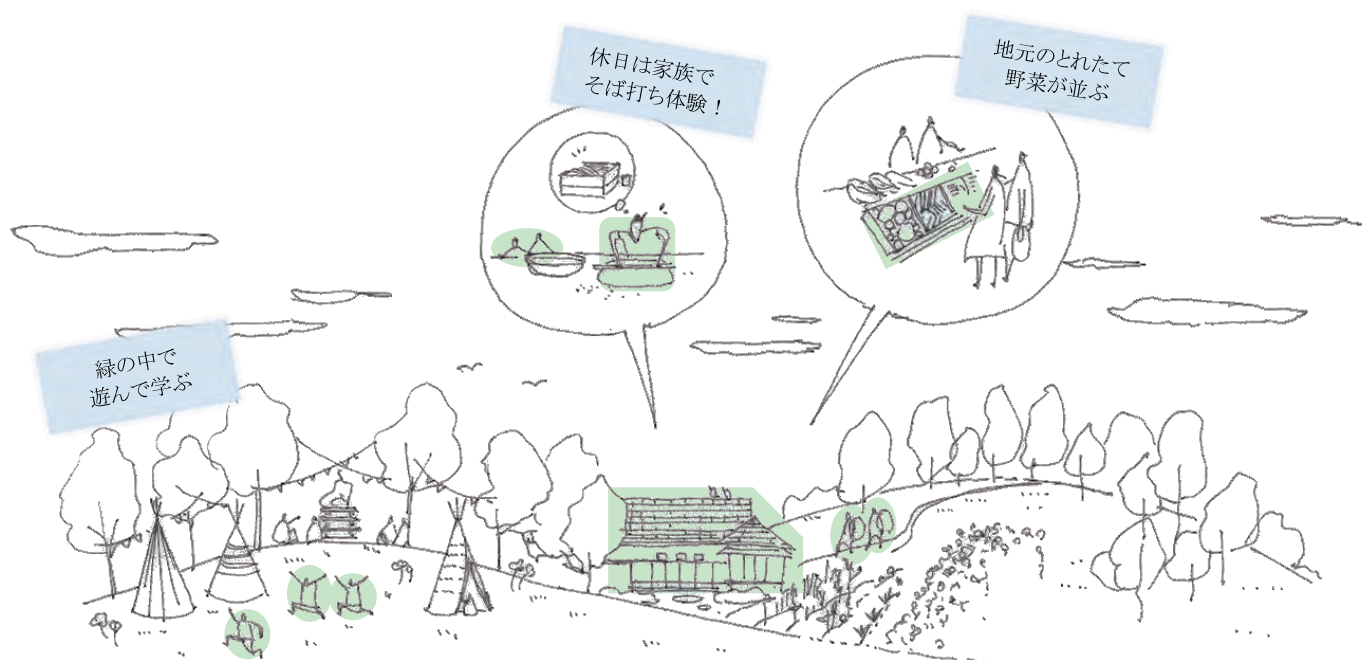
- ・ 宿泊施設は民間による多様な施設が全国に存在し、代替が可能。
- ・ 青少年センターの日帰り機能とひなた村の機能が重複している。
- ・ 民間の市民農園がある。

〔現状・課題のまとめ〕

いずれも法律等による設置義務はない施設であり、相対的に行政関与の必要性が低い施設が多くなっています。利用状況については横ばいで、集客施設の中には低迷している施設も見られます。宿泊施設は民間による多様な施設が全国に存在すること、市民農園についても民間が開設・運営するものがあり、代替が可能です。また、自然休暇村、青少年センターは、利用者 1 人当たり 1 万円超の費用がかかっています。既に指定管理制度を導入している施設を含め、全ての施設について更に民間の発想やノウハウを取り入れながら集客力を高め、効果的で効率的な運営を実現することが課題です。なお、大地沢青少年センターは土砂災害防止法の特別警戒区域等に指定されたため、施設の抜本的な見直しが必要になっています。

V レクリエーション・観光施設

IV. 再編後のイメージ例



- 民間活力の導入や更なる活用により、これまで以上に満足度の高い施設へ転換し、レクリエーションや観光施設として賑わいのある場になります。

事業の見直しや複合化・多機能化等により建物総量の圧縮を図る一方、民間や市民等の活力によりさらなる魅力向上や運営の効率化を図る。

- ✓ 自然休暇村は収入源確保の取り組みを進める。
- ✓ 大地沢青少年センターは土砂災害特別警戒区域への指定及び建物の老朽化を踏まえ、事業も含めて見直す。
- ✓ ひなた村は役割を再検討し、事業を見直す。施設の管理運営については、民間活力の導入や、市民との協働等の手法の検討を進めるなど、新たな付加価値を創出するとともに、効率的な運営を行う。
- ✓ ひなた村のホールなどの集会機能は、周辺の学校の大規模改修や建替えの時期を捉えて複合化し、建物の建替えは行わない。
- ✓ 七国山ファーマーズセンターは、『町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画』に沿い、民間のノウハウを活用することを含め運営方法を検討する。
- ✓ 市民農園の休憩室や倉庫は、附属施設として活用をする。
- ✓ 小野路宿里山交流館は、適切に維持管理する。
- ✓ 集客施設の建替えや新たな施設整備等をする場合は民間による手法を導入する。

▽取り組みの時期

短期 （2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 自然休暇村は収入源確保の取り組みを進める。
- ・ 大地沢青少年センターは、土砂災害特別警戒区域への指定及び建物の老朽化を踏まえ、事業も含めて見直す。【行政経営改革プラン】
- ・ ひなた村は役割を再検討し、事業を見直す。施設の管理運営については、民間活力の導入や、市民との協働等の手法の検討を進めるなど、新たな付加価値を創出するとともに、効率的な運営を行う。【行政経営改革プラン】
- ・ 七国山ファーマーズセンターは、『町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画』に沿い、民間のノウハウを活用することを含め運営方法を検討する。

中期 （2027～2036 年度）

- ・ ひなた村のホールなどの集会機能は、周辺の学校の大規模改修や建替えの時期を捉えて複合化する。

● レクリエーション・観光施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：子ども生活部、経済観光部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 大地沢青少年センターは、民間活力導入による運営開始を目指す。
- ・ ひなた村は、役割を再検討し、事業を見直す。施設の管理運営については、民間活力の導入や、市民との協働等の手法の検討を進めるなど、新たな付加価値を創出するとともに、効率的な運営を行う。
- ・ 七国山ファーマーズセンターは、薬師池公園四季彩の杜北園の開園（時期未定）に合わせ、北園のビジターセンターとして活用する。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大地沢青少年センターの民間活力の導入				導入					
ひなた村の民間活力の導入		導入							
七国山ファーマーズセンターの活用	検討			改修	四季彩の杜北園開園（未定）				

○ 留意事項

- ・ ひなた村：役割・機能については 2015 年度運営協議会答申を受け、2016 年度に検討し、答申検討結果報告として方向性をまとめている。2017 年度から上記方向性に基づき、民間活力導入に向け、準備を進める。
- ・ 大地沢青少年センター：土砂災害特別警戒区域に指定されている。

～こんな取り組みも始まっています～

千葉市豊砂公園、静岡県富士山こどもの国

民間事業者が主体となって公園施設を管理することにより、利用者の増加、賑わいの創出などが実現されています。



【豊砂公園】大型スーパー事業者が、千葉市から管理許可を受けて、周辺の商業施設と一体となって公園を運営するとともに、イベントの開催による収益を維持管理費の財源に活用している。

出典：国土交通省「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方最終報告書」



【富士山こどもの国】富士サファリパークを運営する民間事業者が指定管理者として運営、自然を活かした多様な遊び、自然の豊かさを学ぶ場、地域や利用者が交流できる場等の提供がなされ、利用者を増やした。

出典：富士山こどもの国ホームページ

W 産業系施設

I. 施設概要

市では、産業系施設を 3 施設保有しています。プラザ町田は、市と株式会社町田まちづくり公社が共同所有している施設で、5 階～7 階は町田市文化交流センターとして貸し会議室事業等を行っています。

町田ターミナルプラザは、市と東京急行電鉄株式会社が共同所有している施設で、1 階がバスターミナル、2 階が店舗、市民広場及び駐輪場となっています。

町田新産業創造センターは、インキュベーション施設です。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		プラザ町田	4,134	2000	ビル内一部所有
町田中心		町田新産業創造センター	1,939	2003	
町田中心	◎	町田ターミナルプラザ	6,549	1983	自転車等駐車場

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 3 施設とも町田駅から近い。
- 〔建物〕 ・ 町田新産業創造センターは、旧庁舎を転用利用している。
 - ・ プラザ町田、町田ターミナルプラザの修繕については共同所有者と共に施設維持のための修繕工事をしている。
- 〔機能〕 ・ 3 施設とも異なった機能を持っている。
 - ・ 新産業創造センターには、起業支援機能として創業者用の個室やブース、賃貸オフィスが入っており、相場より安い賃貸料で提供している。プラザ町田（町田市文化交流センター）は、様々な広さの貸し会議室を保有しており、町田ターミナルプラザには、バスターミナル、市民広場、貸し店舗がある。
- 〔利用〕 ・ 新産業創造センター個室入居率は、ほぼ 100%である。プラザ町田（町田市文化交流センター）の稼働率は 5 割程度である。町田ターミナルプラザの市民広場利用件数は、年間 150 件程度である。また、店舗には空きがあり、バスターミナルの観光バス利用台数も減少している。
- 〔運営〕 ・ 3 施設すべて運営形態が異なっている。
 - ・ 新産業創造センターについては株式会社によって運営されている。
- 〔コスト〕 ・ 市の創業支援にかかる行政費用については、新産業創造センターの施設管理費が半分近くを占めている。
 - ・ プラザ町田（町田市文化交流センター）は使用料が市内の他貸し施設に比べて高くなっている。
 - ・ 町田ターミナルプラザは、貸付による収入がほとんどを占めている。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律等による設置義務はない。

設置目的との整合性

- ・ 新産業創造センター、プラザ町田（町田市文化交流センター）は、当初の設置目的と整合している。
- ・ 町田ターミナルプラザの貸し店舗は、もともと隣接する商業ビルに対しての飲食店舗という位置づけであったが、現在は物販店も対象としている。

利用状況の妥当性

- ・ 新産業創造センターの個室の入居率は常に 100%を維持している状況であり、今後の需要も見込める。
- ・ プラザ町田（町田市文化交流センター）の稼働率はほとんどの部屋が 5 割程度である。
- ・ 町田ターミナルプラザには空き店舗がない。^{※7}また、バスターミナルの観光バス利用台数が減少している。

施設の代替性

- ・ 同規模の創業支援施設は、民間・公共問わず他にはない。
- ・ 貸し館機能を保有している施設は公共・民間ともに多くある。

〔現状・課題のまとめ〕

産業系施設は町田駅周辺に集中しています。それぞれの施設が周辺環境や社会ニーズの変化に対応していく必要があります。

町田ターミナルプラザの貸し店舗は、空き店舗が生じた際の対応が課題であり、バスターミナルでは、観光バスの利用台数が減少していることから利用台数に見合った運営体制の構築などが課題となっています。プラザ町田（町田市文化交流センター）については、貸し館機能を保有している施設は公共・民間ともに多くあること、稼働率はほとんどの部屋が 5 割程度であることから抜本的な見直しが必要です。町田新産業創造センターについては、創業を希望する方がより創業しやすい環境作りが課題となっています。

※7 2018 年 5 月現在

W 産業系施設

IV. 再編後のイメージ例



- 民間活力を導入することによって、より多くの起業家の創出や、若い世代が活躍する魅力的な機会や場が創出されます。現状にとらわれずに機能を見直していくことによって、収益増加を図るとともに、賑わいや交流が創出されます。

事業の見直し、**複合化・多機能化**、さらなる**民間活力の導入**により施設総量の圧縮を図る他、さらなる収益の増加や運営の効率化を図るとともに賑わいや交流を創出する。

- ✓ 町田新産業創造センターの建物を建替える際には、民間活力の導入を進めるとともに、他の産業支援機能等と複合化する。
- ✓ プラザ町田（町田市文化交流センター）は、中心市街地全体の貸し会議室機能の需要動向を見ながら、廃止も含めた抜本的な見直しを行い、収益増加を図る。
- ✓ 町田ターミナルプラザは、出店者にとって運営しやすい施設への転換を検討することや、観光バスの利用台数に見合った運営体制の構築など収支のバランスをとる。建替えの際には、民間活用を含めた検討を行う。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 町田新産業創造センターの建物を建替える際には、民間の機能も含め可能性を拡げて複合化の検討を行う。
- ・ プラザ町田（町田市文化交流センター）は、中心市街地全体の貸し会議室機能の需要動向を見ながら、廃止も含めた抜本的な見直しを行い、収益増加を図る。
- ・ 町田ターミナルプラザは、出店者にとって運営しやすい施設への転換を検討することや観光バスの利用台数に見合った運営体制の構築など収支のバランスをとる。建替えの際には、民間活用を含めた検討を行う。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 町田ターミナルプラザは、出店者にとって運営しやすい施設への転換を検討することなど収支のバランスをとる。建替えの際には、民間活用を含めた検討を行う。【継続】

長期（2037～2055 年度）

- ・ 町田ターミナルプラザは、出店者にとって運営しやすい施設への転換を検討することなど収支のバランスをとる。建替えの際には、民間活用を含めた検討を行う。【継続】

● 産業系施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：経済観光部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- 町田新産業創造センターについては、建替え・複合化に関する方向性を決定し、新施設としてのオープンを目指す。また、市の施設以外にも民間の機能も含め可能性を拡げて検討を行う。整備場所についても現在の町田新産業創造センター以外の土地も含めて検討を行う。
- プラザ町田（町田市文化交流センター）については、当面は利用料金収入で運営ができるよう効率化や利用促進を図る。指定管理の更新の際には、より効率的な運営の提案が受けられるよう選定を行う。なお、会議室は企業による利用が多いことから、他の産業支援機能等の複合化と合わせて統合集約の検討を進めていく。
- 町田ターミナルプラザについては、観光バス利用台数に見合った運営体制の構築をする。空き店舗が生じた際の店舗区画を分割して小さくするなど、出店者にとって運営しやすい施設への転換を検討する。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
町田新産業創造センター施設複合化	建替え・複合化に関する方向性の検討	→	決定						
プラザ町田運営効率化	効率化に向けた検討	→							→
	複合化検討								
	指定管理期間		●	●				●	●
町田ターミナルプラザ運営効率化	観光バス運営体制構築	出店者にとって運営しやすい施設への転換検討	→						→

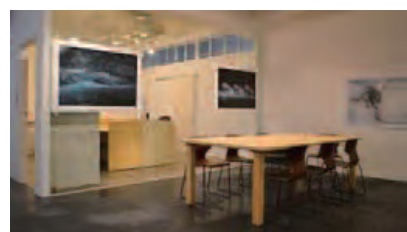
～こんな取り組みも始まっています～

世田谷ものづくり学校

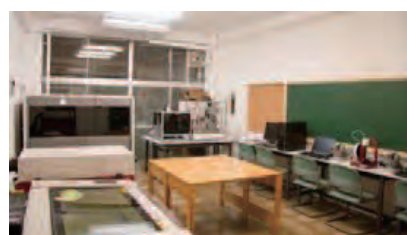
世田谷ものづくり学校は、民間事業者が廃校となった中学校校舎を世田谷区から借り受け、再生活用した施設です。初期投資、資金調達、テナント募集等のリスクを民間事業者が負担し、自律的な運営を実施しています。「デザイン建築映像食アートファッション」などさまざまな分野のクリエイターがオフィスとして活用している他、ギャラリー、撮影スタジオ、デジタルものづくり機器等が使える部屋も設置しています。また、創業まもないクリエイターを対象とした廉価のオフィスの提供、コワーキングスペースの設置も行っています。週末を中心にワークショップ、展示、セミナーなども開催され、ものづくり体験や交流の場としても機能しています。



廃校を活用した施設



起業支援を目的としたワークスペース



ものづくりの支援設備

画像提供：ハリウッドエージェントジャパン

X 供給処理施設

I. 施設概要

供給処理施設は、ごみ処理施設と資源化施設、ごみの収集に関する施設等に分けられます。町田市内にはごみ処理施設である焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設が 1 か所、資源化に関する施設が 4 か所、ごみの収集に関する施設が 3 か所、排水浄化施設、し尿投入施設がそれぞれ 1 か所あります。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生		町田リサイクル文化センター	24,448	1982	
忠生		ビン・カン選別施設（資源化施設）	499	1979	
忠生		リサイクル広場まちだ	243	1997	
北部の丘陵		町田市剪定枝資源化センター	2,948	2007	
南		リレーセンターみなみ	2,374	1984	
南		南収集事務所	479	1998	
忠生		排水浄化センター	574	1977	
忠生		境川クリーンセンター	1,201	1990	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 町田リサイクル文化センター周辺に施設が集中している。
- 〔建物〕 ・ 町田リサイクル文化センターは築 36 年以上が経過しており老朽化により建替えを進めている。他の施設も同様に老朽化が進んでいる。
- 〔機能〕 ・ 一般廃棄物の焼却、不燃・粗大ごみ処理をする町田リサイクル文化センター、ビン・カン等を選別・貯留しているビン・カン選別施設、剪定枝をたい肥（土壌改良材）化する町田市剪定枝資源化センターなどがある。そのほか、収集機能、排水浄化機能、し尿投入機能を有した施設がある。
- 〔利用〕 ・ 市民が生活するうえで必要不可欠な施設であり、2016 年度収集・持込量は、ごみ：94,880 t 資源：16,669 t し尿：1,700kL 浄化槽汚泥：7,385kL であった。
- 〔運営〕 ・ 直営が 2 施設（うち賃貸借している施設が 1 施設）、委託が 6 施設ある。
 - ・ 町田リサイクル文化センターは、建替え後、施設は市が所有し、管理・運営を民間が行う。

III. 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、処分しなければならないと定められており、サービス・機能の提供が義務づけられている。

設置目的との整合性

- ・ 当初より供給処理施設として運営しており整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 建替え後の町田リサイクル文化センターは、『町田市一般廃棄物資源化基本計画』で掲げたごみとして処理する量を 2009 年度比で 40%削減するという方針に基づき、施設規模を決定したため、現在よりも規模を縮小して整備する。
- ・ 新たに分散整備を予定している資源ごみ処理施設については、現在行っているビン・カン処理に加え、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装プラスチックの処理施設を整備する。2 地区に分散整備することで、施設相互の補完機能も有している。
- ・ 境川クリーンセンターのし尿投入施設は、今後のし尿処理事業に見合った施設として敷地内に移転改修を進めている。
- ・ 境川クリーンセンターの旧管理棟については、周辺住民の理解を得ながら転用を行っている。

施設の代替性

- ・ 代替できる民間施設はないが、委託などによる民間事業者の運営は可能である。

〔現状・課題のまとめ〕

市内で発生する一般廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、2011 年に策定された『一般廃棄物資源化基本計画』を踏まえ、減量施策及び施設整備計画を進めています。

現在、町田リサイクル文化センターは、ごみとして処理する量を削減するという方針で策定した『町田市資源循環型施設整備基本計画』のとおり、現在よりも規模を縮小して整備を進めています。また、資源ごみ処理施設は、2016 年 4 月から既存施設であるリレーセンターみなみに設備を追加し、今後新たな施設を 2 地区に分散整備予定です。

整備・運営については、新たなごみ処理施設整備にあたり実施した「町田市ごみの資源化施設における整備・運営の事業方式検討」の結果を受けて、町田リサイクル文化センターは DBO 方式（公設民営）、資源ごみ処理施設の整備は公設公営方式で整備することを選定しています。今後は、市民の安全・安心を確保しつつ効率的に施設整備を推進し適切に維持管理していくことが課題です。

生活に必要な施設として、効率的かつ適切に維持していく。

- ✓ 町田リサイクル文化センターの建替えは、DBO 方式（公設民営）により、民間事業者のノウハウを活用し、運営費用の軽減等や更新費用の低減を図る。
- ✓ 資源ごみ処理施設は、用地の取得や関連事業との調整を行い、公設公営で 2 地区（相原地区、上小山田地区）に整備する。
- ✓ プラントや建物の維持管理を適切に行い、長期的な観点でコストダウンを図る。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 町田リサイクル文化センターは DBO 方式（公設民営）で建替える。
- ・ 新たに分散整備する資源ごみ処理施設は、公設公営で整備する。
- ・ 剪定枝資源化センターは、2022 年で借地期間が切れることから今後のあり方について検討する。
- ・ 南収集事務所は、今後のあり方について検討する。
- ・ 排水浄化センターはプラントの更新の際に、処理量に見合った大きさの施設に建替える。
- ・ 境川クリーンセンターのし尿処理施設は、今後のし尿処理事業に見合った施設として移転改修を進める。
- ・ 境川クリーンセンターの旧管理棟は、多機能の受け皿として活用する。単独機能での建替えを行わない。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 建替え後の町田リサイクル文化センターについては、運営事業終了時に向けた調整及び方向性の検討を開始する。
- ・ 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、プラントや建物の維持管理を適切に行い、長期的な観点でコストダウンを図る。

長期（2037～2055 年度）

- ・ 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、プラントや建物の維持管理を適切に行い、長期的な観点でコストダウンを図る。【継続】

● 供給処理施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：環境資源部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ 町田リサイクル文化センターの建替えにおいては、民間事業者のノウハウを活用して、効率化、安全性の確保、環境負荷の低減を図り、新たな熱回収施設等※⁸を整備及び運営する。施設には、防災や市民利用の機能を付加し、避難施設や市民交流の場としての活用を図る。また、施設の運営は、費用の平準化や計画的な維持管理を図る。
- ・ 資源ごみ処理施設※⁹を相原地区と上小山田地区の2地区に整備する。安全性、周辺環境の保全、財政負担を踏まえ、効果的で効率的な資源ごみ処理施設の整備や運営を行う。
- ・ 排水浄化センターは最終処分場の浸出水のみの処理となるにあたって具体的な適正規模・適正処理方法を検討・決定し、更新工事を行う。
- ・ 境川クリーンセンターのし尿処理施設改修工事を実施する。旧管理棟は他機能の受け皿として活用する。
- ・ 南収集事務所は、今後のあり方について検討する。
- ・ 剪定枝資源化センターは、借地期間に合わせて今後のあり方について検討する。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
熱回収施設等の整備・運営	施設整備工事				稼働				
資源ごみ処理施設の整備	検討・施設整備工事・稼働								
排水浄化センター改修	検討・方針決定								
境川クリーンセンター(し尿処理棟)移転改修	移転改修工事	稼働							
境川クリーンセンター(旧管理棟)活用	店舗利用				活用				

○ 留意事項

- ・ 周辺地域の生活環境に配慮して施設整備及び施設運営を行う。
- ・ 安全で安心な施設づくりを市民と協働で進めていく。

※⁸ ごみ焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設等を指す。

※⁹ 容器包装プラスチック、ビン、カン等の選別、梱包、貯留を行う施設を指す。

Y 下水道施設

I. 施設概要

町田市の汚水は、地形条件から市域の大部分を町田市が単独処理をする「単独公共下水道」で、市北部の一部地域を東京都が集約処理をする「流域下水道」で処理しています。

町田市「単独公共下水道」では、2つの下水処理場（成瀬クリーンセンター・鶴見川クリーンセンター）と1つの汚水ポンプ場（鶴川ポンプ場）を保有しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積（㎡）	築年	複合施設等
成瀬		成瀬クリーンセンター	47,186	1975	
鶴川		鶴見川クリーンセンター	28,151	1989	
鶴川		鶴川ポンプ場	846	1989	

※下水道施設の耐用年数については、「下水道施設の改築について（平成 28.4.1 国水下水事第 109 号下水道事業課長通知）」により建築年度の 50 年後としている。

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ クリーンセンターを市内で 2 か所設置している。
- 〔建物〕 ・ 成瀬クリーンセンターの耐震工事を順次進めている。
- 〔機能〕 ・ 南部で発生する汚水は成瀬クリーンセンター、北部の汚水は鶴見川クリーンセンターで処理をしている。
- 〔利用〕 ・ 市内人口の 98.7%（人口普及率 2018.4.1 現在）が公共下水道を利用できる。
- 〔運営〕 ・ 業務の多くを民間委託している。

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 下水道法に基づき、下水処理場やポンプ場等関連施設を整備する必要がある。

設置目的との整合性

- ・ 市は下水道事業を実施しており、処理場等の設置は目的と整合する。

利用状況の妥当性

- ・ 下水道環境は良好に維持されてきたが、施設の耐震対策、老朽化対策が必要である。

施設の代替性

- ・ 市が単独で下水道事業を行っている限り必要となる施設であり、代替性が無い。

〔現状・課題〕

下水道事業を安定的に実施するため、施設を良好な状態で維持する必要がある、適切な耐震対策や老朽化対策が必要です。運営についてもアセットマネジメント※10により更に効率的で効果的なものにしていくことが課題です。また、2020年に地方公営企業法の財務適用を予定しており、これまで以上に経営状況や資産状況が明確化されます。

IV. 今後の方向性

長寿

L

P/P

人々の暮らしや衛生環境の確保に直結する施設として、効率的かつ適切に維持していく。

- ✓ 資金を計画的に確保し、施設の維持のために必要な改修や修繕を行っていく。
- ✓ 運営のコスト削減に向けて、アセットマネジメントを着実に実行する。
- ✓ 建物の大規模な改修や建替えの際はPFI手法等の導入を検討し、施設整備にかかる費用の削減を図る。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026年度）→最初の9年間

- ・ 資金を計画的に確保し、施設の維持のために必要な改修や修繕を行っていく。
- ・ 運営のコスト削減に向けて、アセットマネジメントを着実に実行する。

中期（2027～2036年度）

- ・ 資金を計画的に確保し、施設の維持のために必要な改修や修繕を行っていく。〔継続〕
- ・ 運営のコスト削減に向けて、アセットマネジメントを着実に実行する。〔継続〕

長期（2037～2055年度）

- ・ 資金を計画的に確保し、施設の維持のために必要な改修や修繕を行っていく。〔継続〕
- ・ 運営のコスト削減に向けて、アセットマネジメントを着実に実行する。〔継続〕

※10 施設資産のマネジメント・資金のマネジメント・人材のマネジメントのこと

● 下水道施設 短期再編プログラム

主たる担当部門：下水道部

○ 9年間(2018年度～2026年度)の取り組み

- ・ 老朽化した施設の更新、地震対策を実施し下水処理事業の安定的な稼働を図る。焼却設備の更新等多額な費用が掛かる工事を複数年度で実施するなど事業費の平準化を図り、特定財源(国費補助)を確保し事業を実施していく。
- ・ 下水処理場運営費のコスト削減の一環として、アセットマネジメントの運用を行い、予防保全型の維持管理を目指す。また、中長期的な設備の劣化予測から、設備の延命化を図ることで改修費・修繕費等の削減・平準化を図り、下水処理場を計画的かつ効率的に管理する。

○ スケジュール

(年度)									
取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
アセットマネジメントの推進	計画※9に基づく 更新工事の推進								→
	設備調査・劣化予測			計画 見直し ・策定					→
									計画 見直し ・策定

○ 留意事項

- ・ 改修費・修繕費の削減は、設備の劣化予測から主要部品の交換等により、設備の延命化を図ることで費用を削減する。

※11 『下水道ストックマネジメント計画』『下水道総合地震対策計画』のこと。(社会資本整備総合交付金の交付対象)

Z 駐車場・自転車等駐車場

I. 施設概要

市には市営の駐車場と自転車等駐車場との複合施設が 1 施設、自転車等駐車場が 9 施設あります。

〔施設一覧〕

駅	複合	施設名	面積	築年	複合施設等
町田駅	○	町田ターミナル自転車駐車場	(1,322)	1983	町田ターミナルプラザ
町田駅		原町田一丁目駐車場・原町田一丁目自転車駐車場	6,989	1979	
町田駅		原町田三丁目自転車駐車場	464	1989	
町田駅		原町田四丁目自転車駐車場	1,050	2002	
成瀬駅		成瀬駅北口自転車駐車場	354	1994	
成瀬駅	○	なるせ駅前市民センター地下自転車駐車場	(382)	1995	なるせ駅前市民センター
鶴川駅		鶴川駅東側バイク駐車場	11	2010	
玉川学園前駅		玉川学園二丁目自転車駐車場	286	1992	
すずかけ台駅		すずかけ台駅前自転車駐車場	120	1988	
相原駅		相原駅東口自転車駐車場	1,066	1993	

II. 実態と課題

- 〔配置〕 ・ すべての施設が駅前にあり、うち町田駅周辺に 4 施設がある。
- 〔建物〕 ・ 老朽化してきた建物の維持管理および更新が課題となっている。
- 〔機能〕 ・ 自転車等駐車場の内訳は、自転車専用の駐車場が 4 施設、バイク専用の駐車場が 1 施設、自転車及びバイク両用の駐車場が 5 施設である。自転車専用の駐車場のうち 1 施設は自動車の駐車場と複合している。
- 〔利用〕 ・ 駐車場は 1998 年をピークに利用料金収入が減少している。自転車等駐車場は、一時利用者が増加している。
- 〔運営〕 ・ すべて指定管理者による運営である。

III. 4 つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 法律等による設置義務はない。
- ・ 原町田一丁目駐車場については、都市計画施設に位置付けられている。
- ・ 自転車等駐車場については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」で、自転車等の需要の著しい地域には一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置、大量の駐車需要を生じさせる施設（官公署、学校、図書館など）の設置者は、その施設の利用のために必要な自転車等駐車場の設置に努めなければならないとされている。

設置目的との整合性

- ・ 当初の設置目的のとおり運営されている。

利用状況の妥当性

- ・ 駐車場は 1998 年をピークに利用料金収入が減少している。
- ・ 自転車等駐車場は、一時利用者が増加している。

施設の代替性

- ・ 民間の施設がある。駐車場については、建設当時に比べて周りに民間施設が増えている。

〔現状・課題のまとめ〕

原町田一丁目駐車場については、都市計画施設に位置づけられていますが、1998 年をピークに利用台数および利用料金収入が減っていること、民間の駐車場が周辺に増加していることから、運営の見直しが課題です。また、建物の老朽化が進行していることも課題です。市内に 10 ヶ所ある自転車等駐車場は、利用が増加しています。

さらなる**民間活力の導入**により効率的かつ需要に見合ったサービス提供を行う。施設更新の際は、土地の貸し付け、整備、長期の維持管理まで含めた民間活用を検討する。

- ✓ 運営費のコストダウン及び収益増加を図る。
- ✓ 施設更新の際は、土地の貸し付け、整備、長期の維持・管理まで含めた民間活用を検討する。
- ✓ 市で建替えをする際には、需要に見合った延床面積とする。

▽取り組みの時期

短期（2018～2026 年度）→最初の 9 年間

- ・ 運営費のコストダウン及び収益増加を図る。
- ・ 施設更新の際は、土地の貸し付け、整備、長期の維持管理まで含めた民間活用を検討する。
- ・ 市で建替えをする際には、需要に見合った延床面積とする。

中期（2027～2036 年度）

- ・ 運営費のコストダウン及び収益増加を図る。[継続]
- ・ 施設更新の際は、土地の貸し付け、整備、長期の維持管理まで含めた民間活用を検討する。[継続]
- ・ 市で建替えをする際には、需要に見合った延床面積とする。[継続]

長期（2037～2055 年度）

- ・ 運営費のコストダウン及び収益増加を図る。[継続]
- ・ 施設更新の際は、土地の貸し付け、整備、長期の維持管理まで含めた民間活用を検討する。[継続]
- ・ 市で建替えをする際には、需要に見合った延床面積とする。[継続]

● 駐車場・自転車等駐車場 短期再編プログラム

主たる担当部門：道路部、経済観光部

○ 9 年間(2018 年度～2026 年度)の取り組み

- ・ 自転車駐車場更新を見据えた指定管理者選考等を行っていく。
- ・ 原町田一丁目駐車場は、次期指定管理期間では、遠隔管理による無人化や 24 時間営業の導入等、よりコストのかからない運営方法とする。
- ・ 周辺のまちづくりに合わせて駐車場の建替えを検討し、実施する。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
自転車駐車場更新を見据えた指定管理者選考等	検討・選定								
原町田一丁目駐車場運営コスト削減	コスト削減に向けた検討								
原町田一丁目駐車場建替え	検討・実施								

○ 留意事項

- ・ 対象となる市営自転車等駐車場は全 10 施設だが、自転車等駐車場事業としては公益財団法人自転車駐車場整備センターと協定を結び公営自転車等駐車場として運営している施設が 18 施設ある。自転車駐車場を再編するにあたっては、公営自転車等駐車場も含めて検討する必要がある。
- ・ 駐車場を含む原町田一丁目地区まちづくり事業の進捗に合わせて、短期プログラム中に建替えが行われることになるが、その際は需要に合った規模とする。また、建設・運営面について、公設公営や民設民営など、より有利で効果的な手法を検討する。

第6章 推進体制

「再編計画」の推進にあたっては、まずは公共施設の現状や再編について、できるだけ多くの方々に知っていただくことが重要と考えています。そのためには、再編の意義や必要性について周知・宣伝する機会をたくさんつくり、より多くの方々に興味・関心を持っていただくことが大切です。それぞれの地域の魅力につながる新しい公共施設・公共空間をみんなで考え、みんなで実現していきます。

市では、組織、全職員を挙げて、この取り組みに臨んでいくため、庁内横断的な「（仮称）公共施設等マネジメント委員会」を設置し、再編に向けた取り組みの調整・推進を行っています。また、市の部門をまたぐ再編においては、プロジェクトを立ち上げ、公共施設再編担当と関連事業部署とが連携して取り組んでいます。

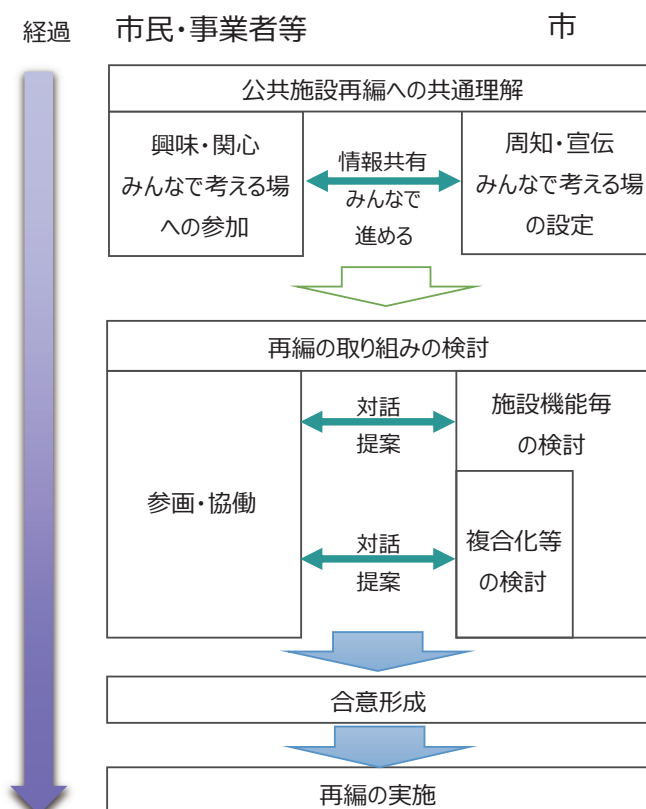
計画の推進は、市民・事業者等と市との連携により進めていくことが不可欠です。各取り組みの初期の段階から対話等を繰り返し、官民連携で進めていくことが大切です。

市は再編に向けた機能毎の検討をはじめに行ったうえで、複合化や多機能化など具体的な検討を進めていきます。また、市全体や各地域の課題あるいは個別機能の実態等を示しながら、市民・事業者と公共施設・公共空間のより良いかたちのイメージを共有したうえで、再編の実施にあたっては、意見募集や説明会、ワークショップ等のさまざまな手段により合意形成を図っていきます。

公共施設の再編は生活や活動、地域づくりに大きく関わる取り組みであり、将来を見据えて、今から計画的に取り組まなければ、安定した公共サービスの提供が困難に、そして将来に負担を残すことになります。

このため、今後より一層、市民の方や民間事業者と一緒に考え、実行していくことが重要です。よりふさわしい再編の進め方についても、ご提案をいただき、対話をしながら、見直していくことも考えられます。より良いかたちの実現に向けて皆様とともに再編を進めていきます。

図表 6.1 推進体系図



第7章 今後の進め方

「再編計画」は、2055年度までの計画ですが、取り組みを詳細化した再編プログラムは10年程度を期間としています。第1期の短期再編プログラムは2026年度までの9年間となっていますが、2027年度以降も10年程度を期間とした再編プログラムを策定します。また、再編計画全体についても進捗状況等について評価を実施し、公共施設の老朽化状況や社会状況の変化等も考慮し適切な時期に見直しを行っていきます。

図表 7.1 計画スケジュール

	2016年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	～	2055
長期 計画	基本計画 まちだ未来づくりプラン						基本計画（次期以降）						
		5ヵ年計画17-21					次期計画						
施設再編 計画	公共施設等総合管理計画（基本計画）												
	計画策定に 向けた検討	公共施設再編計画											
		短期再編プログラム（第1期）										再編プログラム （次期以降）	
施設計画	各種個別施設計画												

公共施設の再編は暮らしやまちづくりに大きく関わる取り組みであり、将来を見据えて、今から計画的に取り組まなければ、安定した公共サービスの提供が困難になります。

今後より一層、市民の方や民間事業者と一緒に考え、実行して行くことが重要です。より良いかたちの実現に向けて官民が一体となって再編を進めます。

再編に関する情報は随時、広報まちだや町田市ホームページをはじめ、さまざまな媒体や機会を通して発信していくほか、積極的な対話を行っていきます。

みんなの力を合わせて、将来を見据え、
次の世代にも引き継げる
公共施設・公共空間の“より良いかたち”
を実現しましょう





1. 地域別の状況について

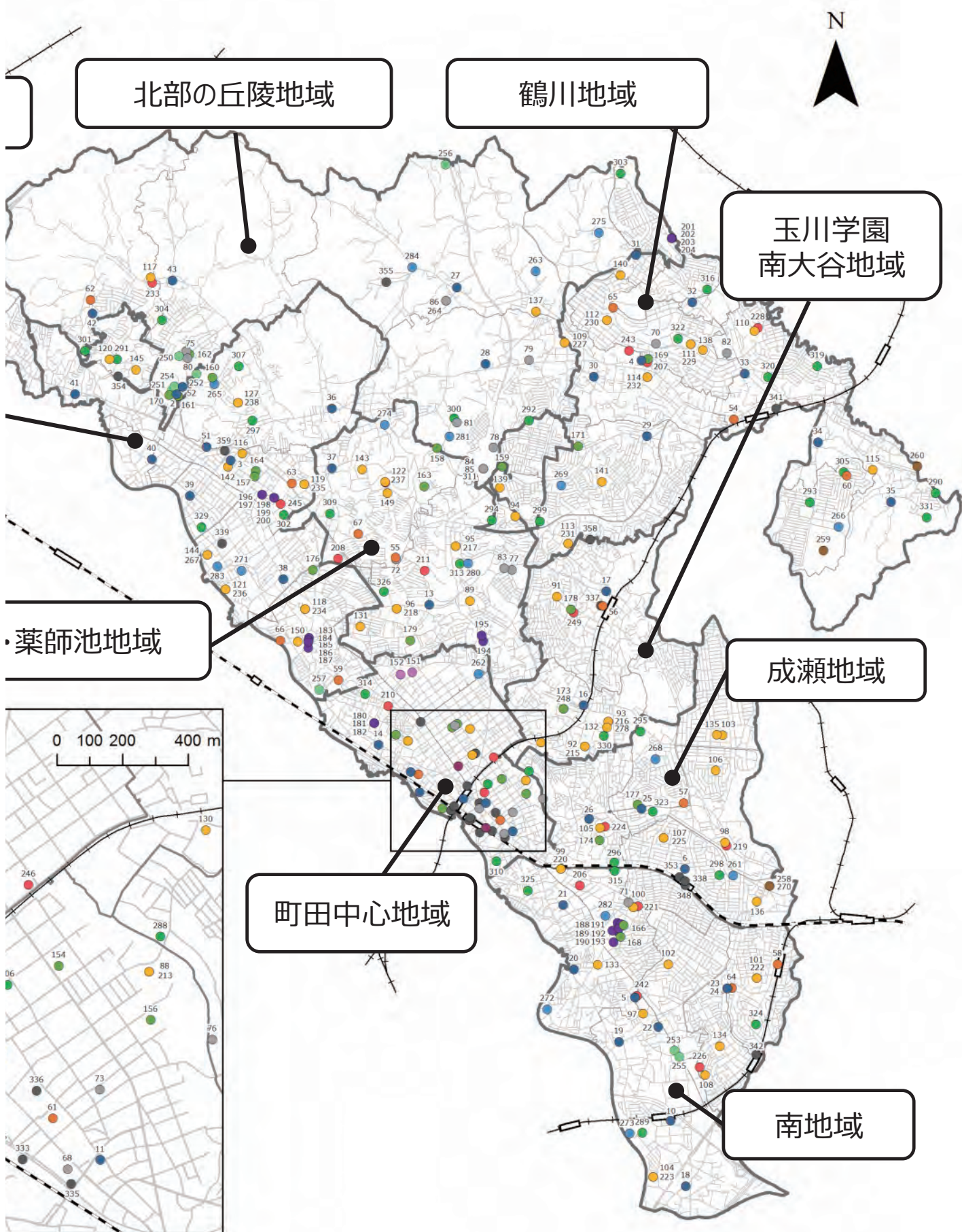
町田市は丘陵部・台地部・低地部の 3 段からなる地形の影響を受けながら、明治・大正時代の「農村・宿場町」から戦後の「商都・住宅地」の時代へと都市形成が進んできた経緯などから、地域毎に状況が大きく異なっています。そのため、公共施設の再編にあたっては、それぞれの施設が配置されている地域の状況を考慮する必要があります。

そこで、『都市計画マスタープラン』に準じて、市の地域を大きく 10 の地域に分け、人口や土地利用の状況とともに施設の配置状況を整理しました。

ただし、今後の市の人口状況や財政状況を考えると、従来のように一つの地域単位で様々な施設を新設することは難しく、交通アクセスを踏まえた全市対応の施設整備を行っていく必要があります。また、公共施設の利用者は施設が配置されている地域の住民に限らず、住民の生活圏も地域と必ずしも一致するものでないことから、施設再編の検討は地域単位に制約されないものとします。

施設配置図と10の地域分け



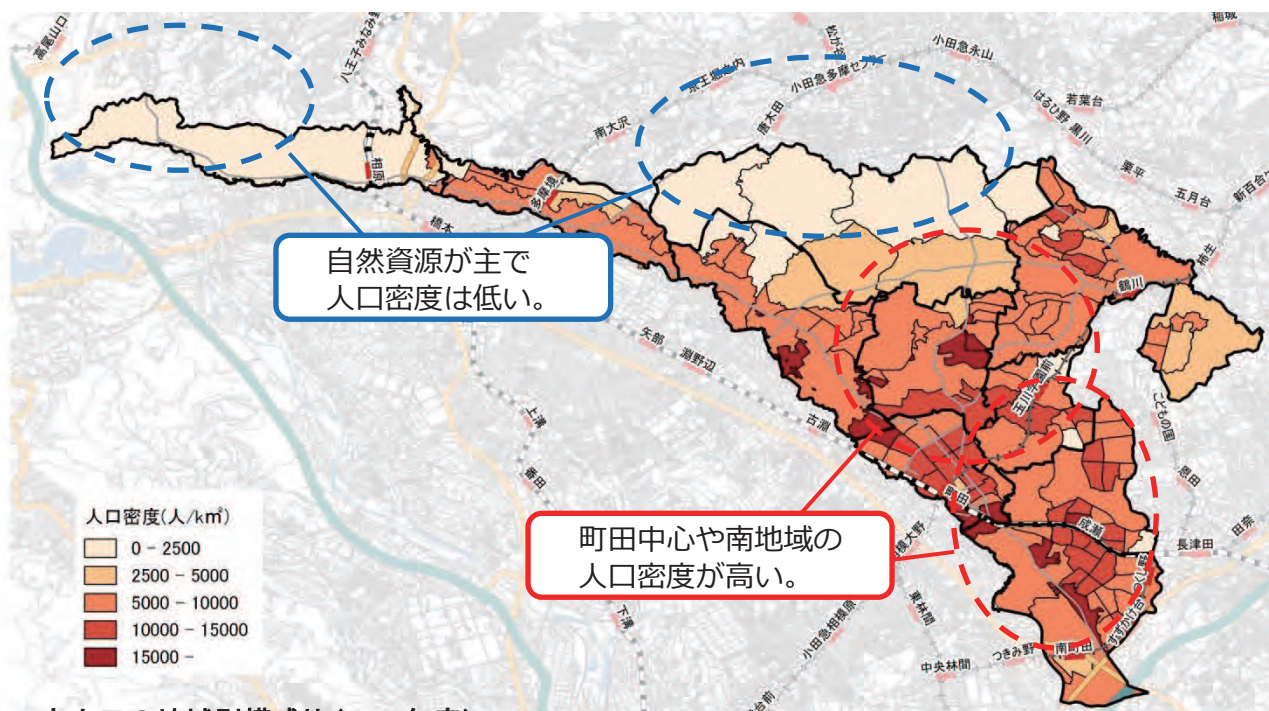


出典：「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」（2015年）

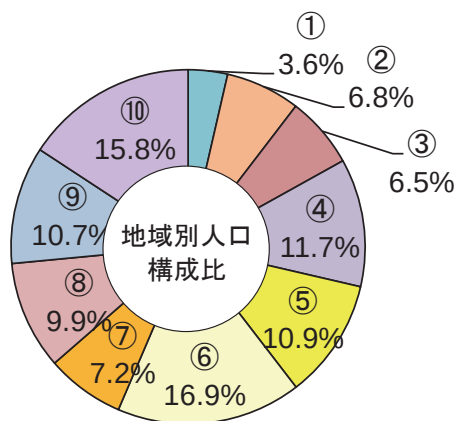
2. 人口の状況

(1) 概況

市の人口のうち、鶴川、南地域の人口がそれぞれ 15%以上を占めている。人口密度でも、市の南部にかけて人口が集中している。

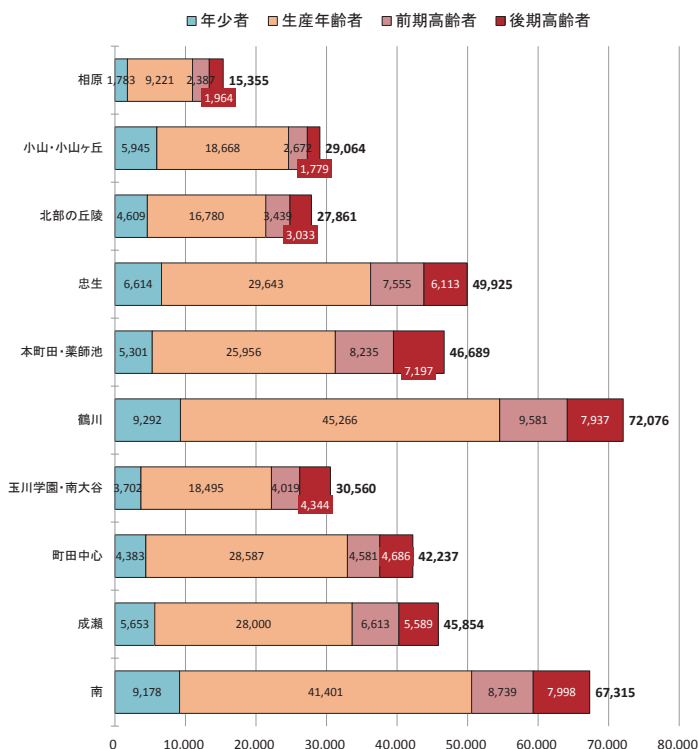


市人口の地域別構成比(2016年度)



地域	人口	割合(%)
① 相原	15,355	3.6
② 小山・小山ヶ丘	29,064	6.8
③ 北部の丘陵	27,861	6.5
④ 忠生	49,925	11.7
⑤ 本町田・薬師池	46,689	10.9
⑥ 鶴川	72,076	16.9
⑦ 玉川学園・南大谷	30,560	7.2
⑧ 町田中心	42,237	9.9
⑨ 成瀬	45,854	10.7
⑩ 南	67,315	15.8
市全体	426,936	100.0

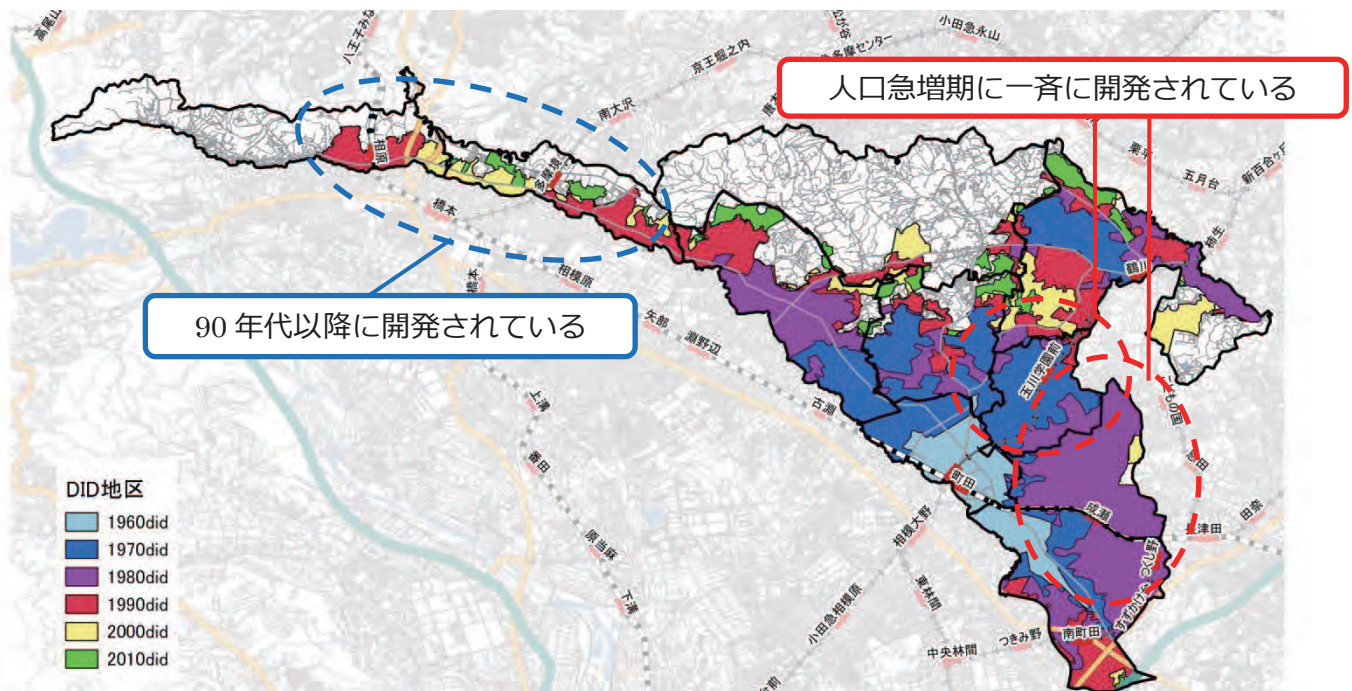
[地域別人口(人)]



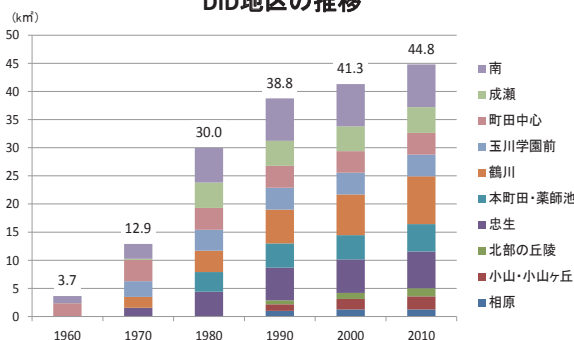
- ✓ 東西に長い市域であるが、多くの人口は市の南・東部に居住しており、市民利用の公共施設の多くが市の南・東部に配置されている。

(2) 宅地開発の変遷

町田駅周辺から広がるように 1960 年代に玉川学園、本町田・薬師池地域が、1970 年代に成瀬地域が一斉に開発されている。また、相原、小山・小山ヶ丘、鶴川地域は比較的近年に宅地開発が進んでいる。



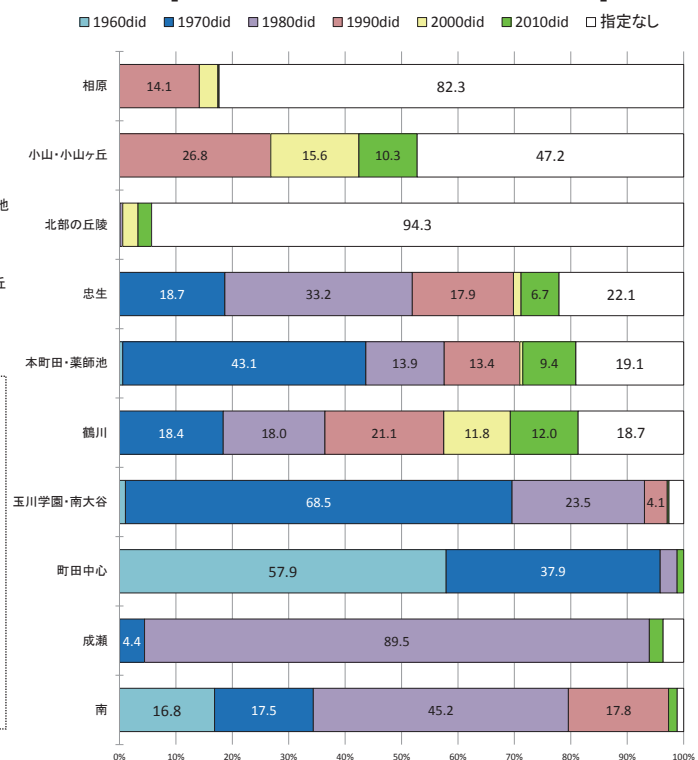
DID地区の推移



DID 地区（人口集中地区）

人口密度が 4,000 人/平方キロメートル以上の地区が隣接し、合計人口が 5,000 人以上となる地区。
(例)本ページ中の 1970did は、1960 年時点で DID 地区ではなく 1970 年時点で DID 地区となっていたものを指し、1960 年代に一斉に人口流入・宅地開発が進んだ地区として考える。

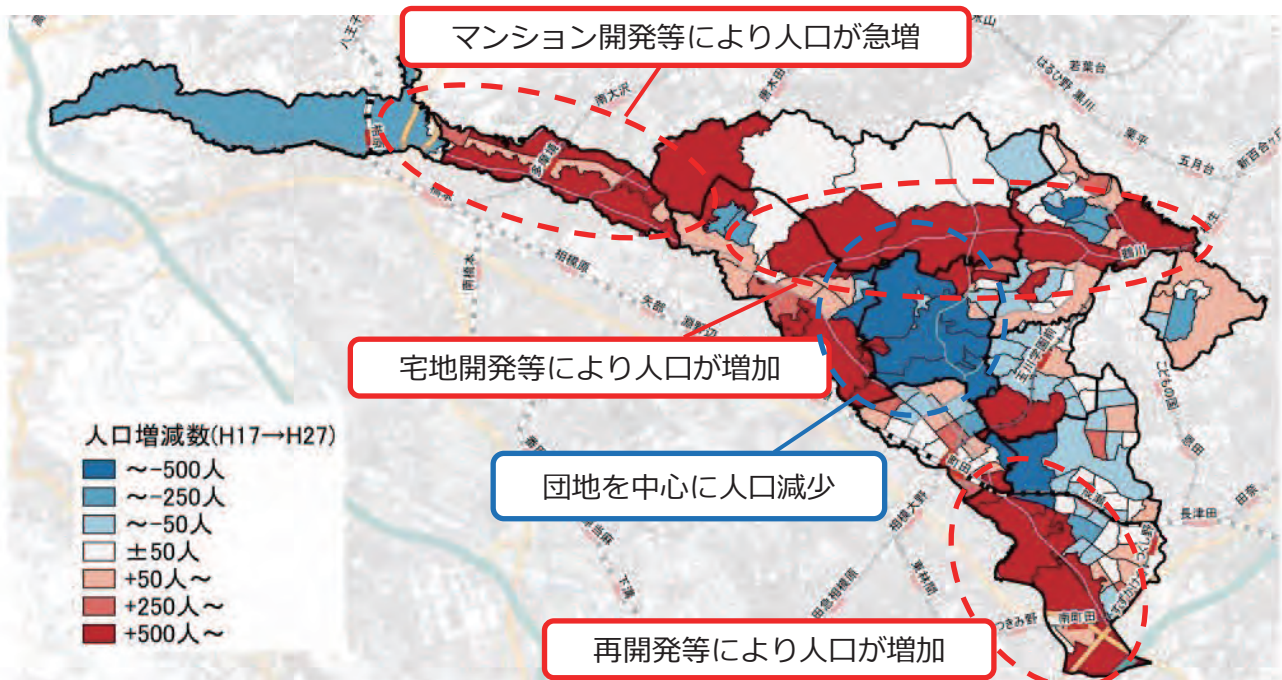
[地域面積における DID 地区の割合 (%)]



- ✓ 大規模な住宅開発や団地の建設により、地域毎に人口集積が一時期に集中している。
- ✓ それらの地域では、人口構成に偏りが生じているほか、公共施設も開発に合わせて建築されている場合が多く、施設の更新時期も一斉に迎えることが考えられる。

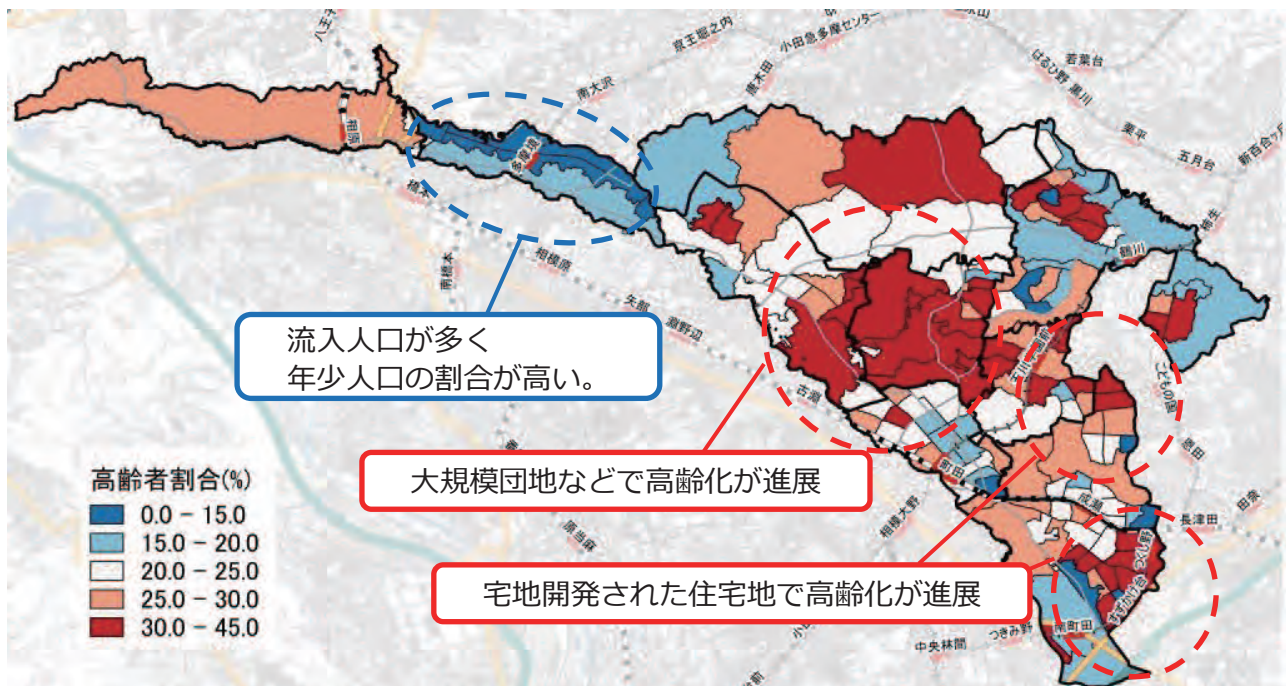
(3) 人口変化の状況

2005 年～2015 年にかけての人口増減数を見ると、小山・小山ヶ丘地域で大幅に増加しており、北部の丘陵地域や南地域などでも宅地開発により人口が増加している。一方で、本町田・薬師池地域などの団地が中心となる地域などでの人口減が顕著となっている。



(4) 人口構成の状況

本町田・薬師池地域は高齢化率が 30%を超えているなど、古からの住宅地や団地で高齢化が進展している一方、小山・小山ヶ丘地域は人口流入により年少人口比率が 20%を超えている。

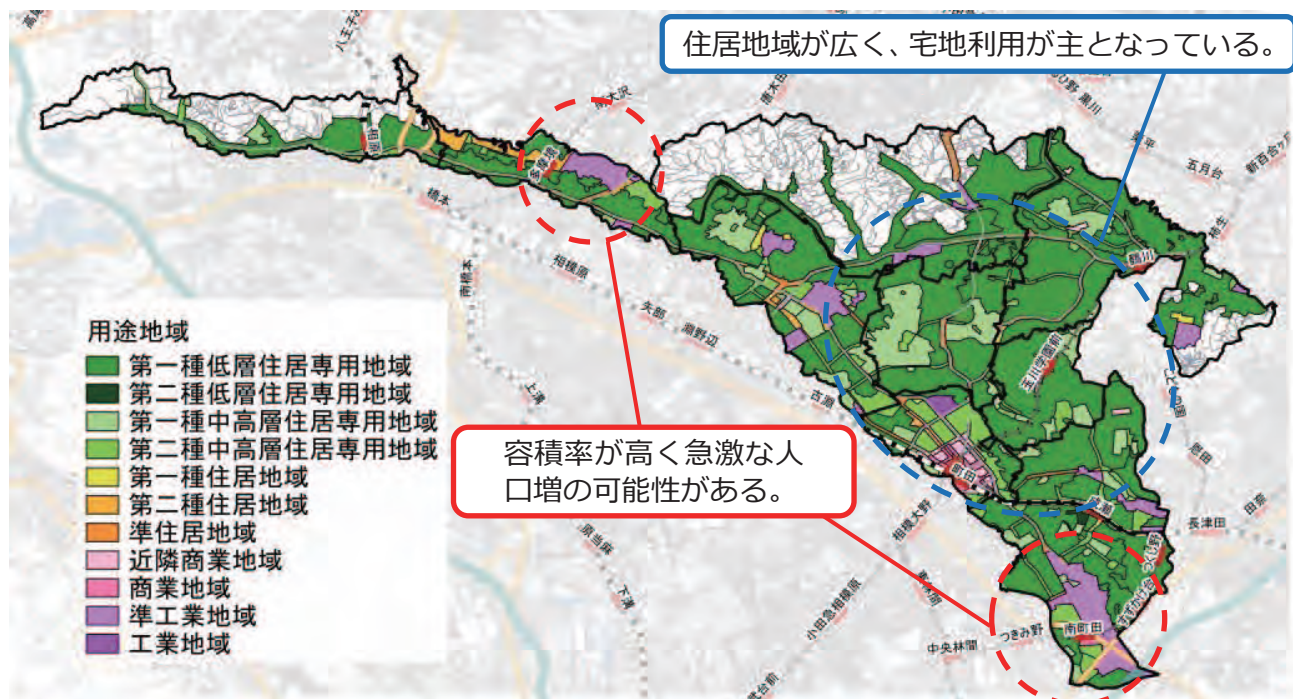


- ✓ 旧来の住宅地や団地の集積、近年の宅地開発の影響により、地域により人口構成、居住世代に大きな違いがみられ、必要となる公共施設のニーズに大きく差が生じている。

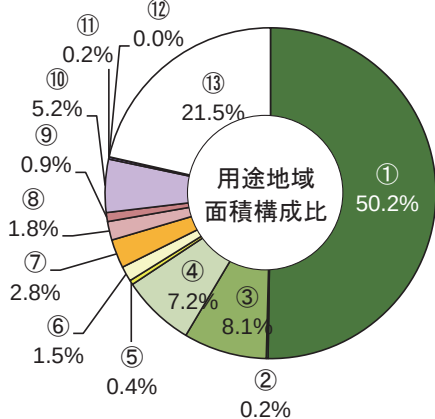
3. 土地利用の状況

(1) 用途地域の状況

市域の半分は第一種低層住居専用地域になっており、その他の住居系地域と合わせて約 7 割を占めている。小山・小山ヶ丘、南地域は準工業地域、町田中心地域は商業系地域といった容積率が高い地域があるため、今後局地的に人口が急激に変動する可能性がある。

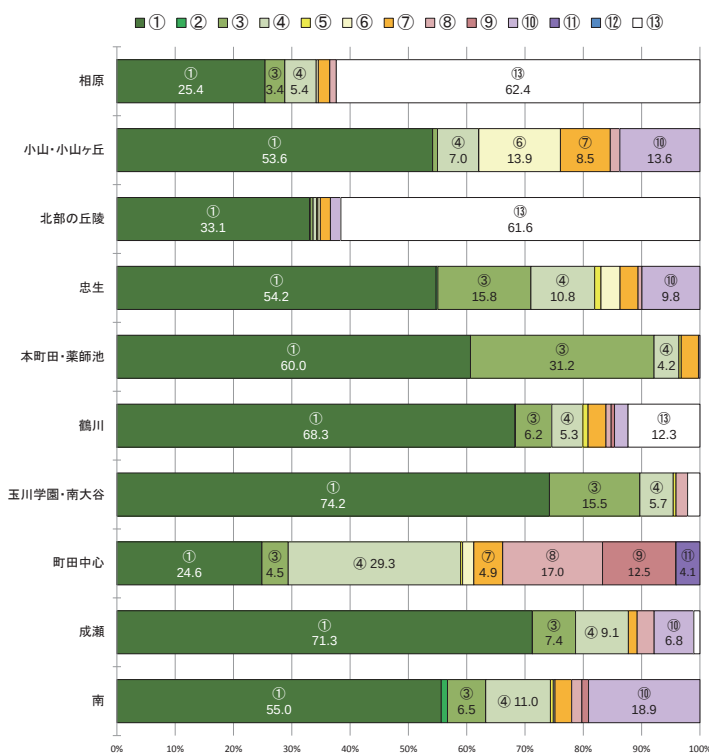


市域の用途地域別面積



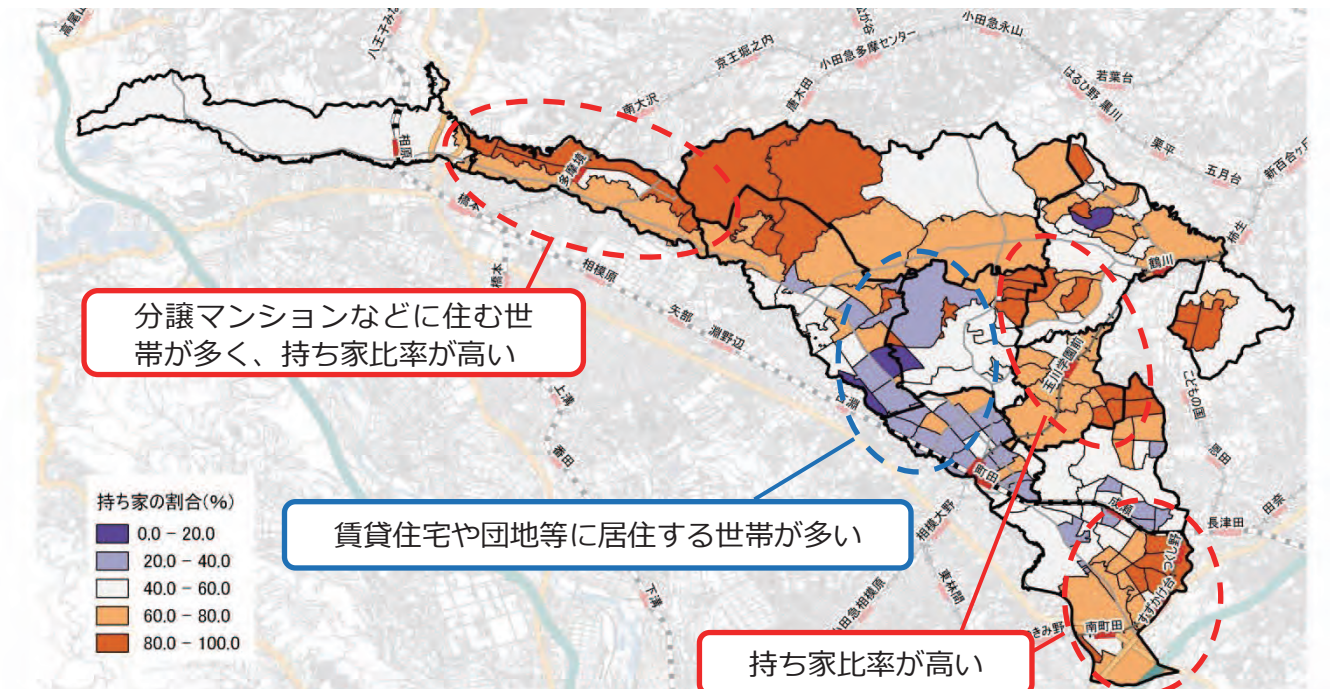
区分	面積(km ²)	割合(%)
① 第一種低層住居専用地域	36.1	50.2
② 第二種低層住居専用地域	0.1	0.2
③ 第一種中高層住居専用地域	5.8	8.1
④ 第二種中高層住居専用地域	5.1	7.2
⑤ 第一種住居地域	0.3	0.4
⑥ 第二種住居地域	1.1	1.5
⑦ 準住居地域	2.0	2.8
⑧ 近隣商業地域	1.3	1.8
⑨ 商業地域	0.6	0.9
⑩ 準工業地域	3.7	5.2
⑪ 工業地域	0.2	0.2
⑫ 指定なし	15.4	21.5
市域全体	71.8	100.0

[地域面積における用途地域の割合(%)]

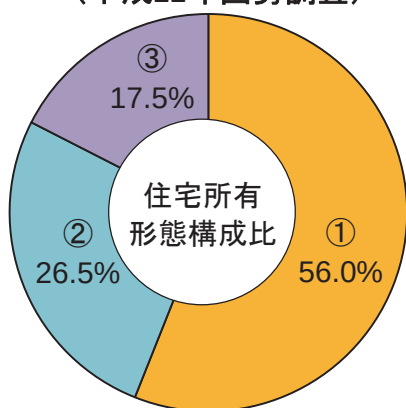


(2) 住宅所有の状況

成瀬台やつくし野では持ち家世帯の割合が高いため、長期的に居住する世帯が多く、地域への愛着が高い傾向があることが予想される。

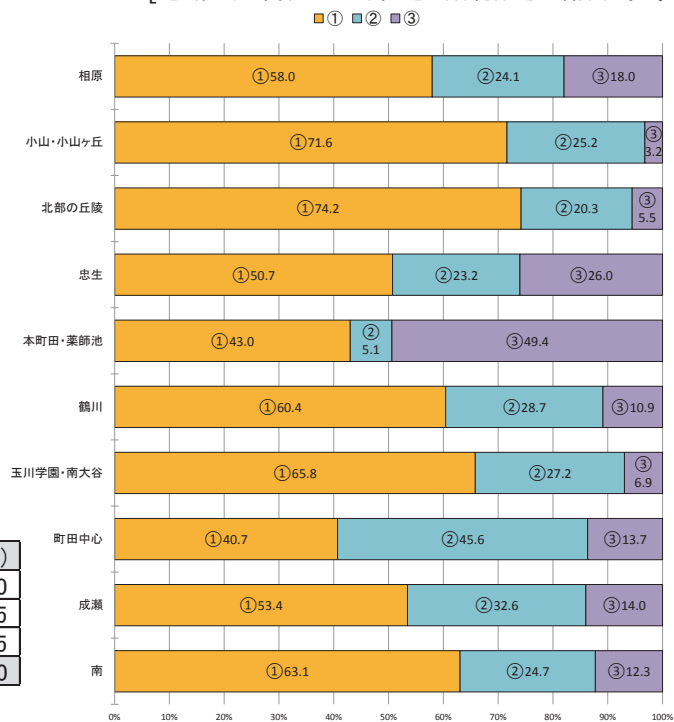


市居住世帯の住宅の所有割合
(平成22年国勢調査)



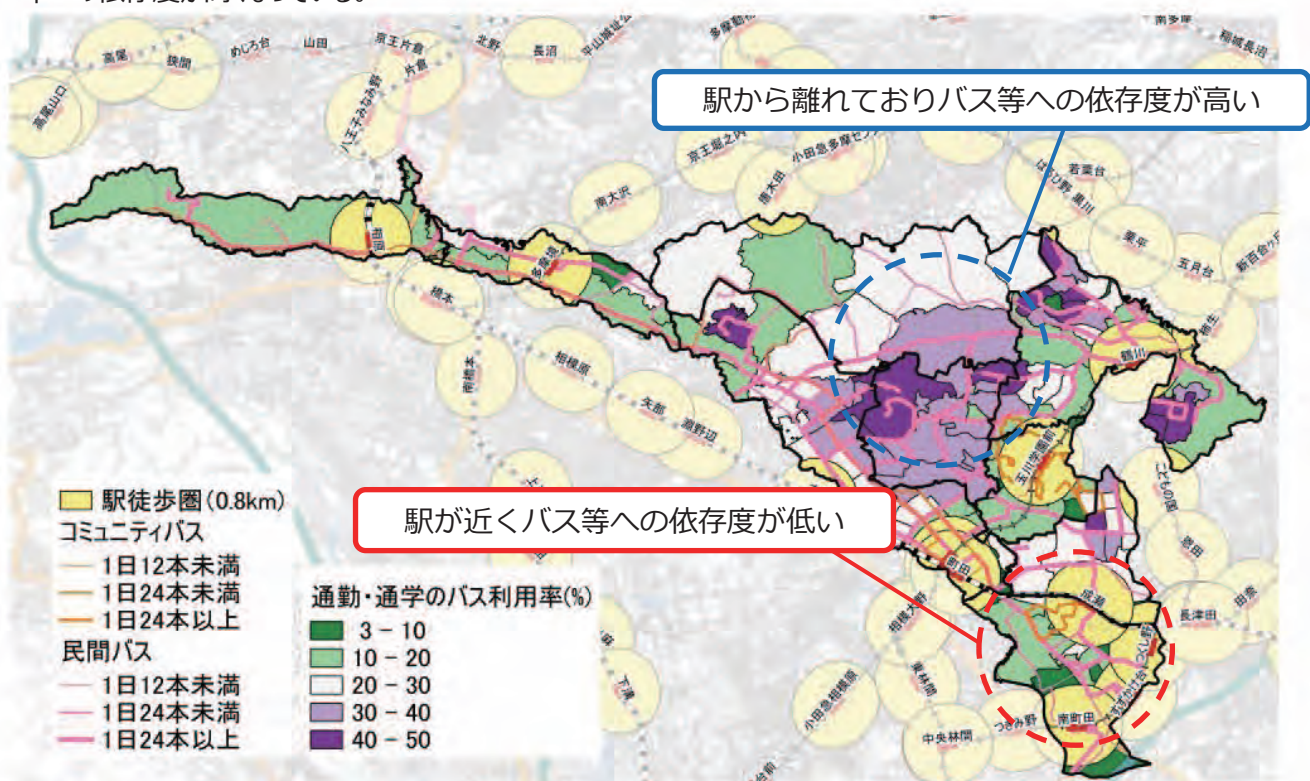
区分	世帯数	割合(%)
① 持ち家	99,987	56.0
② 民営借家	47,262	26.5
③ 公営借家・社宅など	31,213	17.5
住宅に住む世帯数	178,462	100.0

[地域別世帯数における住宅の所有形態の割合(%)]

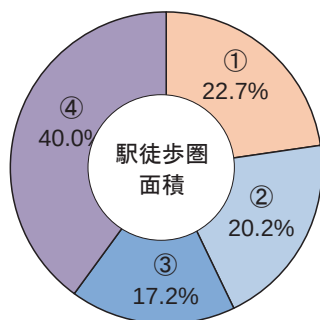


4. 交通の状況

忠生地域、本町田・薬師池地域はほとんどが駅からの徒歩 20 分超となっており、交通手段に占めるバスや自動車への依存度が高くなっている。



駅徒歩圏

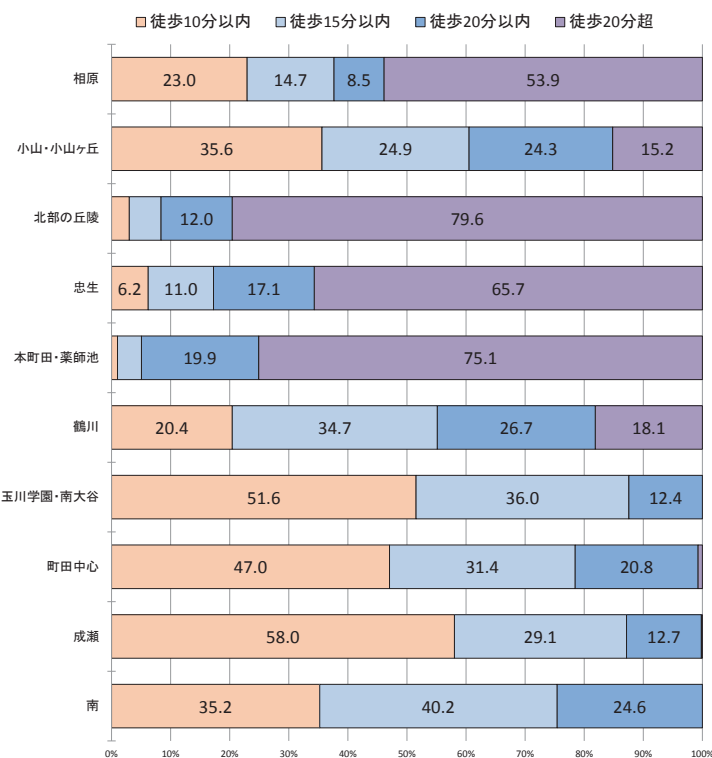


区分	面積	割合(%)
① 徒歩10分以内	16.4	22.7
② 徒歩15分以内	14.5	20.2
③ 徒歩20分以内	12.4	17.2
④ 徒歩20分超	28.8	40.0
駅徒歩圏	72.1	100.0

(参)

コミュニティバス	本数/日
まちっこ(公共施設巡回ルート)	町田駅周辺 12本
まちっこ(相原ルート)	町田～相原 3本(上り)
玉ちゃんバス(北ルート)	玉川学園前 36本
玉ちゃんバス(東ルート)	玉川学園前 36本
玉ちゃんバス(南ルート)	玉川学園前 36本
かわせみ号(成瀬駅ルート)	成瀬駅南側 36本

[地域面積における鉄道駅徒歩圏の割合(%)] (80mを徒歩1分で換算)

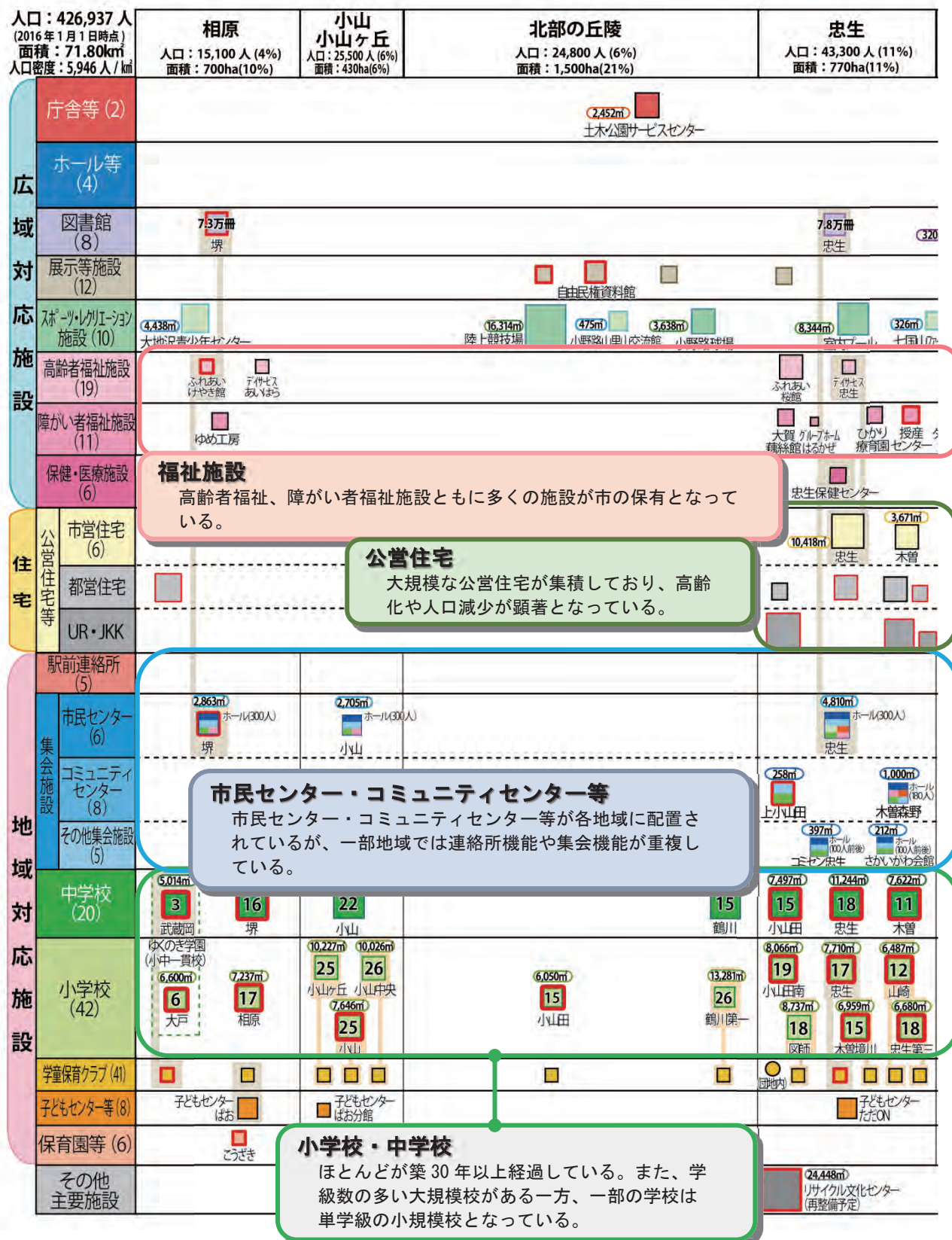


- ✓ 市の南部は駅が近接していることもあり、バス等への依存度は低い傾向にあるが、本町田・薬師池をはじめとした市の中央部などでは、バス等への依存度が高く、暮らしに必要な公共サービスの配置が求められるほか、広域的サービスについてはバス路線を考慮した配置が考えられる。

5. 公共施設の配置状況

市の主な公共施設について、地域と機能毎に分類し、配置状況を整理した。

広域的なサービスを提供する施設は、町田中心地域に集積している一方で、連絡所や図書館機能と複合化した市民センターやコミュニティセンターなどの集会機能を保有する施設が各地域に配置されている。また、築 30 年以上の学校が市内に多く配置されており、対応が必要となる。



※施設面積などは 2016 年時点
地域の列幅は面積比で作成

広域対応施設

市庁舎や市民ホール、市民病院といった大規模な広域対応施設の多くが町田中心地域に配置されており、各地域からのアクセスの確保が必要となる。

<凡例>

赤枠は 築30年以上

23 <学校>
学級数
(2016年5月1日時点の普通学級数)

＜集会系施設＞

※部屋機能を示す

ホール等
体育室等
和室等
美術・工芸室等

会議室等
音楽室・
スタジオ等
調理室

本町田 薬師池	鶴川	玉川学園 南大谷	町田中心	成瀬	南	市外
人口：56,900人(14%) 面積：700ha(10%)	人口：73,200人(18%) 面積：1,040ha(15%)	人口：30,100人(7%) 面積：390ha(6%)	人口：28,800人(7%) 面積：270ha(4%)	人口：44,800人(11%) 面積：490ha(7%)	人口：69,400人(17%) 面積：770ha(11%)	
6.1万冊 木曽山崎	5.0万冊 鶴川 9.1万冊 鶴川駅前	45,789m 本庁舎	6,651m 生涯学習センター 市民ホール プラザ町田文化交流センター	4,134m 総合体育館	13.2万冊 金森	
市立博物館	複合施設	国際版画美術館 ことばらんど	森野 サンプラザ町田体育館	自然体験村		
ふれあい くぬぎ館	本町田 在宅	玉川学園 在宅	玉川学園 在宅	ふれあい もみん館	つし野 子育てセンター	
タリファ園 こころみ 農園	木曾福地 サテライト	せなかや 会館	旧看護 専門学校 会館	わさびだ 療育園		
鶴川保健センター		市民病院	健康所 中町庁舎			
本町田 真光寺		森野	金森			
木曽山崎	鶴川駅前	玉川学園駅前	町田駅前	南町田駅前		
ホール(350人)	ホール(300人)	ホール(100人)	ホール(100人)	ホール(300人)		
木曽山崎	三輪	玉川学園建替校中 ホール(100前後)	市民フォーラム ホール(188人)	なるせ駅前 ホール(200人)	つし野 ホール(80人)	
やまざき会館	鶴川はろろあ会館	さらんぼホール	原町田6丁目若葉会館	小川児童センター		
11 山崎	12 町田第三	15 町田第二	12 南大谷	12 成瀬台	20 南	22 つし野
7.435m 七国山	6.758m 本町田東	6.374m 町田第五	6.438m 南大谷	7.609m 成瀬台	6.088m 南第三	6.925m 小川
7.029m 本町田	6.203m 町田第三	6.716m 町田第六	6.815m 町田第一	5.573m 高坂	6.407m 南第四	7.514m つし野
13 本町田	16 町田第三	11 町田第六	18 町田第四	12 南成瀬	17 南第一	22 つし野
山崎	大蔵	すみれ会館	町田	金森		
鶴見川グリーンセンター	子どもセンター つるて	こまち 児童館	南大谷 子どもクラブ	子どもセンター はあん		
28,155m 鶴見川グリーンセンター		6,549m ターミナルプラザ		46,906m 成瀬グリーンセンター		

1. 町田市公共施設再編計画策定検討委員会

役職	氏名	所属・職務名（委員委嘱時点）
委員長	市川 宏雄	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科長 町田市未来づくり研究所長
副委員長	山重 慎二	一橋大学経済学研究科 国際・公共政策大学院教授
委員	神山 和美	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事
委員	前島 正光	NPO 法人顧問建築家機構代表理事
委員	岩崎 俊男	町田市町内会・自治会連合会 副会長
委員	大塚 信彰	町田商工会議所 副会頭
委員	小林 祐士	一般社団法人町田青年会議所 理事長
委員	通地 康弘	町田市立中学校 PTA 連合会 会長
委員	大倉 博志	成瀬コミュニティセンター運営委員会 委員長
委員	増山 正子	市民委員
委員	吉田 努	市民委員（～2017.2）
委員	長谷川 隆	市民委員（2017.4～）

2. 町田市公共施設再編計画策定庁内検討委員会

役職	職務名
委員長	政策経営部担当副市長
副委員長	教育長 委員長以外の副市長
委員	政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長、営繕担当部長 防災安全部長（2017.4～）、市民部長、文化スポーツ振興部長 地域福祉部長、いきいき生活部長、保健所長、子ども生活部長 経済観光部長、環境資源部長、建設部長（～2017.3） 道路部長（2017.4～）、都市づくり部長、下水道部長、 学校教育部、生涯学習部、市民病院事務部長

3. 計画策定の経過

		主な取り組み	検討 委員会	庁内 委員会
2016 年	3 月	・『町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）』策 定		
	4 月	・『(仮称)町田市公共施設再編計画』策定に着手		
	10 月	・町田市公共施設再編計画策定庁内検討委員会設置		第 1 回
	11 月	・町田市公共施設再編計画策定検討委員会設置 ・公共施設利用者アンケート(窓口配付 2,400 枚)実施 (～12 月中旬)	第 1 回	第 2 回
2017 年	1 月		第 2 回	第 3 回
	2 月		第 3 回	第 4 回
	3 月	・町田市議会へ行政報告		
	4 月		第 4 回	第 5 回 第 6 回
	5 月		第 5 回	
	6 月	・「広報まちだ」1・2 面で特集記事掲載 ・「これからの公共施設のあり方について」市民意見募集 (～7 月中旬) ・「町田市 これからの公共施設のあり方について」市民アン ケート調査実施 ※無作為抽出 3,000 人対象(～7 月中旬) ・「これからの公共施設のあり方について」市民説明会実施 (全 10 回) ・公共施設長寿命化調査(小・中学校等 18 施設) (～7 月下旬) ・町田市議会へ行政報告		
	8 月		第 6 回	第 7 回
	9 月	・町田市議会へ行政報告		
	10 月	・市庁舎パネル展示①「知ってる?? 公共施設再編」	第 7 回	第 8 回
	11 月	・「広報まちだ」にて「みんなでつくる未来の場(かたち)」 定期掲載開始 ・市庁舎パネル展示②「知ってる?? 公共施設再編」	第 8 回	第 9 回
	12 月	・市民協働フェスティバル「まちカフェ!」パネル展示 ・町田市議会へ行政報告		第 10 回
2018 年	1 月	・二十祭まちだ(成人式)にてリーフレット配布	第 9 回	
	2 月		第 10 回	第 11 回

		主な取り組み	検討 委員会	庁内 委員会
2018 年	3 月	・公共施設マネジメント情報紙「ぶらっと」発行 ・広報テレビ「まちテレ」にて「公共施設の未来を考える」放映 ・「町田市公共施設再編計画(素案)」市民意見募集(～4月下旬) ・「町田市公共施設再編計画(素案)」市民説明会実施(全10回) ・町田市議会へ行政報告		
	4 月	・政策経営部企画政策課に公共施設再編担当課長を設置 ・市庁舎パネル展示③「知ってる?? 公共施設再編」		第 12 回
	5 月		第 11 回 第 12 回	第 13 回
	6 月	・町田市公共施設再編計画策定検討委員会から計画推進に向けた「提言書」受領 ・『みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画』策定 ・町田市議会へ行政報告		

検討委員会：町田市公共施設再編計画策定検討委員会

庁内委員会：町田市公共施設再編計画策定庁内検討委員会



町田市公共施設再編計画策定検討委員会の様子（左：第1回 / 右：第12回）



市庁舎パネル展示「知ってる?? 公共施設再編」



市民説明会の様子

4. 委員会からの提言書

再編計画の策定にあたり、町田市公共施設再編計画策定検討委員会から提言をいただきました。

2018年6月4日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市公共施設再編計画策定検討委員会
委員長 市 川 宏 雄

「町田市公共施設再編計画」の策定にあたって（提言）

町田市公共施設再編計画策定検討委員会では、2016年11月の設置以来、12回にわたり、公共施設の再編に関する議論を行ってきました。町田市公共施設再編計画（以下、再編計画という。）の策定にあたり、下記のとおり提言しますので、今後の市政運営において、十分留意くださるようお願いいたします。

記

1 市民と行政との情報共有を進めること

「みんなでつくる未来の場（かたち）」の実現に向けて、公共施設再編に関する市民の関心を高めるための十分な周知とみんなで考える機会を設けること。また、取組みを進めるためには、建物の維持や運営に係るコストや利用実態などのデータを共有するとともに、より市民の理解が得られるような情報の提供に努め、みんなで議論しやすい状況の創出に努めること。

2 将来を見据えた再編を進めること

市は、これから目指す都市像やまちづくり計画などを市民と共有し、市民生活の変化など将来を見据えた再編を実行すること。

3 官民連携、市民対話による市民主体の課題解決を目指すこと

施設利用者や近隣住民に限らず、将来を担う若年層や自発的に活動をしている人々、民間事業者など、様々な人々のアイデアや提案等を活かし、納税者である市民との対話を段階的に行うこと。また、行政は制約・条件だけでなく、複数の選択肢を提案するなどし、市民が主体的な課題解決に関与し、行動できる環境づくりを目指すこと。

4 着実に施設マネジメントが進められる組織体制を構築すること

公共施設再編の実現には、市民ニーズ、地域資源や特性を取組みの実践につなげることが重要となるため、これらを担う職員の育成に力を入れること。

また、庁内外の調整や自治体間連携を含めた行動により、スピード感をもって着実な取組みが進められる組織体制を構築すること。

5 社会状況の変化に対応できるよう、計画を定期的に検証すること

再編計画は、市の全体最適の観点を常に意識し、中長期的な取組みを前向きに進めるため、社会状況の変化に応じ、第三者の助言を受けるなど、定期的な検証を行い、「より良いかたち」を追求すること。

以上



本計画書及び概要版は町田市公式ホームページに掲載しています。
また、本計画書は市庁舎で販売しています。

みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画

2018 年 6 月発行

発行者 町田市

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

印刷 株式会社 芳文社

刊行物番号 18-16

